

平成 29 年版

環 境 白 書

(詳細版)

静岡県

平成 29 年 1 2 月

平成 29 年版環境白書 詳細版 目次

環境の現状及び施策の展開

第 1 章 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

第 1 節 環境と経済の両立

- 1 環境に配慮した事業活動の促進1
- 2 環境配慮型製品の普及促進4
- 3 環境・新エネルギー分野への参入・技術支援5
- 4 環境に関する情報発信の強化7

第 2 節 環境にやさしい暮らし方の実践

- 1 環境にやさしい暮らし方を学ぶ10
- 2 県民や企業等との連携・機会の拡大13
- 3 環境教育を実践する人材育成の充実17

第 2 章 低炭素社会に向けた取組

第 1 節 低炭素型の地域づくり（スマートコミュニティの形成）

- 1 都市と交通の低炭素化21
- 2 新エネルギー等の導入促進23
- 3 二酸化炭素の吸収源対策25
- 4 フロン類対策の推進26

第 2 節 未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立

- 1 ライフスタイルの変革28
- 2 住まいの省エネ化31

第 3 節 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進

- 1 ビジネススタイルの変革32
- 2 事業所の省エネ化33
- 3 環境産業の創出34

第 4 節 低炭素社会を担う人づくり

- 1 低炭素化をマネジメントする人材の育成36
- 2 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進36

第 5 節 気候変動による影響への適応

- 1 気候変動による影響への適応38

第 3 章 循環型社会に向けた取組

第 1 節 循環資源の 3 R の推進

- 1 県民総参加による Reduce 発生抑制、Reuse 再使用の推進39
- 2 良質なリサイクル（Recycle 再生利用）の推進41

3	エネルギー回収の促進	45
4	未利用資源の利用促進	45
第2節 廃棄物の適正処理の推進		
1	事業者指導の強化と優良事業者の育成	47
2	適正処理推進体制の充実	48
3	有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進	49
4	不法投棄対策の推進	50
5	不用品回収業者対策の強化	51
6	災害廃棄物の適正処理の推進	51
第3節 循環型社会を担う基盤づくり		
1	環境教育等の推進	53
2	海岸漂着物等対策の推進	53
3	環境ビジネスの振興	54
4	関係機関との連携強化	54
第4節 森林資源の循環利用の促進		
1	県産材の需要拡大	56
2	県産材の安定供給体制の確立	56
3	ビジネス林業の展開	57
第5節 水循環の確保		
1	水資源の適正な管理と有効利用の促進	59
2	安全で良質な水道水等の安定供給	61
3	森林の持つ水源涵養機能の確保	63

第4章 自然共生社会に向けた取組

第1節 生物多様性の確保		
1	生物多様性戦略の策定	64
2	希少野生動植物の保全	64
3	外来動植物対策	65
4	有害鳥獣対策	67
第2節 自然環境の保全		
1	森・川・海の保全と復元	69
2	自然環境に配慮した公共事業の推進	71
3	富士山の自然環境保全に向けた取組	72
4	自然公園等の適正な管理と利用の推進	74
5	美しい景観づくり	76
第3節 人と自然との関係を見つめ直す		
1	自然ふれあい施設等の利用促進	81
2	エコツーリズム等の支援	82

第4節 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

1 里地・里山・里海の保全	83
2 環境保全型農業の促進	84
3 森林の多面的機能の発揮	86
4 環境保全型漁業の普及	87

第5節 良好な生活環境の確保

1 水・大気・土壌等の環境の保全	89
2 化学物質の適正管理	115
3 花と緑のうるおいある魅力的なまちづくりの推進	118
4 環境アセスメントの実施の指導	119
5 調査・研究の充実	120

第1章 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

第1節 環境と経済の両立

(1) 環境に配慮した事業活動の促進

《現状》

- ・本県は、企業の環境保全意識が高く、環境マネジメントシステムの一つであるエコアクション21の認証事業者数が都道府県別で全国第1位。(平成28年度末時点)
- ・また、エコアクション21の認証事業者数は、前年度末に比べ31件増加。(図I-1-(1)-1)

【環境政策課】

《課題》

- ・企業の環境に配慮した事業活動を更に促進するためには、企業が環境保全に取り組み、企業の経営上にもメリットが生じるような仕組みが必要。
- ・今後はエコアクション21の認証の新規取得だけでなく、更新についても支援が必要。

【環境政策課】

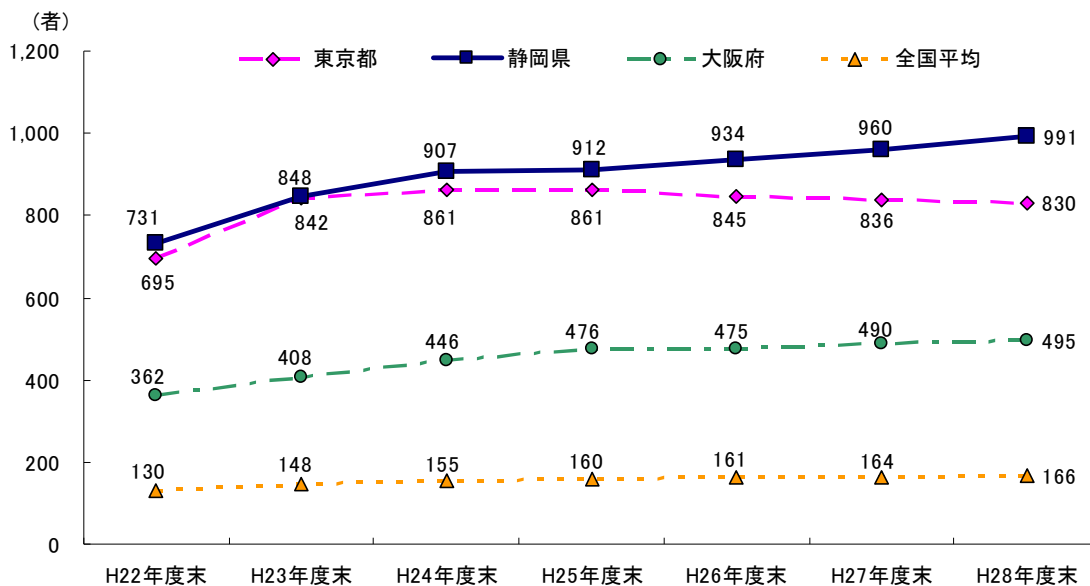
《施策の展開》

ア エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及するため、セミナーやフォーラムを開催。
- ・県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場・事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目とすることによる、エコアクション21、ISO14001の認証取得を促進。

【環境政策課】

(図I-1-(1)-1) エコアクション21の認証事業者数の推移(上位都府県及び全国平均)



イ 事業者の先進事例の広報等による環境配慮型経営の促進

- ・ 県民や事業者の地球温暖化防止に対する意欲の向上を図るため、静岡県地球温暖化防止条例に基づき、知事が地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰。(表 I-1-(1)-1) 【環境政策課】

(表 I-1-(1)-1) 平成 28 年度静岡県地球温暖化防止活動知事褒賞受賞者

部門		受賞者	事例概要
温室効果ガス排出削減対策部門	大企業等の部	株式会社大川原製作所	ヒートポンプを利用したハイブリット乾燥システムなどの開発・販売や既設の乾燥設備の燃料転換の提案等を通じ、CO2 排出量の削減に寄与している。
	中小企業等の部	磐田化学工業株式会社	食品廃棄物をバイオマス発電に活用し製造した製品を顧客工場に販売、そこから排出された廃棄物を処理する「リサイクルループ」を構築している。
地球温暖化防止普及・啓発部門	学校等の部	学校法人静岡理工科大学 星陵中学校・高等学校	中高一貫教育を活かし、再生可能エネルギーのバイオメタンを利用した4年間の学習から実証実験にかけて段階的に行う教育プログラムを、東北大学と連携し実施している。
	個人・団体の部	山脇 一	世界初のソーラーボートイベントや、ソーラーバイクレースを開催するなど、継続的な普及啓発を実施している。また、親子教室等を開催し地球温暖化防止の人材教育を実施している。

ウ 温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行促進

- ・ 静岡県地球温暖化防止条例に基づき一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付け。
- ・ 平成 27 年度の温室効果ガス排出状況は、事業者が提出した平成 27 年度温室効果ガス排出削減報告の総排出量では 10,120 千トン-CO₂で、基準年度(平成 25 年度)に対して 7 千トン-CO₂、0.1% 減少。(表 I-1-(1)-2)

【環境政策課】

(表 I-1-(1)-2) 平成 27 年度温室効果ガス排出状況

[単位：千トン-CO₂、%]

該当要件	基準年度 (H25) (A)		H27 実績 (B)	B-A (C) C/A
	1号 エネルギー管理指定工場	8,751		8,625
2号 24時間営業事業者	146		144	△ 1 △ 1.0
3号 運輸事業者	179		181	2 1.0
4号 その他	1,052		1,170	118 11.2
計	10,127		10,120	△ 7 △ 0.1

注1：「4号その他」はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出事業所。1号と重複する事業所の排出量を含む。

注2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

エ 自動車通勤環境配慮計画書制度の確実な履行促進 (表 I-1-(1)-3) 平成 27 年度マイカー通勤の状況

- ・静岡県地球温暖化防止条例に基づきマイカー通勤者が多い事業所に対して、自動車通勤環境配慮計画書及び実績報告書の提出を義務付け。
- ・平成 27 年度のマイカー通勤率は 72.3% で、基準年度(平成 25 年度)に対して 0.5%増加。(表 I-1-(1)-3)

区分	基準年度 (H25) (A)	H27 実績 (B)	B-A (C) C/A
事業所数	33 事業所	33 事業所	増減なし
従業員数(A)	74,061 人	74,642 人	581 人
マイカー通勤者(B)	53,210 人	53,956 人	746 人
マイカー通勤率(A/B)	71.8%	72.3%	0.5%

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【環境政策課】

オ J-クレジット等の省エネルギー対策制度の周知

- ・平成 29 年度から施行する静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度に J-クレジット制度をはじめとしたカーボン・オフセットの活用状況を記載する欄を新設。
- ・このほか、静岡県が実施する地球温暖化対策に資する施策への参画状況を記載する欄を新設。
- ・上記の周知のため、制度改正説明会を計 8 回開催、約 600 名が参加。

【環境政策課】

カ 省エネルギー対策に関する情報提供

- ・省エネルギー対策に関する企業の取組事例や国・自治体等の助成制度について紹介する説明会を実施。

【環境政策課】

開催日	内容	場所	参加者数
平成 28 年 6 月 16 日	・経済産業省、環境省、県の省エネ関連支援策 ・エコアクション 21 の概要、企業の取組事例	静岡県産業経済会館 3 階 大会議室	101 人

キ 次世代自動車の普及促進

(表 I-1-(1)-4) 県内の EV・PHV・電動二輪の普及状況(台)

- ・「ふじのくにEV・PHVタウン構想」や県の「水素ステーション整備方針」に基づき、環境負荷の少ないEVやPHV、FCVなどの次世代自動車の普及を促進。(表 I-1-(1)-4)
- ・平成 28 年度は、国の補助制度を活用し、市町等による急速充電器の設置を支援するとともに、充電器の位置情報の配信など、EVやPHVの利用環境向上に関する取組を実施。

車種	台数
EV	3,992
PHV	1,845
小計	5,837
電動二輪※	962
計	6,799

※電動二輪は平成 29 年 4 月 1 日現在

- ・また、伊豆半島地域において、EV・PHVの利用を促進するため、利用者への優待サービスを設けるなど、環境に優しいエコリゾートとしての魅力を発信。

【エネルギー政策課】

ク エネルギーの「見える化」の促進

- 平成 29 年度から施行する静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度において、従来自由記載であった「省エネルギー対策」を選択肢で示し、記載を必須化。エネルギーの「見える化」等の運用対策を明示し、事業者の新たな効果的な取組を促進。【環境政策課】

ケ 省エネ診断や助成・利子補給など中小企業の取組支援

- 中小企業の地球温暖化対策の取組を促進するため、平成 28 年度は 72 者の無料省エネ診断を実施。【環境政策課】
- 中小企業者の新エネルギーや省エネルギーなどの設備導入を支援するため県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「新エネ・省エネ設備等導入促進資金」を実施。
- 資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1 億円(※)	10 年以内	年 1.4%以内又は 1.6%以内	年 0.3%~1.3%又は年 0.98%

- 平成 28 年度の実績：6 億 9,605 万円。(37 件) ※ 天然ガスコージェネレーション導入時/3 億円【商工金融課】
- 中小企業における電気・メタノール・ハイブリッド自動車などの低公害車等の導入を支援するため、導入の際の借入れについて利子補給を行う「環境保全資金利子補給制度」は、平成 23 年度をもって新規受付分を終了し、平成 24 年度からは、商工金融課で所管する「経営改善資金制度」により支援。【生活環境課】

(2) 環境配慮型製品の普及促進

《現状》

- 環境ビジネスの支援ツールである静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により、環境に配慮した製品、技術に関する情報発信や県内企業の先進的な取組を紹介。【環境政策課】

《課題》

- 環境製品の割高感や、環境ビジネスの提供者と利用者間で情報ギャップが見られるなど、市場は成長過程にあり、消費者の支持を拡大することが必要。【環境政策課】

《施策の展開》

ア 静岡県リサイクル製品認定制度の周知

- リサイクル製品の安心・安全に関わる基準を設定し適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、パンフレットを作成し、関係機関・団体への説明会や県内外における展示などで広報。
- 静岡県では、廃棄物を原材料として、県内で製造・加工されたりサイクル製品のうち、品質等の認定基準を満たしたものを「静岡県リサイクル認定製品」として認定。

【廃棄物リサイクル課】

イ リサイクル認定製品の公共工事等における利用促進

- ・県や市町の公共工事発注者、物品購入者等へパンフレットを配布したほか、担当者会議において制度の周知を図り、利用を促進。・土木、農林、建築・営繕の担当者を対象に制度・認定製品の説明を行い、利用を促進。
- ・平成 22 年度から交通基盤部において「静岡県リサイクル認定製品」を使用する工事を実施。平成 28 年度は、土木・農林事務所発注の 26 工事で使用。
- ・平成 28 年 10 月に名古屋で開催された、「建設技術フェア 2016in 中部」において制度や認定製品を紹介。

【廃棄物リサイクル課、技術管理課】



建設技術フェア 2016in 中部 (平成 28 年 10 月)
認定制度の紹介、認定制度のパンフレットを展示



県庁ギャラリー展示 (平成 28 年 6 月)
認定制度の紹介、認定製品のサンプルを展示

ウ 循環型ビジネスの情報発信など企業の環境負荷低減の活動支援

- ・静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により新技術・新製品等の循環型ビジネスに関する情報発信を行っており、平成 28 年度は、廃棄物の削減や各種のリサイクル事業等の取組事例を掲載、アクセス件数は 60 万件余。
- ・企業・事業所等において環境への負荷を低減するよう、静岡県環境ビジネス協議会と連携して生ごみリサイクルに関するセミナーや新エネ・省エネ等をテーマとした環境展の見学会を開催。(表 I-1-(2)-1)

【環境政策課】

(表 I-1-(2)-1) 静岡県環境ビジネス協議会の概要 (平成 29 年 3 月現在)

会員数	237 団体 (企業 : 129、団体 : 59、大学・研究機関 : 22、行政 : 27)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連セミナーの開催 ・テーマ別研究会の開催 ・ホームページによる協議会の活動状況等環境情報の提供 ・環境情報交換システム (エコマート静岡) による製品・技術情報の発信

(3) 環境・新エネルギー分野への参入・技術支援

《現状》

- ・国は、「第 4 次エネルギー基本計画」で、新エネルギーを有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源と位置付け、導入を積極的に推進。
- ・新たなエネルギー関連の産業・雇用創出も視野に、経済性等とのバランスのとれた開発推進が必要。

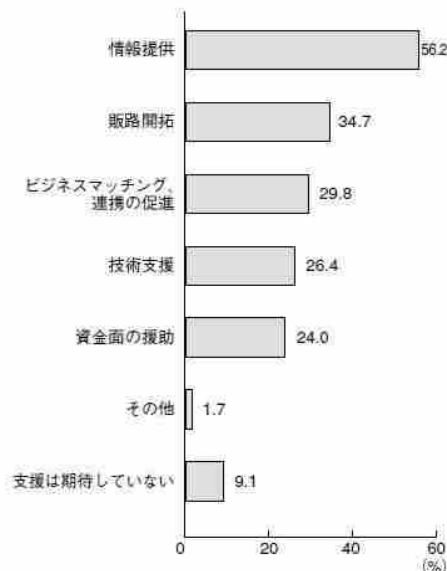
- ・市場の拡大や新規雇用の拡大も期待され、県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援が必要。

【新産業集積課】

《課題》

- ・企業が支援機関に期待する支援内容は、情報提供、販路開拓、資金面の援助など。(図 I-1-(3)-1)
- ・県内企業の環境分野への参入に当たり、業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、製品等の販路開拓、製品化に向けた研究開発費に対する助成などの総合的な支援が必要。

【新産業集積課】



《施策の展開》

ア 環境・新エネルギー分野への参入のための関係情報の提供

- ・次世代自動車について、低燃費化や高効率化に対応するため、小型・軽量化等の製品・技術開発を担う中核となる人材を育成する「次世代自動車中核人材育成講座」を開催、電気自動車分解部品を「ふじのくに次世代自動車ライブラリー」として浜松工業技術支援センターに常設展示。
- ・海外展開を支援するため、環境技術の海外展開セミナーや個別コンサルティングモデル事業などの「東南アジア環境ビジネス支援事業」を実施。

【新産業集積課】



次世代自動車中核人材育成講座



環境技術の海外展開セミナー

- ・次世代自動車について、県内におけるFCV（燃料電池自動車）の普及及び水素ステーションの整備の効果的な促進のため「ふじのくにFCV普及促進協議会」を開催。

【エネルギー政策課】

イ 技術コーディネータによる相談対応

- ・技術相談、製品企画や販路開拓において、県内中小企業が抱える課題や問題解決を支援するため、技術コーディネータ（民間企業OB等）が相談対応。環境分野をはじめ全分野で336件。

【新産業集積課】

ウ 新技術の製品化に向けた開発等への助成

- ・ 県内中小企業が取り組む研究開発やその成果を活用した製品化を支援するための助成事業を実施。
- ・ 国立研究開発法人産業技術総合研究所と県内企業の共同研究開発を支援する「先端企業育成プロジェクト推進事業費助成」では、環境・新エネルギー分野について4社に助成。
- ・ 研究開発成果を活用した製品化を支援する「事業化推進助成」では、環境分野について5社（内 次世代自動車分野4社）に助成。

【新産業集積課】

エ 新技術製品等の販路開拓支援

- ・ 環境分野に取り組む県内中小企業の情報発信し、販路開拓を進めるため、展示会への出展を支援。「NEW 環境展」の出展は10社、商談は105件。
- ・ 小笠山総合運動公園(エコパ)で開催された「全日本学生フォーミュラ大会」で県内企業が開発したEV等の次世代自動車を展示し、企業と学生の技術交流を促進。

【新産業集積課】



NEW 環境展



「全日本学生フォーミュラ大会」EV等の展示

(4) 環境に関する情報発信の強化

《現状》

- ・ 県ホームページ、各種環境イベントの開催、出展、メールマガジンの配信等により、県の環境事業に関する広報を実施。
- ・ 平成28年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民の割合は82.1%と、前年度の86.1%から4%減少しており、特に20歳代の実施率が相対的に低いことから、マスメディアを通じた広報活動を展開するとともに、各種環境イベント等を活用し、若年層を中心とした県民に環境保全活動の実践を促していくことが必要。

【環境政策課】

《課題》

- ・ 10代後半から20代をターゲットに、環境に関する情報発信を強化していくとともに、環境教育団体が環境教育を継続して実践できる体制の整備を図っていくことが必要。
- ・ 効果的な情報発信を行うため、まず、受け手側の感情や認識を正確に把握したうえで、効率的な手法を検討していく双方向の戦略的コミュニケーションを取り入れることが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア タウンミーティング等による情報交換

- ・ 県民の環境に対する意識について把握するとともに、環境保全の啓発に有効な情報発信手段について県民の意見を募るため、タウンミーティングを開催。
- ・ 平成 28 年度は、「エコな取組について考える」というテーマで、大学生を中心とした県民との意見交換会を実施。

【環境政策課】

イ 低炭素社会の形成に向けた広報

- ・ 地球温暖化防止に向けた県民の行動を「地球への約束」として募集し、県民等の自主的な取組を促進し参加者の拡大を図る。
- ・ 地球温暖化防止活動に貢献のあった個人・団体を対象に知事褒賞を実施。
- ・ 省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等についてセミナーやホームページ等を通じた情報提供。
- ・ 省エネ性能に優れた住宅の建築やリフォームについて住まい博や県ホームページ等での情報提供。

【環境政策課】

- ・ 「ふじのくにしずおか次世代エネルギーパーク」等の新エネルギー施設の見学や体験を通じて、再生可能エネルギーに対する理解促進やエネルギー教育の充実を図る。

【エネルギー政策課】

ウ 循環型社会の形成に向けた広報

- ・ 県のホームページ「知ろう 使おう バイオマスWEB」により、県内のバイオマスに関する情報を発信。
- ・ 「静岡県リサイクル製品認定制度」の周知を図るとともに、認定製品の積極的利用を呼びかけ、利用を推進。
- ・ 県のホームページ「エコマート静岡」により、新技術・新製品や企業の取組を紹介し、事業者間の連携や活発な情報交換を支援。
- ・ 10 月の「木使い推進月間」を中心に、セミナー・研修会を開催するなど、「しずおか木使い県民運動」を推進。
- ・ 県民に対し、県ホームページ「しずおか木使いネット」などにより県産材の情報を発信。

【研究開発課】

【廃棄物リサイクル課】

【環境政策課】

【林業振興課】

- ・ 小学生等を対象とした「水の出前教室」や「水の週間記念作文コンクール」等さまざまな啓発活動を実施し、水資源や水循環の大切さを周知。

【水利用課】

エ 自然共生社会の形成に向けた広報

- ・ 県内各地に設置してある大気環境測定局で測定したデータをリアルタイムに県ホームページなどで公表。さらに、光化学オキシダントが高濃度になった緊急時や、PM2.5 の濃度が国の暫定指針値を超えると予測される時には、注意報の発令等により、県民への注意喚起を実施。
- ・ 環境問題に関して、事業者から住民への情報開示や意見交換等を通じ、相互理解を深めるリスクコミュニケーションへの取組を推進。

【生活環境課】

【環境政策課】

- ・柿田川を始めとした県内の多くの湧き水を県ホームページで紹介するなど、湧き水とふれあう機会を増やすことにより、水資源を守る意識の高揚を図る。
- ・県民の水資源を守る意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を展開。

【水利用課】

- ・富士山憲章推進会議のグッズの作製にあたり、富士山憲章を印刷する等、その啓発に努める。

【富士山世界遺産課】

- ・富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、ビオトープ等を活用して、多様な動植物と触れ合う場の提供や環境啓発を促進。
- ・将来を担う若い世代をターゲットとしたホームページやソーシャルネットワークにより、農山漁村地域の情報を発信。
- ・担い手や農地所有者に対し、荒廃農地の発生防止及び再生利用の支援策を周知します。また、優良な取組に対する表彰や事例発表等を開催し、農地の有効活用に対する意識の醸成を図る。

【農業ビジネス課】

- ・学生や地域住民対象の治山セミナー等を開催し、森林の機能や事前防災・減災対策の重要性を伝える。
- ・「しずおかアダプト・ロード・プログラム」、「リバーフレンドシップ」について、県ホームページで取組事例を紹介。
- ・「森と湖に親しむ旬間（7月下旬）」や「県民の日（8月21日）」等に併せて、ダム等及び貯水池を活用し、施設や河川を広報するイベントを毎年開催。

【河川企画課】

- ・魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、都市、田園、農山漁村などを対象として、地域の個性を生かした良好な景観が形成されている地区や施設、住民が主体となっていて行っている景観形成活動などを表彰する「静岡県景観賞」を実施。
- ・「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度を活用し、県民や企業等の参加による森づくりを促進。
- ・企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度への企業参加を促し、各取組を紹介する「企業の森づくりCSR情報」を発行。

【環境ふれあい課】

第2節 環境にやさしい暮らし方の実践

(1) 環境にやさしい暮らし方を学ぶ

《現状》

- ・NPO等の団体による活発な環境保全活動、自治会や事業所におけるリサイクルや環境美化への取組事例多数。
- ・平成28年度の県政世論調査においては、「節電や節水、家庭ごみの分別、マイバッグの持参、低燃費車や省エネ家電への切り替え、エコドライブ、清掃活動への参加、緑化など」環境への配慮を実践している県民の割合が8割以上。

【環境政策課】

《課題》

- ・県民の環境への関心を一層高めるとともに、この関心が家庭、地域、職場等における県民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践に結びつくため、環境教育・環境学習や環境保全活動を進めていくことが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 「ふじのくにエコチャレンジ」の展開

- ・企業、市町、関係団体と連携して、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた取組を進める「ふじのくにエコチャレンジ」を展開し、204,021人が参加。(表I-2-(1)-1)

【環境政策課】

(表I-2-(1)-1) 平成28年度「ふじのくにエコチャレンジ」事業内容

区分	メニュー	内 容	参加者数 (CO2削減量)
実行委員会事業	TRY	・家庭・事業所等による温暖化防止に向けた取組の“約束”を募集。優秀な取組や事例を表彰。	105,192人 (204トン)
	BANK	・夏期(7～9月)・冬期(12・1月)における、昨年同月比使用量減又は世帯人数別県標準家庭値(家庭のみ)より少ない値の電気・ガスの検針票を回収、二酸化炭素削減量を見える化。 ・全体の削減量をホームページ等で公表。	90,502人 (1,232トン)
事業委託	KIDSs	・県、市町、県地球温暖化防止活動推進センター、小学校が協働。 ・小学校高学年を対象に実施。エネルギー使用量等を調べるとともに、家族と共にエコ生活をして二酸化炭素の排出を削減する。	5,611人 (9トン)
連携事業	CHECK	・県、市町、県温暖化防止活動推進センターが連携し実施。イベント会場、学校、事業所等で、日常生活でできる節電・省エネの取組を、CHECKシートで気軽に確認。	2,716人 (478トン)
合 計			204,021人 (1,922トン)

ふじのくにエコチャレンジ実行委員会の構成

委員長	静岡県地球温暖化防止活動推進センター長 佐藤博明 (元静岡大学学長)
副委員長	静岡県くらし・環境部長 高木利夫
構成員	県、全市町35団体、民間企業16社(県内民放テレビ局4社含む)、事業者団体6団体、市民団体等5団体 計63団体
事務局	静岡県地球温暖化防止活動推進センター

イ 地球温暖化防止に向けた「地球への約束」の募集

- ・エコチャレンジ TRY 事業により、家庭・事業所等における温暖化防止に向けた取組の“約束”を広く募集し、ホームページ等で紹介。優秀な取組や事例を表彰することで、県民各層の理解と具体的な行動を促進。(表 I-2-(1)-2) 【環境政策課】

(表 I-2-(1)-2) 平成 28 年度エコチャレンジ TRY 事業の部門別参加状況

実施期間	平成 28 年 6 月から平成 28 年 12 月	
参加者数	952 チーム 105,192 人	
区 分	内 容	参加者数等
家 庭 部 門 (うち、「エコ宣言」チーム)	家庭や暮らしにかかわるエコ活動	571 チーム 26,726 人 (186 チーム 25,412 人)
事 業 所 部 門	企業や職場などで取り組むエコ活動	149 チーム 59,755 人
グ ル ー プ 部 門	団体・サークル・学校・地域でのエコ活動	69 チーム 12,593 人
イ ベ ン ト 部 門	環境系イベントやエコ運営のイベント	163 チーム 6,118 人
小 計		952 チーム 105,192 人

ウ 地域のリーダーの養成

(ア) 環境学習指導員の養成

- ・地域における環境教育推進のため、新たな静岡県環境学習指導員を養成するとともに、指導員の資質向上のための研修会を開催。

(表 I-2-(1)-3) 【環境政策課】

(表 I-2-(1)-3) 平成 28 年度の環境学習指導員養成講座の概要

実施期間	平成 28 年 7 月～11 月、11 日間
参加者数	17 人

(イ) 「もったいない」の精神の普及

- ・「もったいない」の精神を高揚し、継承する機会を提供できるよう、体験型学習の指導法を習得できる講座を開催。(表 I-2-(1)-6、7 参照) 【廃棄物リサイクル課】

エ 小学生を対象としたプログラムの実施

- ・小学生を対象に日常生活の中でできる地球温暖化などの環境問題を解決するための実践行動を促進する体験プログラムを実施。(表 I-2-(1)-4) 【環境政策課】

(表 I-2-(1)-4) 平成 28 年度エコチャレンジ KIDs 事業の概要

実施期間	平成 28 年 5 月～平成 29 年 2 月	
参加数	小学校 94 校 延べ 5,611 人	
実施内容	キックオフイベント	子供たちへの動機付けを目的とした講話、グループワーク、プログラムの例示
	チャレンジ	普段の家庭生活の自己診断と取組の実践 各 1 週間
	セレモニー	取組の認定書授与式

オ 家庭における省エネルギー対策へのアドバイスの実施

- ・静岡県地球温暖化防止活動推進センターが、家庭で使用している機器や生活習慣を聞き取り、CO2 排出実態を確認後、コンピュータシミュレーションに基づく対策の提案と費用対効果の説明等を行う「うちエコ診断」を実施。 【環境政策課】

カ 環境学習の機会の充実

(ア) 「ふじのくに環境教育基本方針」に基づく環境教育・環境学習の推進

- ・県と県教育委員会は平成24年3月に策定した「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、地域に根差した総合的な環境教育・環境学習を推進。【環境政策課】

(イ) 環境月間県民大会の開催

- ・平成28年6月4日にクリエート浜松で環境月間県民大会を開催。
- ・積極的に環境保全活動を行っている地域の団体の活動事例発表や環境に関する講演を実施。
- ・約130人が参加。

【環境政策課】

(ウ) こどもエコクラブ活動への支援

- ・「こどもエコクラブ」(平成28年度会員：85クラブ、2,995人)に対し、各クラブに参加する子供たちの交流会を開催。(表I-2-(1)-5)

(表I-2-(1)-5) 平成28年度こどもエコクラブ学習会・交流会実績

年月日	場所	参加者数
平成28年10月2日	富士市	29人
平成28年11月19日	静岡市	29人

【環境政策課】

(エ) もったいないの意識の高揚

- ・県民に対し、広く廃棄物・リサイクルに関する正しい情報を提供し、日常生活における3Rの取組を促進。各地域の実情に即した啓発教室が行われるよう、市町等の職員を対象にした廃棄物・リサイクル学習指導法講座や大学等の新入生を対象とした大学生に教えた3R講座を開催。

(表I-2-(1)-6、7)

- ・3Rに関する教材や学習副読本を提供することにより、3Rの理解を深めるための支援の充実を図っている。さらに、ちらし、雑誌への掲載、看板の設置などを通して、ふじのくにエコショップ宣言制度、マイボトル・マイカップ運動、リサイクル製品認定制度、不法投棄防止等の広報を実施。

【廃棄物リサイクル課】

(表I-2-(1)-6) 平成28年度廃棄物・リサイクル学習指導法講座の概要

開催日	会場	内容	参加者数
平成28年6月20日	東部総合庁舎内会議室(沼津市)	小型家電リサイクルの推進に関する取組事例紹介、体験学習	20人

(表I-2-(1)-7) 平成28年度大学生に教えた3R講座の概要

開催日	実施状況		内容
平成28年4月	講座開催	3大学 約3,090人	新入生を対象に、3Rの意味やその必要性、ごみの分別方法等を説明
	資料配布	11大学 約4,520人	

(オ) エコチャレンジKIDs事業

- ・小学生を対象に日常生活の中でできる地球温暖化などの環境問題を解決するための実践行動を促進する体験プログラムを実施。(表I-1-(1)-2)

【環境政策課】

(表I-1-(1)-2) 平成28年度エコチャレンジKIDs事業の概要

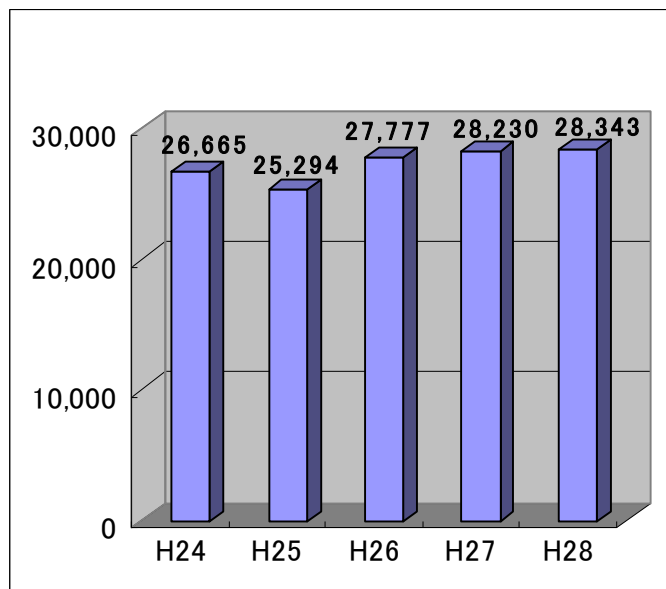
実施期間	平成28年5月～平成29年2月	
参加数	小学校94校 延べ5,611人	
実施内容	キックオフイベント	子供たちへの動機付けを目的とした講話、グループワーク、プログラムの例示
	チャレンジ	普段の家庭生活の自己診断と取組の実践 各1週間
	セレモニー	取組の認定書授与式

(2) 県民や企業等との連携・機会の拡大

《現状》

- ・県民参加による「森づくり県民大作戦」の森づくり活動が行われ、平成 28 年度は 28,343 人が参加。(図 I-2-(2)-1) 【環境ふれあい課】

(図 I-2-(2)-1) 森づくり県民大作戦の実績



《課題》

- ・森づくり活動への参加者は高齢者が多く参加者も固定化されてきていることから、幅広い世代の参加を促し、次代を担う子供等若年層の参加促進。 【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 地産地消型エネルギーシステム構築への取組促進

- ・富士・富士宮地域における電気や熱を地域内で有効利用する仕組みづくりでは、官民の連携による取組が進んでおり、地域内で発電する地産電力を地域内で有効利用する電力事業者「地域 P P S」において、調整電源の設置など電力供給に向けた取組を推進。 【エネルギー政策課】

イ 「環境教育ネットワーク」の活用

(ア) 環境学習フェスティバルの実施

- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等 56 団体が参加し、平成 29 年 1～2 月の間に 90 の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催。
- ・広報誌やホームページを通して多様な行事を P R するとともに、他団体と協働でシンボルイベントを開催。 【環境政策課】

(イ) 環境教育ネットワーク推進会議の開催

- ・伊豆・東部、中部、西部の 3 地域で「環境教育ネットワーク推進会議」を平成 28 年 8 月に開催し、企業や N P O、社会教育施設、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制を構築。(平成 28 年度ネットワーク参加者 153 名) 【環境政策課】

ウ 協働による環境保全活動の推進

(ア) しずおかアダプト・ロード・プログラム

- ・住民団体等が、ボランティアで道路の清掃等に取り組む仕組。
- ・平成 13 年度から始まり、平成 29 年 3 月末現在、167 団体が道路の美化活動に参加。

【道路保全課】

(イ) リバーフレンドシップ制度

- ・県河川において、住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行なう制度。
- ・平成 29 年 3 月末現在、リバーフレンド団体は 562 団体。

【河川企画課】

(ウ) ふじのくに美農里プロジェクト

- ・農業者を中心とした活動や、地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た協働活動により、農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の維持・向上を図る取組。
- ・平成 19 年度から始まり、平成 28 年度は 226 組織が活動。

【農地整備課】

エ 県民や企業等の参加による森づくりの促進

(ア) 企業の森づくり活動の支援

- ・企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度は、県が森づくり活動を希望する企業に森林所有者等と協定を締結し、森づくり活動を促進。平成 29 年 3 月末までに「しずおか未来の森サポーター」として 40 社と協定を締結。
- ・通常用の紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体などが購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」に平成 29 年 3 月末で 79 の企業や団体が参加。(表 I-2-(2)-1)



新規サポーターとの協定締結式

【環境ふれあい課】

(表 I-2-(2)-1) しずおか未来の森サポーター企業の一覧

サポーター企業	協定年月	活動内容
ヤマハ(株)	平成 19 年 3 月	海岸松林の整備
菊池建設(株) (※平成 29 年 3 月をもって協定終了)	平成 19 年 8 月	学校林の整備
静岡ナショナル・パナソニック会 (※平成 22 年 3 月をもって協定終了)	平成 19 年 11 月	森林環境教育
本田技研工業(株)	平成 20 年 2 月	県有林の整備
東芝キャリア(株)	平成 20 年 3 月	市有林の整備
朝日住宅(株)	平成 20 年 6 月	財産区有林の整備
NTN(株)磐田製作所	平成 20 年 7 月	財産区有林の整備
(株)静岡第一テレビ (※平成 26 年 3 月をもって協定終了)	平成 20 年 8 月	県有林の整備

アオキトランス(株) (※平成 23 年 3 月をもって協定終了)	平成 20 年 11 月	森林環境教育
(株)スクロール	平成 21 年 1 月	県有林の整備
静岡トヨペット(株)	平成 21 年 3 月	森づくり団体への支援
中村建設(株)	平成 21 年 6 月	学校林の整備
(株)水野組	平成 21 年 7 月	県有林の整備
(株)静岡リビング新聞社	平成 21 年 9 月	森づくり団体への支援
米久(株)	平成 21 年 10 月	市有林の整備
(株)清水銀行	平成 22 年 6 月	県有林、市有林の整備
丸栄コンクリート工業(株)静岡工場 (※平成 28 年 3 月をもって協定終了)	平成 22 年 6 月	県有林の整備
(株)フジヤマ	平成 22 年 7 月	県有林の整備
浜松北ロータリークラブ (※平成 27 年 3 月をもって協定終了)	平成 22 年 9 月	県有林の整備
「小さな親切」運動静岡県本部	平成 22 年 9 月	森づくり団体への支援
しずおか信用金庫	平成 22 年 10 月	民有林（谷津山）の整備
東海ガス(株)	平成 23 年 5 月	県有林の整備
静岡県立大学環境サークル	平成 23 年 8 月	民有林（大内）の整備
日本工営(株)名古屋支店 (※平成 26 年 3 月をもって協定終了)	平成 23 年 8 月	竹林整備の技術支援
テルモ(株)	平成 23 年 9 月	民有林（麓っばら）の整備
プラントイジヤパン(株)	平成 23 年 11 月	市有林の整備（資金援助）
テイ・エステック(株)	平成 24 年 3 月	県有林の整備
イオンリテール(株)東海カンパニー	平成 24 年 6 月	森林環境教育の提供
(株)ブリヂストン	平成 24 年 8 月	財産区有林の整備
静岡巽ライオンズクラブ	平成 24 年 10 月	市有林の整備
(株)静岡銀行	平成 25 年 3 月	森づくり団体への支援
(株)アイジーコンサルティング (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
遠鉄システムサービス(株) (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
不二総合コンサルタント(株) (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
(株)丸山コーポレーション (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
(株)リサイクルクリーン (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
(株)技研測量	平成 26 年 11 月	林道清掃等
(株)エンチャー	平成 27 年 2 月	森林整備等
ヤマハモーターパワープロダクツ (株)	平成 27 年 12 月	県有防災林の整備及び支援
ブリヂストンケミテック (株)	平成 28 年 10 月	県有林の整備
合計 40 社		

(イ) 県民参加による森づくり

- ・県民参加の森づくりを促進するため、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を実施。（表 I-2-(2)-2）

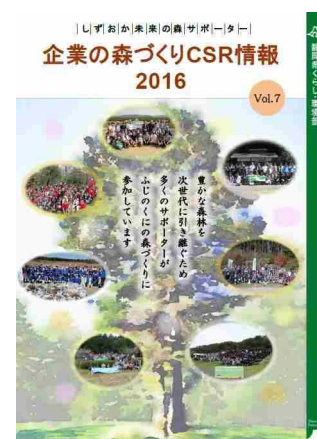
【環境ふれあい課】

(表 I-2-(2)-2) 県民参加による森づくりの推進に向けた事業の実施状況

目的事業	事業名称	事業内容
県民理解と参加の促進	森づくり県民大作戦	年間を通じて植栽や竹林整備、自然観察会など様々な森づくりイベントを県内全域で展開。平成 28 年度は、966 行事、28,343 人が参加。
	森林環境教育の推進	静岡市駿河区中日本平にある「遊木の森」では、里山をテーマにした森林環境教育を実施。平成 28 年度は、約 21,000 人が来園し、その内 2,238 人に森林環境教育を実施。
森づくり参加者等の養成・支援	緑の少年団活動の推進	森林での学習活動やレクリエーション活動を通じて、心豊かな人間形成を図ることを目的に、県内各地で緑の少年団が活動。平成 28 年度は、52 団体、約 3,200 人の団員が活動。
森林の新たな管理・整備主体等への支援	企業の森づくりの推進	森づくりへの企業参加を促進するため、企業と森づくり活動を仲介するための制度として「しずおか未来の森サポーター」制度を推進。平成 29 年 3 月末までに、119 社の企業や団体がしずおか未来の森サポーターとして活動。
	森づくり団体への支援	森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、森づくり団体が取り組む地域の森林管理等の活動を支援。森づくり団体の活動組織間の連携や情報共有を図るため、「里山サミット」を開催し、102 人が参加。

オ 企業の森づくり CSR 情報のパンフレット作成

- ・しずおか未来の森サポーター制度やサポーター企業の取組みを広く発信する手段の一つとして、サポーター企業の当年度の取組みをまとめた情報誌を発行。
- ・平成 28 年度は、協定を締結して活動している 30 社のサポーター企業や団体の取組みを報告。
- ・また、ふじのくに森の町内会に参加するサポーター企業や団体が「間伐に寄与する紙」を購入したことにより、平成 28 年 11 月時点で東京ドーム約 24 個分の面積の間伐が支援されたことを報告。



企業の森づくり CSR 情報 2016

【環境ふれあい課】

カ 越境する環境問題の隣県等との連携

(ア) 廃棄物の不法投棄対策

- ・廃棄物は、県境を越えて不法投棄されることがあることから、不適正処理への迅速かつ適正な対応をとるため、平成 12 年 11 月に関東甲信越静及び福島のと都県及び政令市で「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(通称「スクラム 32」)」を発足させ、高速道路のインターチェンジ等で産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施。
- ・隣県の山梨県、神奈川県とともに平成 19 年 5 月に「富士箱根伊豆地域廃棄物不法投棄防止連絡会議」を発足させて、情報交換や合同キャンペーン、パトロールを実施。
- ・静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の関係機関が「中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止のために連携。

【廃棄物リサイクル課】

(イ) 希少野生動植物保護対策

- ・静岡県希少野生動植物保護条例(平成 22 年条例第 37 号)に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナゴ及びヒメヒカゲの 11 種類の動植物を「指定希少野生動植物」に指定し、採取・損傷等を禁止。
- ・指定希少野生動植物の保護対策の推進にあたっては、隣接県にも生息・生育しているものがあることから、情報交換等を促進。



【自然保護課】 指定希少野生動植物
(カイコバイモ)

(ウ) 鳥獣被害対策

- ・自然生態系や農林業の被害が拡大しているニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、伊豆地域及び富士地域を中心に個体数を削減。
- ・研究機関の調査結果から、ニホンジカは山梨県との間を季節移動していることが確認されたため、国、両県、市町、関係猟友会等と対応に向けた協議を実施。
- ・広域に移動するカワウについては、関東及び中部・近畿の各都府県と広域協議会を組織し、情報共有や一斉追い払い(関東カワウ広域協議会)を行うなど、連携した取組みを実施。

【自然保護課】

(エ) 水環境対策

- ・水質汚濁は、生活系、土地系(山林、農地)、産業系等からの汚濁により生じており、発生源対策や水質汚濁事故対応等の取組を実施。

【生活環境課】

(オ) 大気環境対策

- ・光化学オキシダントは広域的な汚染であるため、周辺自治体の情報等を共有し、的確な監視、迅速な情報の発信等の取組を実施。
- ・微小粒子状物質は、大陸からの越境移流が観測されていることから、地域特性や大気挙動を把握するため、関東地方の各都県市と連携して粒子状物質に係る広域的な解析調査を実施。

【生活環境課】

(3) 環境教育を実践する人材育成の充実

《現状》

- ・環境教育・環境学習を推進するためには、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材を育成することが必要。平成 28 年度末現在、515 人が「静岡県環境学習指導員」に登録。
- ・学校等で実施される環境学習や教職員の研修等の機会にも環境学習指導員を講師として活用されるよう市町や教育機関と連携。

【環境政策課】

《課題》

- ・環境教育・環境学習は内容が広範囲にわたり総合的な内容であることから、体験を重視し地域に根ざした環境教育・環境学習に繋げていくことができる人材を養成していくことが必要。

- ・養成した人材がその活躍の場を広げていくことにより、子どもたちや教職員が積極的に環境学習に関わる機会を提供することを、学校・地域等と連携しながらよりいっそう推進していくことが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 環境リーダーの養成及び団体マネジメントの能力向上支援

- ・身近な地域で環境学習を推進するリーダーを養成するため、「環境学習指導員養成講座」を開講。
- ・継続的に地域で環境学習プログラムを提供できる団体を育成するため、上記講座の一部を団体向けに公開し、組織の人材や予算等の管理・経営能力向上を目指す「マネジメント力向上講座」を実施。

【環境政策課】

イ 環境学習コーディネーターや環境学習指導員等の情報公開

(ア) 静岡県環境学習コーディネーターの活用

- ・地域や学校、家庭などでの環境学習における要望に対して、環境保全活動に関する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策などの多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材である「静岡県環境学習コーディネーター」（平成 29 年 3 月末現在 15 人）が環境教育・環境学習の様々な相談に対応。

【環境政策課】

(イ) 環境学習指導員の情報公開

- ・地域に根ざした環境学習指導員活動を一層推進するため、同意を得た環境学習指導員の活動情報を県ホームページで公開。

【環境政策課】

ウ 若年者の環境リーダーの育成と活用

(ア) こどもエコクラブ活動への支援

- ・第 1 章第 2 節(1)カ(ウ)に掲載 【環境政策課】

(イ) こども環境作文コンクールの開催

- ・県、静岡新聞社・静岡放送の主催により、県内の小中学生を対象に環境をテーマとした作文コンクールを開催。（表 I-2-(3)-1）

【環境政策課】

（表 I-2-(3)-1）平成 28 年度
こども環境作文コンクールの応募状況

区分	参加校数	作品数
小学校	73 校	337 作品
中学校	49 校	922 作品

(ウ) こども環境大使の派遣

- ・県、静岡新聞社・静岡放送が主催した環境の研修交流では、平成 28 年 8 月に、作文コンクールで優秀な作品を応募した児童・生徒の中から選考した 4 人(平成 27・28 年度大使：2 人、平成 28・29 年度大使：2 人)が、アメリカ合衆国(ハワイ島)のハワイこども環境大使と交流。
- ・交流を行った児童・生徒の活動を広報媒体として活用し、県民に環境保全活動への具体的行動の重要性を訴えていく。（表 I-2-(3)-2）

【環境政策課】

(表 I-2-(3)-2) 平成 28 年度子ども環境大使の交流実績

実施期間	平成 28 年 8 月 16 日～8 月 23 日
交流児童・生徒	中学生 4 人、ハワイ子ども環境大使 2 人
交流内容	・場所：アメリカ合衆国（ハワイ島など） ・内容：自然体験活動、アメリカ合衆国（ハワイ島）の環境大使たちとの交流など
主催	静岡県、静岡新聞社・静岡放送
対象者	平成 26 年度、27 年度の子ども環境作文コンクールの受賞者のうち、当年度に小学 5 年生～中学 3 年生になる児童・生徒

エ 環境リーダーの活動促進

- ・環境月間県民大会やエコチャレンジCUPにおいて、平成 28 年度子ども環境大使による活動報告及び、参加者に向けた環境保全への呼びかけを実施。
- ・平成 28 年度子ども環境大使による研修交流の成果をまとめた「大使新聞」（静岡新聞社発行）を庁内や関係機関へ配架。

【環境政策課】

オ 「環境教育ネットワーク」の活用

- ・第 1 章第 2 節(2)イに掲載 【環境政策課】

カ 学校における環境教育の推進

- ・児童生徒等の発達の段階に応じ、NPO等の外部人材も活用して、環境に関する学習を行うことが必要。小中学校では、各教科や「総合的な学習の時間」などで、高等学校では、各教科や「総合的な学習の時間」、「特別活動」及び部活動で、特別支援学校では、各教科や「総合的な学習の時間」のほかに、「生活単元学習」、「作業学習」、「特別活動」等で、環境に関する学習を横断的に実施。
- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の被害によって、放射線等への関心が高まったことから、各学校は、県教育委員会がホームページに掲載した「放射線について知ろう」や、「静岡県の授業づくり指針」の中に盛り込まれた放射線や新エネルギー、防災等に関する内容を活用し、放射線に関する学習にも取り組んでいる。

【教育委員会義務教育課、教育委員会高校教育課、教育委員会特別支援教育課】

キ 各事業の人材育成

- ・小学生を対象に地球温暖化防止のための省エネルギー行動のプログラムを実施。
- ・県民が様々な環境学習会等の選択肢の中から自由に選び、参加できる機会を創出。

【環境政策課】

- ・市町や団体と連携し、花や芝生も含めた緑化に関する初歩を学ぶ初級コースから、ボランティアリーダーを養成する上級コースまでの人材養成研修を実施。

【環境ふれあい課】

- ・有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、初心者や中級者を対象とした捕獲技術研修を実施。

【自然保護課】

- ・学校・地域における環境保全活動等の更なる推進を図るため、環境に配慮した消費行動やライフスタイルにより持続可能な社会を目指す「消費者市民社会」の理念の普及など、消費者教育等を通じ

て指導者の意識改革を促す。

【県民生活課】

- ・工場において選任されている公害防止管理者を対象に、環境法令や公害防止管理に関する知識・技能習得を目的とした再教育研修を実施。【生活環境課】
- ・小学生等を対象とした「水の出前教室」や「水の週間記念作文コンクール」等さまざまな啓発活動を実施し、水資源や水循環の大切さを周知。【水利用課】
- ・周辺地域と調和した魅力あふれる富士山静岡空港を目指して、地元NPO法人との協働による自然環境活用や景観形成の取り組みを実施。【空港運営課】
- ・農山村地域の持続的な保全や発展を推進するため、農山村地域のリーダー的な人物や、今後活躍が期待される人物を対象として、情報誌の発行や研修会の開催等を行うことにより、活発で発展的な活動を主体的に実施する人材を育成。【農地保全課】
- ・河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」を基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンド等現存する良好な環境を保全、再生すること等により、生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。【河川海岸整備課】
- ・社会総がかりの景観形成の必要性が高まる中、県民の景観意識の醸成を図るため、景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し人材を育成。【景観まちづくり課】
- ・国交付金との協調助成により荒廃農地の再生利用を促し、担い手の規模拡大や、新規就農者及び新たに農業参入する企業の農地確保を支援。
- ・荒廃農地等を活用した景観作物の栽培や農業体験など、地域活性化に取り組む団体等の活動を支援。

【農業ビジネス課】

- ・就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」や就業希望者が林業の仕事を体験する「しずおか森林の仕事体験会」等を開催し、新規就業者を確保。
- ・林業の基本的な技術と知識を有する者に対し、生産性向上に向けた技術や現場管理能力の習得等を支援し、適正な森林管理を担う森林技術者を育成。

【林業振興課】

第2章 低炭素社会に向けた取組

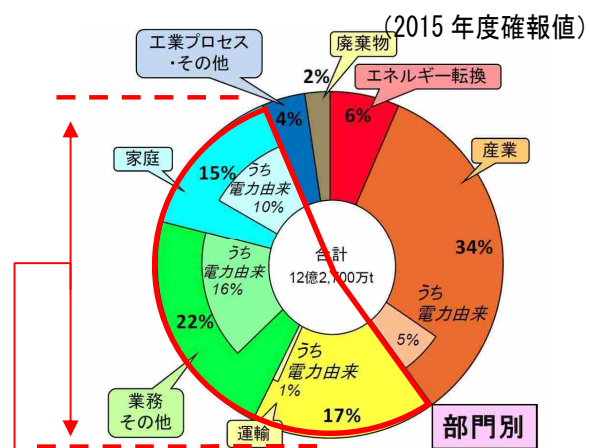
第1節 低炭素型の地域づくり（スマートコミュニティの形成）

(1) 都市と交通の低炭素化

《現状》

- ・高度経済成長期の人口増加や産業の発展、さらにモータリゼーションの進展等を背景として、大規模集客施設や公共施設等の郊外立地が進み、都市機能の拡散が進行。これにより、自家用車の利用や移動距離の増加などを生じ、二酸化炭素排出量を増加させ、環境に負荷をかける。
- ・都市部では様々な活動が展開され、大量のエネルギーが消費されており、都市活動に起因するCO2排出量は、全体の約5割を占める。(図Ⅱ-1-(1)-1)

(図Ⅱ-1-(1)-1) わが国におけるCO₂排出量と都市活動



都市活動に起因するものが約5割

出典：2015年度温室効果ガス排出量（環境省）

【都市計画課】

《課題》

- ・都市機能の拡散に歯止めをかけ、多くの人々にとって暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要。
- ・都市部における交通渋滞を解消させるため、ボトルネック箇所への集中的対策を推進するとともに、陸・海・空の輸送モードごとの省エネルギー化や信号制御の高度化、物流効率化に資するモーダルシフト等の促進し、低炭素社会の実現を目指す。

【交通基盤部政策監、都市計画課】

《施策の展開》

ア スマートコミュニティの形成促進

- ・スマートコミュニティ推進の課題や行政に求められる役割等について、関係省庁、エネルギー、住宅、都市開発等の関連業界との意見交換や、展示会・先進事例調査等の情報収集を行った。

【環境政策課】

イ 集約型で暮らしやすい市街地の形成

- ・持続可能なまちづくりを進めるため、都市機能がコンパクトに集積した集約連携型都市構造の観点を踏まえ、平成28年度に6の都市計画区域において、都市計画区域マスタープラン（定期見直し）を策定。また、岳南都市圏及び東駿河湾都市圏の都市交通マスタープランの策定に向け、パーソントリップ調査を実施。
- ・平成28年度に都市施設、土地利用、市街地開発事業等の都市計画の決定、変更を計70件実施。

【都市計画課】

ウ 緑化関係団体と連携した公共的空間の緑化の推進

- ・(公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加により公共的空間の緑化を推進するため、緑化ボランティアへの活動費支援(143団体)や、緑化資材(延べ4,621団体)を配布。
- ・芝生のある豊かな暮らしと美しい街なみの形成を目指す芝生文化創造プロジェクトとして、県芝草研究所による常緑で管理しやすい芝生の研究調査や、(公財) 静岡県グリーンバンクと連携した保育園などの公共的施設の芝生化の支援(8件)、芝生管理を行う人材養成のための研修(5回)を実施。
- ・県民参加による緑化を推進するためには、県民の緑や芝生に対する理解を深める必要があり、(公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、講演会の開催など啓発活動を実施。



園庭の芝生化

【環境ふれあい課】

エ 都市公園・緑地の整備や道路などの緑化の推進

- ・官民一体となって都市における緑とオープンスペースの保全・創出を推進するため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対する技術的な支援を実施。
- ・県民がゆとりと憩いを感じる身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園の整備を推進。
- ・平成28年度は、沼津市の黄瀬川公園など、6市9公園の整備に対して助成。

【公園緑地課】

オ 次世代自動車の普及促進

- ・第1章第1節(1)キに掲載 【エネルギー政策課】

カ 公共交通機関の利用促進

- ・鉄道やバス等の利便性向上を図り、通勤・通学等の日常生活や観光における公共交通の利用を促進。

【地域交通課】

キ 交通渋滞対策の推進

- ・道路と鉄道との立体交差化やバイパス道路の整備など、自動車交通の円滑化を推進。

【道路企画課、街路整備課】

ク 市町が行う地域公共交通網形成計画の策定への参画

- ・利用率が低い路線バスのデマンド型バスへの転換や、過疎地域等における自家用有償運送の実施など、新たな交通手段の導入を市町とともに検討

【地域交通課】

ケ 港湾のグリーン物流促進(貨物輸送のモーダルシフト)

- ・県内港湾の利用において、トラック輸送から海上輸送への切り替えやRORO船の利用など、モーダルシフトの取組を促し、二酸化炭素排出量を削減。

【港湾企画課】

(2) 新エネルギー等の導入促進

《現状》

- ・東日本大震災と福島第一原子力発電所における事故により、我が国のエネルギーを取り巻く環境は大きく変化。エネルギーは国民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であることから、早期に安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築することが必要。
- ・これまで県は、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」と「静岡県エネルギー地産地消推進計画」に基づき、エネルギーの地産地消の推進に取り組んできた。これらの計画に、地域経済の活性化につなげる具体策等を盛り込みながら、「創エネ」、「省エネ」、「経済活性化」の3つの視点でエネルギーに関する施策を総合的に整理、一本化した「ふじのくにエネルギー総合戦略」を平成29年3月に策定した。(表Ⅱ-1-(2)-1)

【エネルギー政策課】

(表Ⅱ-1-(2)-1) 新エネルギー等の導入目標

項目		平成27年度(現状)		平成32年度(目標)		
		原油換算(万kl)	設備容量(万kW)	原油換算(万kl)	設備容量(万kW)	
新エネルギー	太陽光発電	29.0	118.4	49.0	200.0	
	太陽熱利用	7.0	—	10.0	—	
	風力発電	7.9	17.7	8.6	20.0	
	バイオマスエネルギー	発電	2.9	4.0	6.2	6.0
		熱利用	5.4	—	6.0	—
	中小水力発電	1.3	1.1	2.3	1.9	
	計	53.5	—	82.1	—	
ガスコージェネレーション		39.6	45.2	74.6	85.0	
新エネルギー等計		93.1	—	156.7	—	

※ガスコージェネレーションは、天然ガスコージェネレーションと燃料電池の合計。

《課題》

- ・新エネルギー等の導入に当たっては、太陽や水、森林、温泉など本県が有する豊かな自然資源を生かし、新エネルギーの特性や普及の状況を踏まえた最大限の活用を図ることが必要。
- ・新エネルギー等を活かした分散型エネルギー供給体制の構築と定着化を図ることが必要。

【エネルギー政策課】

《施策の展開》

ア 新エネルギーの特性をふまえた最大限の導入

- ・全国トップクラスの日照環境に恵まれた本県の地域特性を活かし、太陽エネルギーの地産地消を推進。
- ・平成28年度は、住宅用太陽光発電設備及び住宅用太陽熱利用設備の導入に対する助成、県の制度融資の利率引き下げによる中小企業等への導入を促進し、住宅から事業所まで幅広い導入支援を実施。
- ・中小企業へ低利で融資を行う県制度融資において、平成28年度から、天然ガスコージェネレーションを導入する場合の融資限度額を1億円から3億円に引き上げ、事業者の導入を促進。
- ・市町や中小企業者等が行う小水力発電、バイオマス発電・熱利用に加え、平成28年度からは温泉エネルギー利用設備の導入に係る可能性調査や設備導入に対する支援を実施。

【エネルギー政策課】

イ 新エネルギー等を活かした分散型エネルギーの有効活用の促進

- ・平成 25 年 9 月に「ふじのくにしずおか次世代エネルギーパーク計画」が経済産業省の認定を受け、これに基づき、県民を対象とした次世代エネルギーパークの見学・体験を通じ、地域の自然資源等を活用した多様な新エネルギー等への理解を促進。平成 28 年度は 3 施設にて見学会を実施。
- ・工業団地や住宅団地などの中で電気や熱などを融通し、新エネルギー等を面的に利用する取組を県内各地で実施。

【エネルギー政策課】

ウ 将来のエネルギー利用を見据えた取組

- ・平成 28 年度は、水素エネルギーの利活用を図るため、国の補助金を受けて行う水素ステーション整備事業に対し、費用の一部を助成する制度を創設。静岡市内に整備された水素ステーションに助成。
- ・FCV（燃料電池自動車）について、「第 3 回ふじのくにFCV普及促進協議会」を開催し、FCVの普及台数及び水素ステーションの設置数の目標を定めるなど、FCV普及及び水素ステーションの整備を促進。

【エネルギー政策課】

エ エネルギーの技術開発支援

- ・第 1 章第 1 節(3)ウに記載 【新産業集積課】

オ 間伐材等を利用した木質バイオマスエネルギー利用施設の導入促進

- ・間伐材等を主な原料とした木質ペレット製造工場が、平成 23 年度から県内 2 か所で稼働。平成 28 年度から、御殿場市で間伐材等を利用したバイオマスボイラー施設が稼働。 【林業振興課】

カ 農業用水を活用した小水力発電の導入促進

- ・再生可能エネルギーの利用拡大と農業用水を活用した小水力発電の導入を促進。
- ・県が実施する事業により小水力発電所の整備を推進。
- ・平成 28 年度から 3 箇所での運用を開始。
- ・併せて、官民が一体となった「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協議会」において、民間主体による導入の取組に対する技術力向上セミナーや現地見学会の開催及び実証試験にかかる協議調整支援などを実施。

【農地保全課】

キ 地下水を活用した熱交換システムの普及

- ・富士山周辺の地域特性を活かした、地下水熱交換システムの普及を図るため、平成 27 年度は、導入システムの現地見学を実施するとともに、導入事例の省エネ効果の報告を行った。 【環境政策課】

(3) 二酸化炭素の吸収源対策

《現状》

- ・2020年度の我が国の森林吸収量目標（2005年度総排出量比2.7%以上）の達成に向け、2013年から2020年までの8年間に年平均52万haの間伐等を実施する必要があるとあり、本県においても年間10,000haを目標に間伐等の森林整備を促進している。【森林整備課】

《課題》

- ・木材生産を通じた森林整備の促進と、保安林や荒廃森林の整備の推進が必要。【森林計画課】

ア 林道の整備と低コストな植林・育林システムの構築

- ・木材の増産に向けた路網の整備を進めるとともに、生産性の高い主伐・再生林の普及促進に向けた実証事業を実施。【森林整備課】

イ 保安林機能の向上推進

(ア) 治山事業

- ・山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養等森林の持つ公益的機能の保全・形成等を図るため、森林の維持造成等を通じた荒廃地の復旧整備を計画的・効率的に実施。【森林保全課】

(イ) 民有林直轄治山事業

- ・国土保全上重要かつ事業規模が著しく大きい大井川地区及び小山地区の民有林区域内の荒廃地の復旧整備を林野庁関東森林管理局大井川治山センター及び静岡森林管理署が実施。【森林保全課】

(ウ) 県単独治山事業

- ・公共事業の採択基準を満たさない小規模な荒廃地の復旧整備を県営又は市町営で実施。【森林保全課】

(エ) 災害関連緊急治山事業

- ・豪雨等により新たに発生した荒廃地で、その後の降雨により人家等保全対象等に被害を与える恐れがある箇所を早期に復旧整備。【森林保全課】

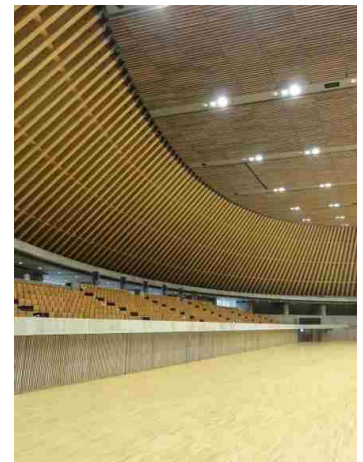
ウ 森の力再生事業の実施

- ・土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難な森林で、緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林(もり)づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。
- ・平成28年度から10年間で11,200haの森林整備を計画、平成28年度は1,039haを整備。【森林計画課】

エ 民間・公共部門における県産材の利用拡大

- ・「しずおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した木造住宅の新築、増改築及び住宅のリフォームを行う県民に対して、平成28年度は1,238棟に、その費用の一部を助成。

- ・平成 28 年度末までに 1,198 者の住宅施工者を「しずおか木の家推進事業者」として登録。県産材を使用した木造住宅の広報マンとして営業を展開。
- ・県産材の利用に対する社会的な評価を高め、県産材を使った木造や木質化の模範となる優良建築物の表彰制度「ふじのくに木使い建築施設表彰」を創設。
- ・建築主と設計者が県産材を利用するために課題や疑問の解決を図る、官民連携の会議「ふじのくに木使い推進会議」を創設。
- ・「ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、全庁的に公共部門における県産材の利用拡大を推進。
- ・設計者用の資料として「公共建築物における県産材利用の手引き」及び「しずおかの木をつかう～公共部門での県産材利用事例集～」を作成・配布。



このはなアリーナ

- ・市町は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律 36 号)に基づく「市町村方針」を踏まえ、診療所や保育所の木造化や、公民館や消防団詰所の内装木質化等を推進。

【林業振興課】

(4) フロン類対策の推進

《現状》

- ・県内の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は順調に増加し、平成 15 年度に 71.0 トンであった回収量が平成 28 年度は 156.4 トンに増加。

【環境政策課】

《課題》

- ・フロン類（CFC、HCFC、HFC）は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因になることから、大気中への排出を抑制することが必要。冷凍空調機器の冷媒として使用される HFC が急増しており、さらに、経済産業省の調査により、業務用冷凍空調機器の廃棄時の漏えいと同程度の機器使用中の漏えいが判明し、フロン類の適正な管理が必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア フロン類の漏えい防止

(ア) 業務用冷凍空調機器の管理者に対する情報提供

- ・平成 27 年 4 月 1 日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」）に基づき、新たに点検等の義務が課せられた業務用冷凍空調機器の管理者等に対して、平成 28 年 11 月に（一社）静岡県冷凍空調工業会等と協力し、説明会を計 4 回開催。

【環境政策課】

(イ) 静岡県フロン排出抑制連絡会議の設置

- ・平成 28 年 9 月に関係団体や業務用冷凍空調機器を多く有する管理者の団体等で構成される静岡県フロン排出抑制連絡会議を開催。ノンフロン製品の普及に関する事例紹介等を実施。

【環境政策課】

(ウ) 立入検査の実施

- ・業務用冷凍空調機器の管理者に対する立入検査を実施し、実施状況の確認とともに関係業種への波及効果を見込んだ周知を実施。【環境政策課】

イ 事業者における適正な回収と処理の促進

- ・フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填及び回収を行う事業者の登録事務及びフロン類の回収量報告の取りまとめや、必要に応じた立入調査等の実施。【環境政策課】

ウ ノンフロンマークの周知

- ・オゾン層保護月間である9月を中心にポスターの掲示、パンフレットの配布等により集中的な広報活動を実施。【環境政策課】

第2節 未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立

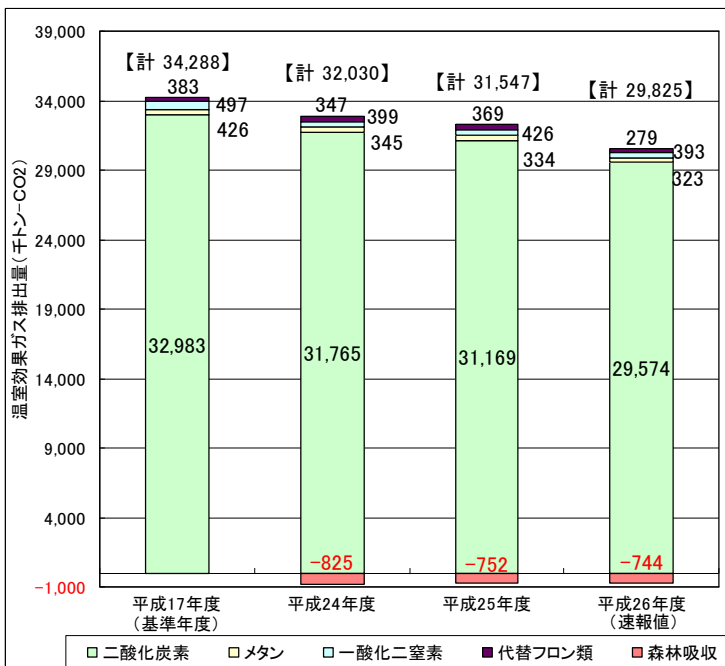
(1) ライフスタイルの変革

《現状》

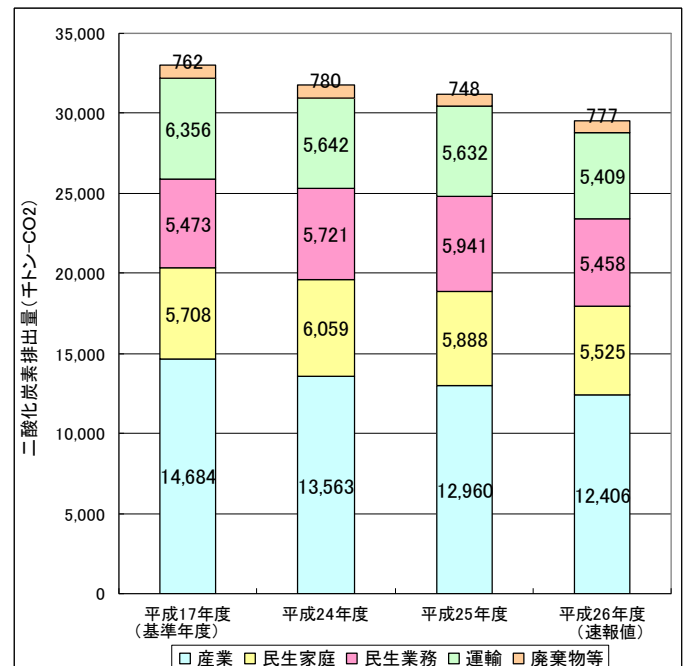
- ・平成26年度（速報値）における県内の温室効果ガスの排出量は、30,569千トン-CO₂で、基準年度である平成17年度に比べ10.8%の減少、森林吸収量を含めると29,825千トン-CO₂、13%減少。（図Ⅱ-2-(1)-1）
- ・排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は平成17年度に比べると全体では約10%減少しているが、民生家庭部門と民生業務部門の削減率が低い。（図Ⅱ-2-(1)-2）

【環境政策課】

（図Ⅱ-2-(1)-1）温室効果ガスの物質別排出量の推移



（図Ⅱ-2-(1)-2）二酸化炭素の排出量の推移



《課題》

- ・省エネルギーや温暖化防止の視点を取り入れたライフスタイルの変革を促すため、具体的な行動を起こすきっかけとなる県民運動を展開。
- ・二酸化炭素排出量の見える化を推進し、日常生活におけるエネルギーの使用量や二酸化炭素排出量を認識することにより、県民一人ひとりの意識を改革するとともに、県民運動の展開と合わせ、具体的な行動が個人から家庭全体、地域全体へと広がることを目指す。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 「ふじのくにエコチャレンジ」の展開

- ・第1章第2節(1)ア、イに掲載 【環境政策課】

イ エコドライブの普及

- ・自動車から温室効果ガスの発生を抑制するため、不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛、適正なタイヤ空気圧の保持など、エコドライブ（環境に配慮した自動車の運転等）を推進。

【生活環境課】

ウ 地産地消の推進

(ア) 多彩な農芸品の情報発信強化

- ・「ふじのくに地産地消週間（毎月 19 日～23 日）」を中心に、シンボルマーク等の活用を通じて民間が行う地産地消の取組を支援。
- ・2月と8月を地産地消強化月間として量販店等での地産地消フェアの開催を促進し、平成 28 年度は延べ 502 店舗が参加した。
- ・広く消費者へ県産食材の魅力を発信するメッセージャーを育成する取組を実施。
 - ①小学 4～6 年生の児童と保護者を対象とした野菜、果樹、花きに関する体験講座を開催し、平成 28 年度は 68 名が参加した。
 - ②野菜ソムリエを対象に、県産野菜の産地情報や新たな品目の活用方法に関する講座を開催。平成 28 年度は生産現場の視察、食の都づくり仕事人による講座を実施。
 - ③静岡みかんパートナークラブによる「ふじのくに食の都の祭典」での体験講座の開催。平成 28 年度は、みかんの皮を利用したピールアート制作体験を実施。



野菜、果樹、花きに関する体験講座
フラワーアレンジメント

【農芸振興課】

(イ) 学校給食における県産農産物の利用拡大

- ・学校教諭、栄養士等を対象とした食農指導者の育成講座の開催や、地域食材を使った小学生向け和の給食コンテストを開催し、地場産品を活用した給食を提供する取組を支援。

【地域農業課】

(ウ) 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進

- ・小中学校の児童生徒の健全な発育の一助として、教育現場への静岡茶の提供と静岡茶の食育の機会を確保することで、静岡茶の愛飲を促進するため、平成 28 年 12 月に条例を制定。

【お茶振興課】

エ 衣・食・住の視点でごみ削減運動の展開

- ・第 1 次静岡県循環型社会形成計画（平成 18 年度～22 年度）では「“まずは 1 割” ごみ削減」運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量 10%削減を達成。第 2 次静岡県循環型社会形成計画（平成 23 年度～27 年度）では、一歩進めて「“さらに 1 割” ごみ削減運動」を展開し、計画の目標の一般廃棄物排出量 10%削減を達成。
- ・第 3 次静岡県循環型社会形成計画（平成 28 年度～32 年度）では、3R について、生活のステージである「衣・食・住」に着目してごみ削減を図り、更なる発生抑制、減量を推進。
- ・県民の食品ロスに関する意識の高揚を図り、外食時における食品廃棄物を削減するため、「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を実施。
- ・循環型社会の形成に向け、県民、事業者、行政の各団体で組織する「静岡県ごみ減量・リサイクル推進委員会」を中心に「環境にやさしい買い物キャンペーン」、「マイカップ・マイボトル運動」等

を実施。

- ・ 3Rに対する県民の理解を深めるため、「資源・リサイクルフォーラム」を開催し、3Rやエコ活動についての講演等を実施。（表Ⅱ-2-(1)-1）

（表Ⅱ-2-(1)-1）平成28年度資源・リサイクルフォーラムの概要

開催日	会場	講演内容	参加者数
10月21日	静岡市民文化会館中ホール	「地域資源を活用した「うなぎいも」の取組」（うなぎいも協同組合（浜松市）） 「食べきりキャンペーンに参加して、食品過剰廃棄社会ニッポンと飲食店経営を考える」（株式会社ころ（浜松市／ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン協力店）） 「フードロス・チャレンジ・プロジェクトについて」（フードロス・チャレンジ・プロジェクト代表全国ネットワーク理事長 大軒 恵美子氏）	約400人

- ・ 5月30日の関東地方環境美化運動の日（ごみゼロの日）を中心に、関東甲信越静1都6県と共同して統一キャンペーンを実施。（表Ⅱ-2-(1)-2）

【廃棄物リサイクル課】

（表Ⅱ-2-(1)-2）平成28年度散乱空き缶及びごみ一斉回収事業の実績

実施市町数	参加人員	回収空き缶個数	ごみ回収量
29	約203,000人	約145,000個	178トン

オ 小学生を対象としたプログラムの実施

- ・ 第1章第2節(1)エに掲載 【環境政策課】

カ 各家庭における省エネルギー対策の見える化

- ・ 電力やガス等のエネルギー供給事業者と実行委員会を設置し、県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開し、夏期（7～9月）・冬期（12・1月）における、昨年同月比使用量減又は世帯人数別県標準家庭値（家庭のみ）より少ない値の電気・ガスの検針票を回収、二酸化炭素削減量が見える化。
- ・ 全体の削減量をホームページ等で公表。

【環境政策課】

キ 家庭における省エネルギー対策へのアドバイスの実施

- ・ 第1章第2節(1)オに掲載 【環境政策課】

ク 家庭における省エネ行動や環境にやさしい消費行動の促進

- ・ 地球温暖化防止条例に基づき、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座を5台以上陳列して販売する事業者に省エネラベルなど環境負荷の少ない商品の情報提供を義務付け、環境にやさしい消費行動を促進。

【環境政策課】

(2) 住まいの省エネ化

《現状》

- ・ 県内の民生家庭部門の温室効果ガス排出量は、基準年度比で3.2%減と削減があまり進んでいない。
- ・ 民生家庭部門の世帯当たりのエネルギー消費量は、機器の大型化・多様化により削減があまり進んでいない。

【環境政策課】

《課題》

- ・ エネルギー使用量や二酸化炭素排出量等の見える化を促進することで、削減に向けた自主的な取組を進めるとともに、省エネ性能に優れた住宅や機器の普及を図ることが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 省エネ機器への買替の促進

- ・ 地球温暖化防止条例に基づき、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座を5台以上陳列して販売する事業者在省エネラベルなど環境負荷の少ない商品の情報を提供し、買替を促進。

【環境政策課】

イ 住宅における再生可能エネルギー導入促進

- ・ 第2章第1節(2)アに掲載 【エネルギー政策課】

ウ エネルギーの「見える化」の促進

- ・ 第1章第1節(1)クに掲載 【環境政策課】

エ 省エネ性能に優れた住宅の建築やリフォームについての情報提供

- ・ 県HPや住宅に関する公的な支援や税制優遇について掲載した、「静岡県すまいづくり支援ガイド」により、広く県民に対して情報提供を実施。

【住まいづくり課】

第3節 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進

(1) ビジネススタイルの変革

《現状》

- ・本県は産業部門の二酸化炭素排出量の割合が高いという特徴があり、温室効果ガス排出量全体の約40%を占める。
- ・中小企業は省エネ等の企画・実行に人員を割くことが難しく、自社の電力使用量や節電可能な作業工程の把握などノウハウに乏しい場合が多い。

【環境政策課】

《課題》

- ・産業部門全体の排出量の約6割を占めている大規模排出事業所に対しては、引き続き、静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度により自主的な取組を促進。
- ・中小企業の省エネルギーの取組を総合的に支援するとともに、事業者の自主的な取組を促進するため、経済的、社会的インセンティブとなる仕組みの活用を促進。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・第1章第1節(1)アに掲載 【環境政策課】

イ 事業者の先進事例の広報等による環境配慮型経営の促進

- ・第1章第1節(1)イに掲載 【環境政策課】

ウ 地域企業の環境関連事業の販路開拓の支援

- ・第1章第1節(3)エに掲載 【新産業集積課】

エ 温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行促進

- ・第1章第1節(1)ウに掲載 【環境政策課】

オ 自動車通勤環境配慮計画書制度の確実な履行促進

- ・第1章第1節(1)エに掲載 【環境政策課】

カ 省エネルギー対策に関する情報提供

- ・第1章第1節(1)カに掲載 【環境政策課】

キ 環境マネジメントシステムの導入促進

- ・第1章第1節(1)アに掲載 【環境政策課】

ク J-クレジット等の中小企業における省エネルギー対策制度の周知

- ・第1章第1節(1)オに掲載 【環境政策課】

ケ 県における地球温暖化対策の率先取組

(ア) 温室効果ガス排出量の削減

- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（略称「省エネ法」）に基づき、県自らエネルギーの適正な管理を実施。
- ・平成 27 年 3 月に策定した「新しずおかエコオフィス実践プラン」により、県庁から排出される温室効果ガス排出量の削減を推進。

【環境政策課】

(イ) 環境に配慮した物品の調達

- ・県は環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、「静岡県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づいた調達を実施。（表Ⅱ-3-(1)-1）

【環境政策課、出納局用度課】

（表Ⅱ-3-(1)-1）平成 28 年度環境物品等の調達実績

品 目	平成 28 年度 目標	平成 28 年度 目標達成率	品 目	平成 28 年度 目標	平成 28 年度 目標達成率
用 紙 類	100%	99.85%	エアコンディショナー等	100%	100%
納 入 印 刷 物	100%	99.32%	温 水 器 等	100%	100%
文 具 類	100%	98.19%	照 明	100%	100%
雑 貨 類	100%	99.99%	公 用 車 等	100%	92.77%
オフィス家具等	100%	99.72%	消 火 器	100%	100%
木製受注家具	100%	100%	制 服 ・ 作 業 服	100%	99.97%
画像機器等	100%	99.94%	インテリア・寝装	100%	100%
電子計算機等	100%	99.85%	作 業 用 手 袋	100%	99.72%
オフィス機器等	100%	99.74%	その他の繊維製品	100%	100%
移動電話等	100%	100%	防 災 備 蓄 用 品	100%	100%
家電製品	100%	100%			

※知事部局、各種委員会、教育委員会、企業局、がんセンター局及び警察本部の本庁・出先分

(2) 事業所の省エネ化

《現状》

- ・民生業務部門（店舗やオフィス等）の二酸化炭素排出量は平成 17 年度比 0.3%減（H26 速報値）で、延床面積の増加等の要因により削減があまり進んでいない。

【環境政策課】

《課題》

- ・エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の見える化を促進することで、削減に向けた自主的な取組を進めるとともに、引き続き、条例に基づく建築物環境配慮制度により、新築や増改築の際の建物の省エネ化を促進することが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア エネルギーの「見える化」の促進

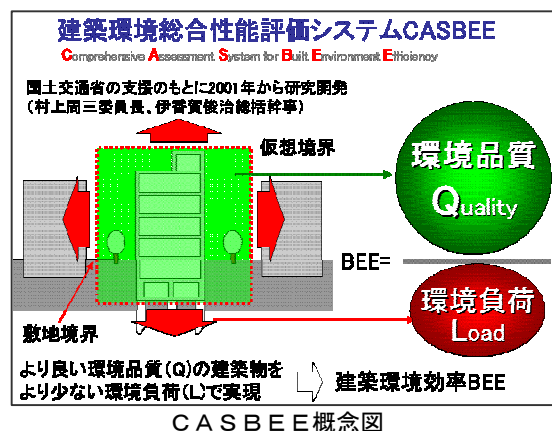
- ・第 1 章第 1 節(1)クに掲載 【環境政策課】

イ 省エネ診断や助成・利子補給など中小企業の取組支援

- ・第1章第1節(1)ケに掲載 【環境政策課】

ウ 環境配慮措置が優れた建築物の整備促進

- ・建築物による地球温暖化その他環境への負荷の低減を図るため、一定規模以上の建築物の新築等を行おうとする建築主に対し、建築物環境配慮計画書の提出を義務付ける「静岡県建築物環境配慮制度」を制定。
- ・建築物環境配慮計画書の評価結果を公表することで、建築主等への環境配慮への意識啓発を図り、環境性能に優れた建築物の整備を促進。
- ・建築物環境配慮計画書における環境配慮措置の評価が特に優れている建築物の表彰制度を実施。



【建築安全推進課】

(3) 環境産業の創出

《現状》

- ・県内中小企業が環境産業分野に参入する上で必要な情報の提供、技術力の向上、研究開発やその成果を活用した製品化を支援するための助成事業を実施。 【新産業集積課】

《課題》

- ・環境関連産業のさらなる高度化を目指し、総合的・一体的に支援を実施していくことが必要。 【新産業集積課】

《施策の展開》

ア 地域企業の新たな製品開発の促進

- ・第1章第1節(3)ア、イ、ウに掲載 【新産業集積課】

イ 次世代自動車産業の中核を担う人材育成

- ・第1章第1節(3)アに掲載 【新産業集積課】

ウ 環境技術等を活用した製品化・事業化への助成

- ・第1章第1節(3)ウに掲載 【新産業集積課】
- ・環境技術関連を含む9つの成長産業分野への中小企業者の取組を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「成長産業分野支援資金」を実施。
- ・資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
10億円	10年以内	金融機関所定金利のうち1/2を県利子補給 (ただし利子補給上限0.67%)	金融機関が必要と認めた場合のみ 県保証協会保証付(年0.3%~1.3%)

- ・平成 28 年度の実績：17 億 2,000 万円。（6 件）【環境分野】

【商工金融課】

エ 地域企業の環境関連事業の販路開拓の支援

- ・第 1 章第 1 節(3)エに掲載 【新産業集積課】

オ 県内中小企業の海外展開支援

- ・第 1 章第 1 節(3)アに掲載 【新産業集積課】

第4節 低炭素社会を担う人づくり

(1) 低炭素化をマネジメントする人材の育成

《現状》

- ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生源は多岐に渡り、また、急速に省エネルギー化の技術が進展しているため、地球温暖化対策について正しい情報の収集や手法の選択が難しくなっている。

【環境政策課】

《課題》

- ・家庭や事業所の省エネ化を支援する人材を育成するとともに、事業所で環境経営を実践する人材を育成することにより、家庭や事業所の省エネ化を促進することが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 省エネ化を支援する人材のスキルアップ

- ・省エネに携わる人材のスキルアップを図るため、新たな省エネ技術等を情報提供する勉強会を開催。

(表Ⅱ-4-(1)-1、2)

【環境政策課】

(表Ⅱ-4-(1)-1) 省エネに携わる人材の資質向上研修会

開催日	内容	場所	参加者数
平成28年 7月29日	電力自由化と燃転によるCO ₂ の低減について	男女共同参画センターあざれあ 第1会議室	23人
平成28年 11月21日	省エネ対策の着眼点と課題抽出	アクトシティ浜松 コンgresセンター22会議室	19人
平成29年 2月16日	環境省CO ₂ 削減ポテンシャル診断ガイドライン について	静岡県産業経済会館 3階大会議室	25人

(表Ⅱ-4-(1)-2) エコアクション21フォーラム

開催日	内容	場所	参加者数
平成28年 10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・自社事業への効果的なPDCAの運用について ・照明、空調の効果的な省エネ方法と機器の最新動向 ・企業の取り組み 	グランシップ 10階会議室1001	146人

イ 学校における環境教育の推進

- ・第1章第2節(3)カに掲載 【教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

(2) 地球温暖化防止に向けた環境教育の推進

《現状》

- ・地球温暖化問題が深刻化する中で、低炭素社会に向けた生活を実践するための環境教育は重要であり、学校や地域の様々な場面を通じて地球温暖化防止について学ぶ機会を提供している。

【環境政策課】

《課題》

- ・「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくりを進めるとともに、静岡県地球温暖化防止活動推進員や環境関係団体が行う、地域に密着した地球温暖化

防止に向けた啓発等の活動を支援することが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア エコアクション21 など環境負荷低減への取組支援

- ・第1章第1節(1)アに掲載 【環境政策課】

イ 高校生のエネルギーに関する学習活動の充実

- ・自然エネルギー等を利用する発電設備や放射線測定機器等を学校に設置して、高校生のエネルギーに関する学習活動の充実を図るとともに、近隣の学校との連携を図り、エネルギー教育の裾野を広げ、児童・生徒のエネルギーに関する知識と理解を深める「エネルギー関連教育充実事業」を実施。

(ア) 指定校

- ・県立高校2校を指定校としている（指定期間1年）。

(イ) 取組内容

- ・日射量・風速等の気象条件と発電効率の関係に関する研究
- ・得られた電力を効率よく充電・供給する研究
- ・放射線を理解するための基礎的な実験

【高校教育課】

ウ 特別支援学校における自然環境保全学習

- ・地域の自然や特色に対する関心を高めるとともに、地域社会に貢献する意欲、態度等を育むため、各教科や「総合的な学習の時間」のほかに、「生活単元学習」、「作業学習」、「特別活動」等で、環境に関する学習を横断的に実施。地域社会の一員として社会作りへの参画、人々や自然とのつながり、NPO等の外部人材の活用などを盛り込み、自然環境保全に関する学習を行う。特別支援学校においては児童生徒等の発達の段階や障害の状態等の個々の実態を十分に考慮するとともに、効果的な学習集団の編成、興味関心を持ちやすい題材、体験的な活動を取り入れるなど活動しやすい学習方法の工夫などが必要。

【特別支援教育課】

エ 小学生を対象としたプログラムの実施

- ・第1章第2節(1)エに掲載 【環境政策課】

オ 地球温暖化防止活動推進員

- ・地球温暖化対策推進法に基づき145人の地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及推進を図るための活動を促進。

【環境政策課】

カ 地球温暖化対策地域協議会との連携強化

- ・地球温暖化対策地域協議会に出席し、県民、市、関係団体等とともに日常生活に関する温室効果ガス排出量の抑制等を促進。

【環境政策課】

第5節 気候変動による影響への適応

《現状》

- ・環境省や気象庁などの国の情報や先進自治体の取組事例を収集するとともに、庁内関係部局が所管する既存の気候変動影響に関する調査・研究等の実態を把握。

【環境政策課】

《課題》

- ・気候変動は様々な分野に影響を及ぼすことから、庁内関係部局と連携し、実際に生じている影響や今後予測される影響を把握し、気候変動による影響に対する適応策を検討していく必要がある。

【環境政策課】

《施策の展開》

- ・庁内関係部局と研究会を3回開催し、気候変動による影響に対する適応について、情報共有を実施。
- ・本県特有の気候変動による影響リスクを評価し、適応策の立案・実施を推進するため、庁内関係部局と連携し、国の地域適応コンソーシアム事業（環境省、農林水産省、国土交通省連携事業）に調査希望調書を提出。

【環境政策課】

第3章 循環型社会に向けた取組

第1節 循環資源の3Rの推進

(1) 県民総参加による Reduce 発生抑制、Reuse 再使用の推進

《現状》

ア 一般廃棄物

(ア) ごみ

- ・本県の一般廃棄物排出量は、平成27年度が1,236,820トン(平成26年度1,247,886トン)で、これは県民(外国人を含む)が1人1日当たり896グラムのごみを排出したことに相当し、前年度と比べて、総量で約11,066トン、1人1日当たり6グラム減少。(図Ⅲ-1-(1)-1)

(イ) し尿

- ・平成27年度におけるし尿の推定排出量は、2,633,001kL(平成26年度2,570,963kL)で、前年度に比べて62,038kL増加。(図Ⅲ-1-(1)-2)

【廃棄物リサイクル課】

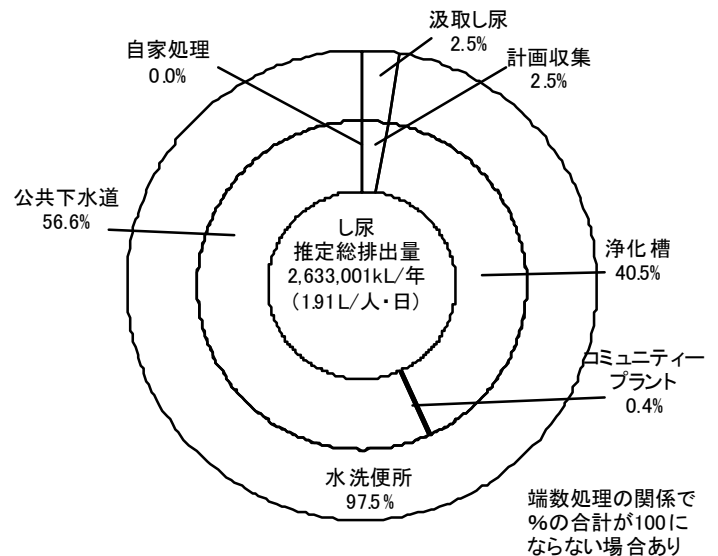
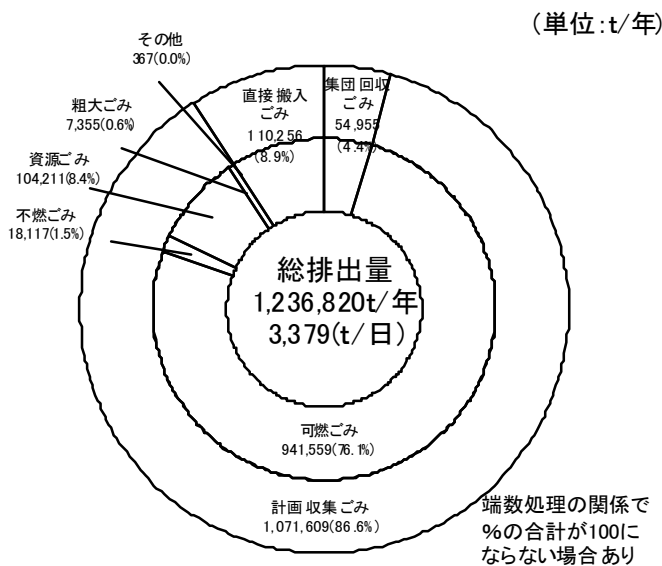
イ 産業廃棄物

- ・平成27年度における産業廃棄物の排出量は972万5千トンであり前年度の1,008万5千トンに比べて36万トン減少。(図Ⅲ-1-(1)-3)

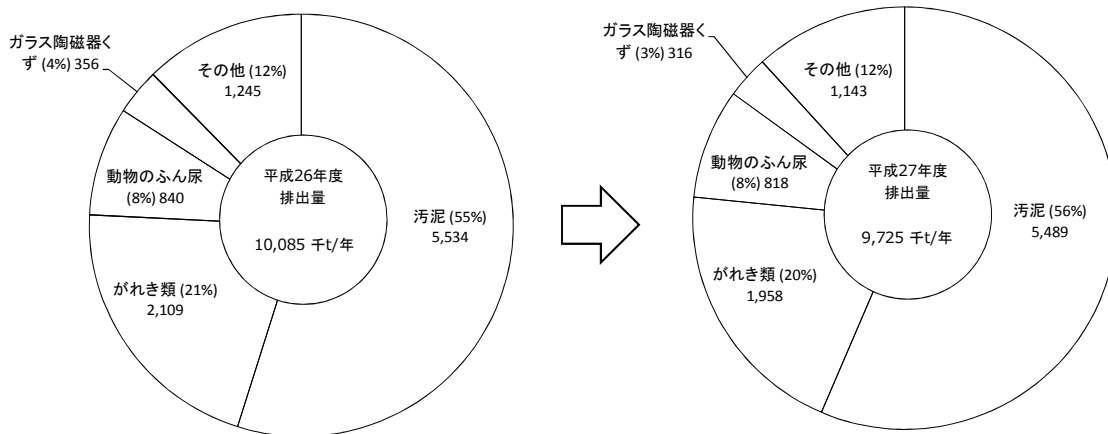
【廃棄物リサイクル課】

(図Ⅲ-1-(1)-1) 平成27年度ごみ(一般廃棄物)の種類別排出状況

(図Ⅲ-1-(1)-2) 平成27年度し尿の排出状況



(図Ⅲ-1-(1)-3) 平成26年度・平成27年度産業廃棄物の種類別の排出量



《課題》

- ・ 廃棄物排出量は減少し、省資源化への移行が進みつつあるが、一層の循環型社会に向けた取組を進めるため、3Rのうち優先順位の高い2R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用）について、実際の行動に結び付ける具体的な取組を促すことが必要。 【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 衣・食・住に着目した取組

- ・ 第2章第2節(1)エに掲載 【廃棄物リサイクル課】

イ 廃棄物の再資源化の推進

- ・ 「静岡県における特定建設資材に係る分別解体等及び 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を踏まえた「静岡県における建設リサイクル推進計画2009」に基づき、分別解体・再資源化の推進及び建設廃棄物の排出抑制の推進等の施策を実施。
- ・ 県内で施工された建設工事（官民）から発生した建設副産物の再資源化は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は高い再資源化率を維持。
- ・ 建設発生木材の再資源化など率は平成24年度には97.7%に向上。(図Ⅲ-1-(1)-4) 【技術管理課】
- ・ 食品工業等において副産されたものや家畜排泄物などを原料とした肥料の品質の安定・安全性を確保するため、「肥料取締法」（昭和25年法律第127号）に基づき肥料登録、届出を受理。 【地域農業課】
- ・ 食品工業等において副産されたものを原料とした飼料の品質の安定・安全性を確保するため、「飼料安全法」（昭和28年法律第35号）に基づき飼料の製造・販売業者の届出を受理。 【畜産振興課】
- ・ 立入検査による品質の安定・安全性の確認・指導を実施。 【畜産振興課、地域農業課】
- ・ 水産加工残さを飼肥料化することで再資源化を推進。
- ・ 「水産業振興事業費補助金」や「漁業近代化資金利子補給金」により、環境負荷の低減に向けた取組を支援。 【水産振興課】

ウ エコショップ宣言制度の拡大

- ・3Rや環境配慮につながる商品・サービスを提供する販売店等を登録し、専用ホームページで紹介することで環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの普及を図る「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年から実施。県広報番組等で広報を行い、平成28年度末の登録店舗数は845件。
【廃棄物リサイクル課】

エ 多量排出事業者への指導

- ・前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上、または前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50t以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導。537事業所が計画書を提出。
- ・産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進のため、廃棄物処理法の制度や産業廃棄物の適正な処理方法等について、排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象に研修会を8回開催。
【廃棄物リサイクル課】

オ 産廃3Rキャンペーンの実施

- ・「産廃3Rキャンペーン」などにより、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減に自ら取り組む事業者を支援。
【廃棄物リサイクル課】

カ 県による率先行動

- ・平成17年度から、県の本庁全館では、事務室内に設置されていたごみ箱を撤去し、フロアごとに専用ダストカートを設置するなどの「ごみ削減作戦」を実施。
- ・平成22年度から平成26年度までは、私物ごみ持ち帰り運動を実施し、職員一人ひとりのごみ削減やリサイクル意識の向上や、庁内統一の分別表示の掲示などにより、ごみ分別を周知・徹底。
- ・文書リサイクルについては、文書リサイクルシステムの導入により、庁内の機密文書の処理を自ら行い、再生原料として売却。
- ・平成27年度から、取組の重点を私物ごみ持ち帰り運動から分別の徹底に移行し、特に可燃ごみに混入しやすい紙類やプラスチック類の分別徹底を展開。
- ・上記取組の結果、県庁の関係課で構成する「ごみ削減ワーキンググループ」が目標として掲げた「可燃物排出量の平成25年度より削減」に対し、平成28年度実績は平成25年度比で14.3%削減した。
【廃棄物リサイクル課】
- ・県立静岡がんセンターでは、微生物により発酵分解を行う生ごみ処理機を構内に設置し、病院給食などから発生する生ごみを土壌改良材にリサイクルしている。平成28年度には、約80トンの生ごみの処理を行い、生成された土壌改良材は、静岡がんセンター内の庭園管理などに活用。
【がんセンター局】

(2) 良質なリサイクル（Recycle 再生利用）の推進

《現状》

- ・リサイクルは資源確保の点で重要な意味を持つことを広く県民に周知するとともに、排出者及び生産者に対して適正なリサイクル推進のための費用負担についての理解を求め、各種リサイクル法の円滑な推進を図っている。（図Ⅲ-1-(2)-1～5、表Ⅲ-1-(2)-2）

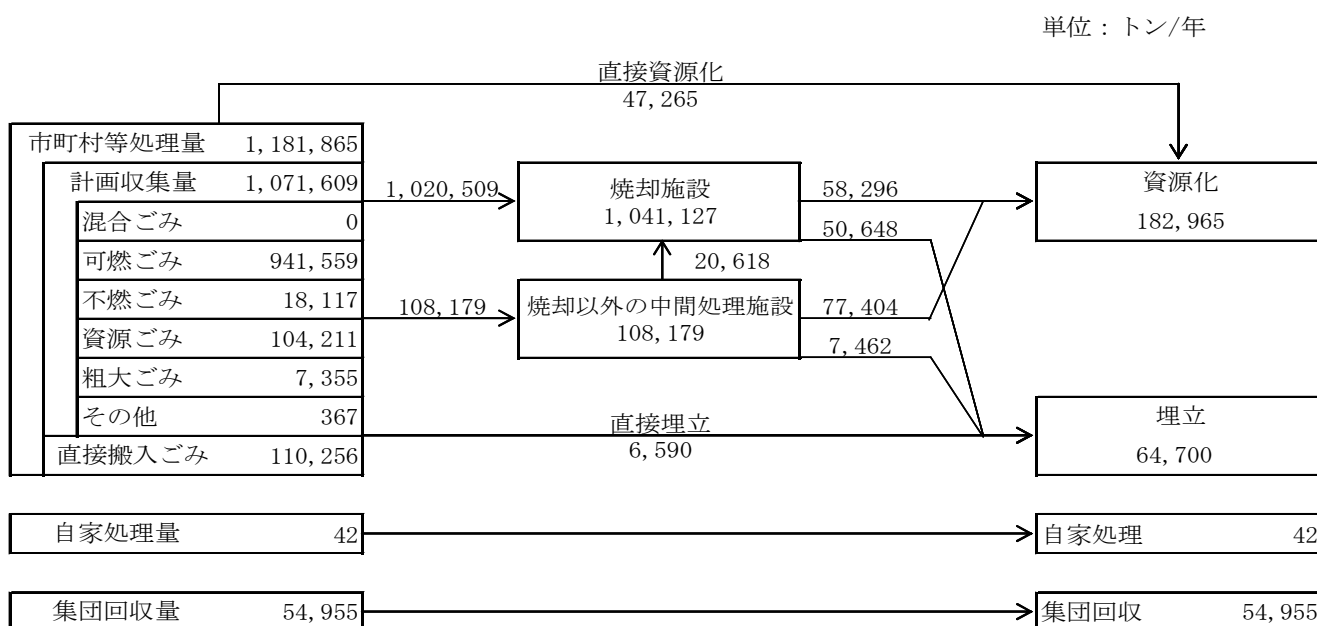
- ・ 県内の平成 27 年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量 972 万 5 千トンのうち、402 万トン(41%)が再生利用、553 万トン(57%)が焼却や脱水などの中間処理による減量化、18 万トン(2%)が埋立による最終処分。(図Ⅲ-1-(2) 4 参照)
- ・ 各産業分野では、形体の揃った、ある程度まとまった量の廃棄物が発生しており、再生利用量はほぼ横ばいの状態。(表Ⅲ-1-(2)-1)

【廃棄物リサイクル課】

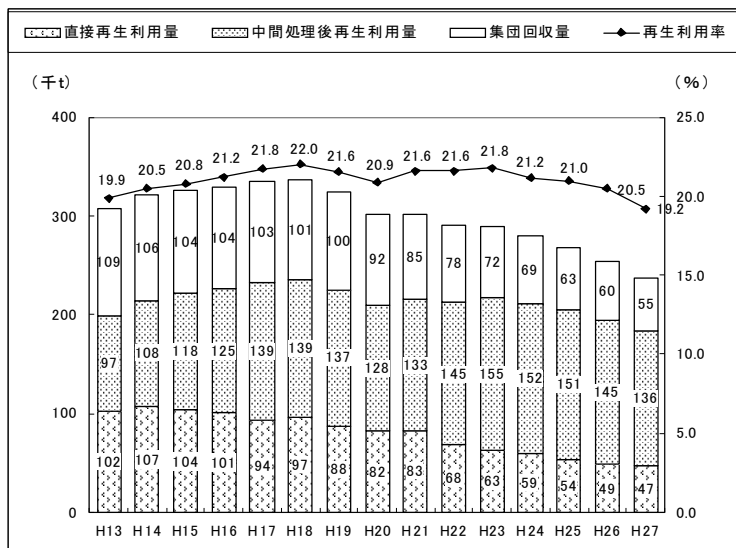
(表Ⅲ-1-(2)-1) 産業廃棄物の再生利用率

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
再生利用率 (%)	43	44	47	44	41

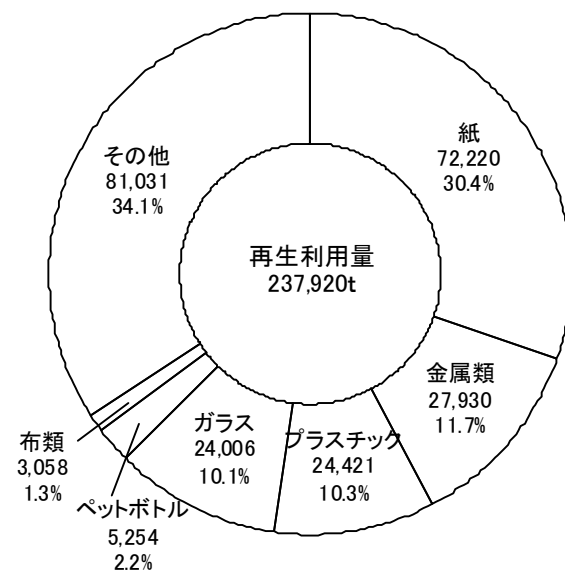
(図Ⅲ-1-(2)-1) 平成 27 年度ごみ処理の状況 (流れ)



(図Ⅲ-1-(2)-2) 平成 27 年度一般廃棄物の資源化量とリサイクル率の推移



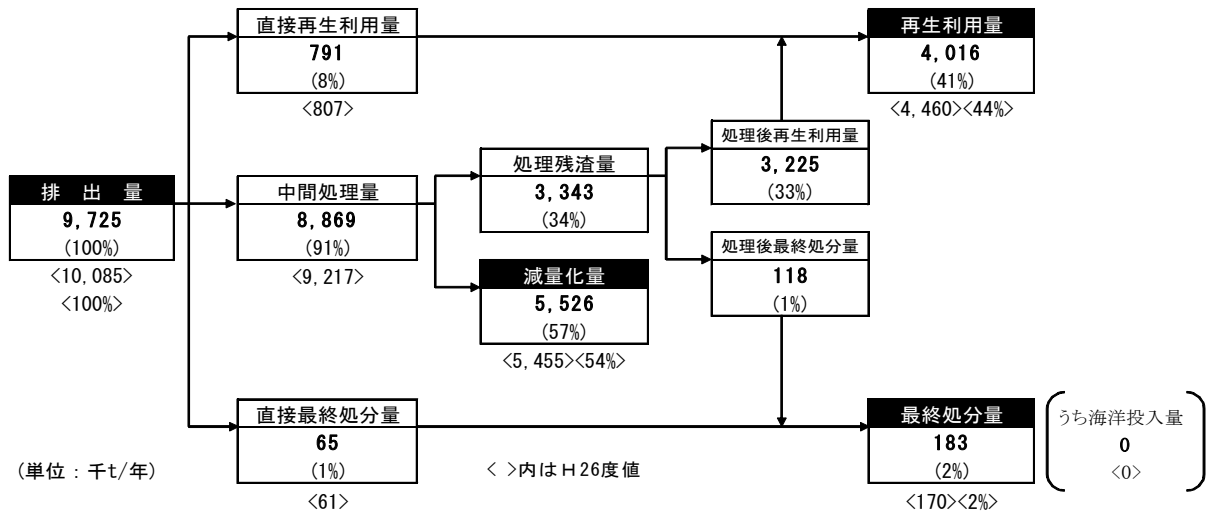
(図Ⅲ-1-(2)-3) 平成 27 年度一般廃棄物の再生利用の品目別割合



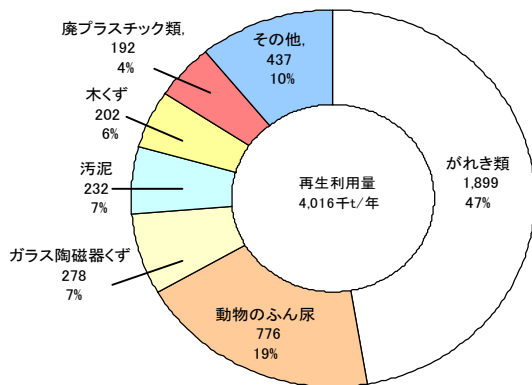
(表Ⅲ-1-(2)-2) 平成27年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施状況

	分別収集計画 策定市町数	分別収集実施 市町数	収集計画量 (トン)	収集量 (トン)	達成率 (%)
無色ガラス	35	35	11,214	10,750	95.9
茶色ガラス	35	35	7,431	6,696	90.1
その他ガラス	35	35	4,743	4,921	103.8
紙製容器包装	9	4	2,664	413	15.5
ペットボトル	35	35	5,877	5,334	94.1
プラスチック製容器包装 (うち白色トレイ)	30 (20)	30 (18)	23,853 (189)	21,622 (110)	90.8 (58.2)
スチール缶	33	34	7,609	6,889	90.5
アルミ缶	35	34	2,838	2,498	88.0
段ボール	30	22	13,759	7,241	52.6
飲料用紙パック	26	17	499	158	31.7

(図Ⅲ-1-(2)-4) 平成27年度産業廃棄物の排出・処理の概要



(図Ⅲ-1-(2)-5) 平成27年度産業廃棄物の再生利用量



《課題》

- ・一般廃棄物・産業廃棄物ともにリサイクル率は、ほぼ横ばい又は微減に留まっているため、各種リサイクル法の円滑な推進や商品化されたリサイクル製品の普及を図るとともに、廃棄物リサイクルを行う

循環型ビジネスの育成と振興を図るなど、リサイクルを一層推進していくことが必要。

- ・農林水産省の推計によると、我が国における平成 26 年度の食品由来の廃棄物は年間約 2,775 万トン発生し、うち約 822 万トンが家庭で発生している。家庭から排出される食品廃棄物のうち、肥料やエネルギーとして再生利用されるものは約 7%と低く、残りは焼却や埋立処理されている状況。
- ・廃棄物の有効活用を促進し資源循環型モデルを構築するため、新しいリサイクル技術の研究開発が必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 各種リサイクルの推進

(ア) 小型家電リサイクルの促進

- ・小型家電リサイクル法の制度にできるだけ多くの市町が参加するよう促し、使用済小型電子機器等に利用されているレアメタルを含む有用金属の再生利用を促進。 【廃棄物リサイクル課】

(イ) 食品リサイクルの推進

- ・食品ロス(食品廃棄物)の削減を進めるため、市町等へ情報提供を実施。

(ウ) 容器包装リサイクルの推進

【廃棄物リサイクル課】

- ・容器包装については、「静岡県分別収集促進計画」に基づき市町の容器包装のリサイクルシステムの確立を支援。 【廃棄物リサイクル課】

(エ) 家電リサイクルの推進

- ・家電リサイクル法の対象となる 4 品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)について適正な回収及び再資源化ができるよう普及啓発。また、買替えでもなく、過去に購入した小売業者が特定できないような場合で小売業者に引取り義務が課されない「引取義務外品」に係る回収体制の構築を目指し、市町等を支援。 【廃棄物リサイクル課】

(オ) 再生事業者登録の活用

- ・廃棄物再生事業者登録制度の活用により、古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の適正な再生を促進。 【廃棄物リサイクル課】

イ リサイクル製品認定制度の普及推進

- ・リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し、適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会や県内外における展示など幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに、積極的な利用を呼びかけ。
- ・こうした関係機関と連携した取組により、県公共工事等での認定製品の積極的利用をさらに推進し、適正なりサイクルを推進。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 市町におけるバイオマス活用推進計画の策定支援

- ・バイオマスタウン構想の策定済み市町やバイオマスの利活用を進めている市町を訪問し、今後の取組やバイオマス活用推進計画の策定に向けた支援を実施。 【研究開発課】

(3) エネルギー回収の促進

《現状》

- ・循環型社会形成推進基本法で定められている、①Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、②Recycle 再生利用、③エネルギー回収という優先順位を踏まえて取組を促進。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・焼却せざるを得ない廃棄物について、熱エネルギーとして回収を行うリサイクル発電施設を有するごみ焼却施設が普及。市町の廃棄物処理施設整備における発電を促進することが必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 交付金活用によるエネルギー回収の促進

- ・高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を支援する交付金の活用により、燃やさざるを得ない廃棄物から得られるエネルギーの有効活用を促進。【廃棄物リサイクル課】

(4) 未利用資源の利用促進

《現状》

- ・バイオマスの利活用向上を目指し、平成 24 年 3 月に策定した「静岡県バイオマス活用推進計画」において、県民や事業者、行政が取り組むべき基本的な方向性を明示。
- ・平成 29 年 3 月に「静岡県バイオマス活用推進計画」を改定し、利活用の進んだ食品廃棄物や林地残材（間伐材）の利活用目標値を引き上げた。

【研究開発課】

《課題》

- ・バイオマスの利活用向上のための、効率的な収集・運搬、販売体制の構築。
- ・バイオマス資源として最大限に利用するための、経済性やライフ・サイクル・アセスメントを考慮した、資源として価値の高い順での利用。
- ・バイオマスの各段階における利用技術の確立と、バイオマス製品の需要創出。

【研究開発課】

《施策の展開》

ア 下水汚泥の利用促進

- ・下水処理場から発生した下水汚泥は、有用な資源としての有効利用及び埋立処分量の抑制のため、セメント、コンポスト（肥料）等へのリサイクルを推進し、近年は高いリサイクル率で推移。（表Ⅲ-3-(3)-1）【生活排水課】

(表Ⅲ-3-(3)-1) 下水汚泥の発生量とリサイクル率の推移

(脱水汚泥換算量)

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
発生量(千 m ³)	184	179	179	171	154
リサイクル量(千 m ³)	177	171	171	157	149
リサイクル率(%)	96	96	96	92	96

(注) 県生活排水課調べ

イ 水産物等の未利用部位の有効利用の研究・開発

- ・カツオの加工時に大量に排出される未利用部位を活用する技術を開発し、調味料原料として有効活用中。 【水産振興課】

第2節 廃棄物の適正処理の推進

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

《現状》

- ・産業廃棄物処理業者の優良化を進めるため、平成23年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」について、研修会等の実施により周知を実施。
- ・優良認定は、平成28年度末現在、産業廃棄物収集運搬業が127件、特別管理産業廃棄物収集運搬業が56件、産業廃棄物処分業が24件、特別管理産業廃棄物処分業が3件の合計210件。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任の徹底や処理業者への指導の強化を行い、併せて優良事業者の育成を図ることが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 法令遵守の指導

- ・産業廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の形成を目指す施策の一環として、法改正の周知や、委託基準、処理基準等について理解を深め、その資質の向上を図るため、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者を対象に研修会を実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 排出事業者等への指導や監視

- ・平成28年度は、健康福祉センター及び産業廃棄物特別監視員により、排出事業者に対する立入検査を1,096件実施。
- ・県内に搬入される県外産業廃棄物が適正に処理されるよう県外の排出事業者と事前協議を行っており、平成28年度の事前協議件数は967件。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 産業廃棄物処理業者による不適正処理の防止

- ・平成28年度は、健康福祉センター及び産業廃棄物特別監視員により、処理業者等に対する立入検査を2,921件実施。
- ・違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を実施。(表Ⅲ-2-(1)-1)

【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅲ-2-(1)-1) 平成28年度行政処分件数 (件)

許可取消	事業停止	措置命令	改善命令
7	0	0	0

エ 優良な廃棄物再生事業者の育成

- 古紙、金属等の廃棄物の再生事業を営む優良な事業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2に基づき廃棄物再生事業者の登録を実施。（表Ⅲ-2-(1)-2）

【廃棄物リサイクル課】

（表Ⅲ-2-(1)-2）過去3年間の廃棄物再生事業者登録事業者数

年度	登録事業所数（所）
26	79
27	83
28	81

オ 産業廃棄物処理システムの透明化

- 廃棄物の不適正処理を抑止するとともに、廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、排出事業者や処理業者への研修会を開催し、電子マニフェストの普及をより一層促進。
- 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理をより促進するため、自動車解体業者や破砕業者等関連事業者への監視・指導等を実施。
- 建設工事における更なる産業廃棄物の取扱いの透明性を図るため、関係機関との連携によるパトロール等監視・指導等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

カ 事業者表彰の実施

- 産業廃棄物の減量化、再生利用の促進、中間処理施設の設置、最終処分場の確保等、産業廃棄物の適正処理の推進に貢献し、他の模範となる者の表彰を行うことで県民や事業者等の意識の高揚を図り、産業廃棄物の一層の適正処理を推進。

【廃棄物リサイクル課】

(2) 適正処理推進体制の充実

《現状》

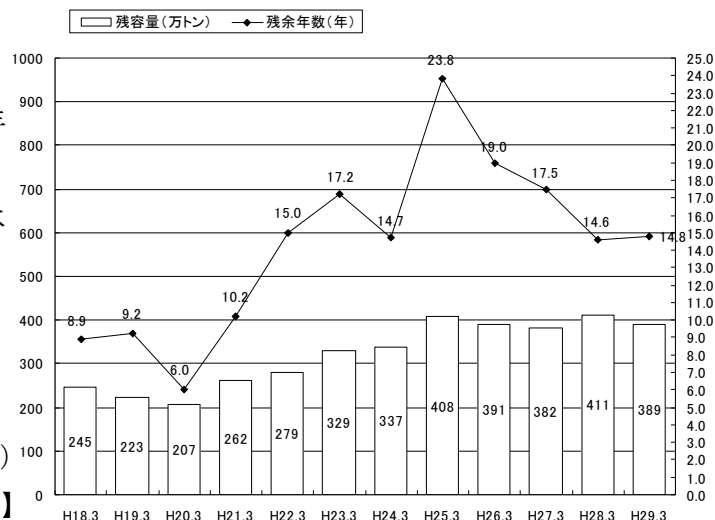
- 一般廃棄物の適正処理を図るため、市町等処理施設の維持管理指導等を実施。一般廃棄物処理施設の円滑な施設整備の促進を図るため、建設・改修に係る指導等を実施。
- 県内の平成27年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量972万5千トンのうち、401万トン(41%)が再生利用、552万トン(57%)が焼却や脱水などの中間処理による減量化、18万トン(2%)が埋立による最終処分。（図Ⅲ-1-(2)-4参照）
- 産業廃棄物の処理業に係る許可件数は、平成29年3月末現在で7,133件。（表Ⅲ-2-(2)-1）
- 平成29年3月末現在で、産業廃棄物の焼却や脱水等を行う中間処理施設の設置許可は485件あり、また、埋立処分を行う最終処分場の設置許可は、70件。
- 最終処分場の残余容量は389万トンで、残余年数は14.8年。（平成29年3月末）（図Ⅲ-2-(2)-1）

【廃棄物リサイクル課】

（表Ⅲ-2-(2)-1）産業廃棄物処理業の許可状況（県知事許可、平成28年度末現在）

産業廃棄物処理業	収集運搬業	6,251
	処分業	403
特別産業廃棄物処理業	収集運搬業	466
	処分業	13
計		7,133

（図Ⅲ-2-(2)-1）産業廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



《課題》

- ・更なる廃棄物の3R及び適正処理を推進することが必要。
- ・廃棄物処理業者等においては、依然として不適正な処理が行われる例があることから、電子マネIFESTの導入促進などを推進することが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 一般廃棄物処理施設における技術管理者の資質向上

- ・毎年開催される一般廃棄物処理施設管理技術者講習会への参加を市町へ呼びかけ、技術管理者の一層の能力向上を支援。

【廃棄物リサイクル課】

イ 産業廃棄物処理施設への支援、指導

- ・施設から生ずる生活環境保全上の支障の発生を未然防止又は拡大防止するために、焼却施設と最終処分場等の廃棄物施設について、法に基づく定期的検査を実施。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 県外排出事業者との事前協議の実施

- ・県内に搬入される県外産業廃棄物が適正に処理されるよう県外の排出事業者と事前協議を行っており、平成28年度の事前協議件数は967件。

【廃棄物リサイクル課】

エ 産業廃棄物の処分・再利用の実態調査

- ・産業廃棄物処理業者及び排出事業者から提出される産業廃棄物の排出・処理状況に関する報告書を基に、排出・処理の状況を解析し、産業廃棄物の実態を推定。

【廃棄物リサイクル課】

(3) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進

《現状》

- ・PCB廃棄物については、保管期間が長期間に及んでいることから、適正保管が継続されないおそれや紛失等による環境汚染の進行も懸念される状況。
- ・期限内処理の達成に向け、平成28年8月に改正PCB特別措置法が施行。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・有害物質を含む廃棄物等の適正処理に向けた事業者指導及び正しい保管・廃棄方法に関する普及啓発等を行うことが必要。
- ・県内のPCB廃棄物について、『静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画』に基づき、法定の処理期限である平成39年3月までに確実に処分することが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア PCB 廃棄物の適正処理

- ・事業者等への周知を徹底するとともに、未届事業者の掘起し等を行い、計画的かつ適正な処理を推進。 【廃棄物リサイクル課】

イ 使用済みの水銀製品の適正な保管・廃棄に関する普及啓発

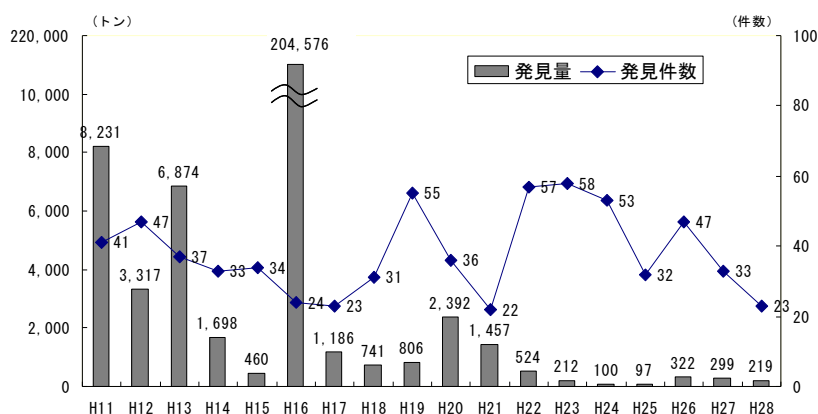
- ・市町や関係機関に対し、適正な保管・廃棄方法に関する普及啓発を行うことにより、適正な回収・処理ルートの確立を支援。 【廃棄物リサイクル課】

(4) 不法投棄対策の推進

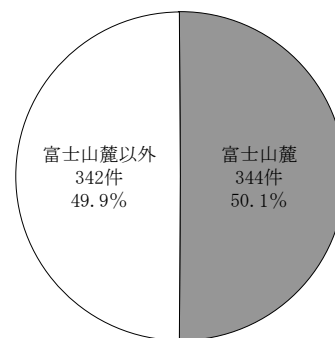
《現状》

- ・産業廃棄物の不法投棄の発見件数及び発見量は、平成 28 年度 23 件、219 トン（政令市を除く。）。(図 III-2-(4)-1) 【廃棄物リサイクル課】

(図 III-2-(4)-1) 産業廃棄物の不法投棄の状況



(図 III-2-(4)-2) 富士山麓での不法投棄件数の割合 (平成 11~28 年度)



※富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・長泉町・小山町・沼津市(狩野川以南を除く。)の件数

《課題》

- ・廃棄物の不法投棄撲滅に向けて、県民の意識の高揚を図り、県民総ぐるみの監視通報体制を構築し、不法投棄をさせない社会環境の構築が必要。
- ・警察などの関係機関との連携を深め、不法投棄を早期に発見し、行為者や関与者への責任追及を徹底することが必要。
- ・一旦廃棄物が不法投棄されると、原状回復までに相当の期間と費用を要することもあり、不法投棄の未然防止、早期発見が重要。
- ・県境を越えて、広い県土を移動する廃棄物の不法投棄に対する監視を強化することが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 市町や隣県等との連携による監視の強化

- ・ラジオ、街頭キャンペーン等による県民に対する啓発活動のほか、住民からの通報を受ける制度等による監視を強化。

- ・ 県東部地区では、国、県、市町、民間団体が「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」を設置し、富士山麓の不法投棄防止の取組を推進。
- ・ 関東甲信越や中部四県等の自治体とも連携。

【廃棄物リサイクル課】

イ 不法投棄防止に向けたパトロール等の実施

- ・ 職員によるほか、休日及び夜間のパトロールを民間の警備会社に委託し、パトロールを強化。
- ・ 関係機関の参加を得て、年2回、不法投棄防止統一パトロールを実施。
- ・ 監視カメラやフェンス等、不法投棄を防止する設備を設置する市町に対し助成し、捨てられない環境づくりを推進。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 越境する環境問題の隣県等との連携

- ・ 第1章第2節(2)カに掲載 廃棄物リサイクル課】

(5) 不用品回収業者対策の強化

《現状》

- ・ 近年、一般家庭や事業所等から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等する者（不用品回収業者）が増加。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・ 一般家庭や中小の事務所から排出される使用済みとなった家電製品等を収集、運搬する「不用品回収業者」の中には一般廃棄物収集・運搬業の許可等を受けておらず、廃棄物処理法に抵触する違法な行為を行っていると考えられるため、対策強化が必要。
- ・ 使用済家電製品等の廃棄物該当性の判断が困難なこと、複数市町をまたぐ形で事業を行っていることなどから市町では対応に苦慮。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 不用品回収業者の監視、指導

- ・ 市町職員向けセミナーの開催や指導強化期間の設定等により、県内各市町を支援するとともに、複数市町にまたがる広域的な事案の調整を図ることにより、違法な不用品回収業者への指導を徹底。

【廃棄物リサイクル課】

イ 使用済家電の適正な処分方法の周知

- ・ 「無料をうたっておきながら作業後に料金を請求された。」「廃棄物を業者の車に積み込んでから当初の見積もりの2倍以上の料金を請求された。」等の消費者トラブルになった事例も多数報告されていることから、消費生活センターや市町と連携して、県民への使用済家電の適正な処分方法を周知・徹底。

【廃棄物リサイクル課】

(6) 災害廃棄物の適正処理の推進

《現状》

- ・想定される大地震により発生する膨大な量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平成 27 年 3 月に静岡県災害廃棄物処理計画を策定。また、県計画を踏まえ、処理の主体となる市町計画の策定を支援し、平成 28 年度中に県内全市町で計画の策定（一部市町は最終調整中）が完了。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・災害時の廃棄物処理は、平常時から事前の対策を講じておくことが必要。このため、県及び市町計画の実効性の向上、市町担当職員のスキルアップ、市町の区域を越えた広域処理体制の構築に向けた取組を引き続き実施していくことが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 災害廃棄物処理計画の見直し

- ・災害廃棄物担当者連絡会を開催し、国の動向や市町同士の情報共有を図るとともに、情報伝達訓練等の実施により県及び市町計画の実効性の検証及び見直しを継続的に実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 災害時における適正な廃棄物処理

- ・有識者や被災地の職員等を招いたセミナーを開催し、処理主体である市町担当職員のスキルアップを支援。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 広域処理連携体制の構築

- ・市町の区域を越えた広域処理体制の構築に向けた検討会を開催するとともに、災害廃棄物対策ブロック協議会（関東、中部）へ参画し、広域処理のためのルールづくりや関係団体との連携を促進。

【廃棄物リサイクル課】

第3節 循環型社会を担う基盤づくり

(1) 環境教育等の推進

《現状》

- ・食品ロスの量は、国内で年間 621 万トン（平成 26 年度推計）と言われており、国や地方自治体が食品ロス削減に向けた取組を開始。

【環境政策課、廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・循環型社会の形成のために、行政のみならず、廃棄物に関わる全ての県民、地域住民組織、ボランティア団体、NPO 法人、団体、企業等が、できる限りの取組を進めることが必要。
- ・将来を担う子どもたちへの教育が重要であり、さらなる環境教育の推進が必要。
- ・食品ロス削減などの普及啓発や、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成が必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 循環型社会形成に向けた環境教育の推進

- ・第1章第2節(1)カに掲載。【廃棄物リサイクル課】

イ 食品ロス削減に向けた普及啓発

- ・県民の食品ロスに関する意識の高揚を図り、外食時における食品廃棄物の削減を進めるため、「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を展開し、民間の情報サイトやSNSを活用して、啓発を実施。（表Ⅲ-3-(1)-1）

【廃棄物リサイクル課】

（表Ⅲ-3-(1)-1）ふじのくに食べきりやったね！キャンペーンの実施

区 分	食べきり割	「ごちそうさま」フォトコンテスト
内 容	キャンペーン協力店で「食べきり」を宣言し、実践した客に飲食代割引等のサービスを協力店が付与	キャンペーン協力店での「食べきり」実践の写真を専用サイトに投稿し、投稿者に賞品を授与
対象店舗	居酒屋	居酒屋、レストラン、ホテル等
実施期間	前期：平成28年7月25日（月）～8月31日（水） 後期：平成28年11月10日（木）～12月10日（土）	
参加店舗	223店舗	

ウ 学校における環境教育の推進

- ・第1章第2節(3)カに掲載【教育委員会義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

(2) 海岸漂着物等対策の推進

《現状》

- ・本県は豊かな自然や景観に恵まれており、その多くで全国有数の観光スポットとなっているが、海岸線では、漂着した流木やごみ等が集まり、海岸環境の悪化を懸念。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・美しい海岸等は次世代に継承すべき財産でもあることから、各関係者と連携し環境保全に努めていくことが必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 静岡県海岸漂着物対策地域計画の推進

- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、平成 27 年 7 月に静岡県海岸漂着物対策地域計画を策定し、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対する助成を実施。

【廃棄物リサイクル課】

(3) 環境ビジネスの振興

《現状》

- ・環境省によると、我が国の平成 26 年の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模は、それぞれ約 105 兆円、約 256 万人と推計。前年はそれぞれ約 93 兆円、約 255 万人と推計されており、市場規模、雇用規模ともに増加傾向。
- ・環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たしている。

【環境政策課】

《課題》

- ・環境製品の割高感や、環境ビジネスの提供者と利用者間で情報ギャップが見られるなど、市場は成長過程にあり、消費者の支持を拡大することが求められている。【環境政策課】

《施策の展開》

ア エネルギーやバイオマスをテーマとした視察等の事業支援

- ・循環型社会の構築に向けた環境ビジネスの振興を図るため、企業の枠にとられない情報交流等を実施する静岡県環境ビジネス協議会の活動を支援。
- ・平成 28 年度は、静岡県環境ビジネス協議会の主催により、視察会を 1 回、講演会を 3 回開催。

【環境政策課】

イ 環境ビジネスに関する情報発信

- ・第 1 章第 1 節(2)ウに掲載【環境政策課】

(4) 関係機関との連携強化

《現状》

- ・循環型社会の形成に向け、行政のみならず、廃棄物に関わる全ての県民、地域住民組織、ボランティア団体、NPO 法人、団体、企業等が取組を展開。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・循環型社会の形成に向け、行政のみならず、団体や企業等の多様な主体と連携を図ることが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 市町・団体・他県との情報交換

- ・一般廃棄物の処理を所管する市町等との連携を強化するため、廃棄物・リサイクル推進連絡会を開催し、情報交換、助言等を行い、一般廃棄物の削減を推進。
- ・経済団体や業界団体と連携して、事業規模や業種の特性に応じた3Rの方策の周知を図り、廃棄物削減等の取組を促進。

【廃棄物リサイクル課】

第4節 森林資源の循環利用の促進

(1) 県産材の需要拡大

《現状》

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連施設での木材利用の機運の高まりや公共部門での県産材の利用を契機に、店舗やレストランなど、利用が進まなかった民間の非住宅分野でも利用が広がりつつあり、今後さらに需要の増加が期待される。【林業振興課】

《課題》

- ・民間・公共部門における利用拡大や販路の拡大、製材・加工体制の拡充などにより、県産材の需要拡大を図ることが必要。【林業振興課】

《施策の展開》

ア 民間・公共部門における県産材の利用拡大

- ・第2章第1節(3)エに掲載【林業振興課】

イ 県産材製品の販路拡大

- ・供給体制の強化として、伊豆、駿東及び富士地域の供給体制並びに広域連携体制の構築を促進。
- ・狙いを定めた的確な PR として、バイヤー招聘による県内企業等との商談機会の創出、東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連施設の設計を行う建築設計事務所への個別訪問及びジャパンホームショーや、WOOD コレクション 2017 など首都圏展示会へ出展。
- ・輸出に意欲ある企業で構成する県産材輸出研究会の開催や、台湾における木材ニーズ等市場調査を実施。

【林業振興課】

ウ 県産材の製材・加工体制の充実

- ・木材加工流通施設の整備等を行う木材関連業者や団体を支援。

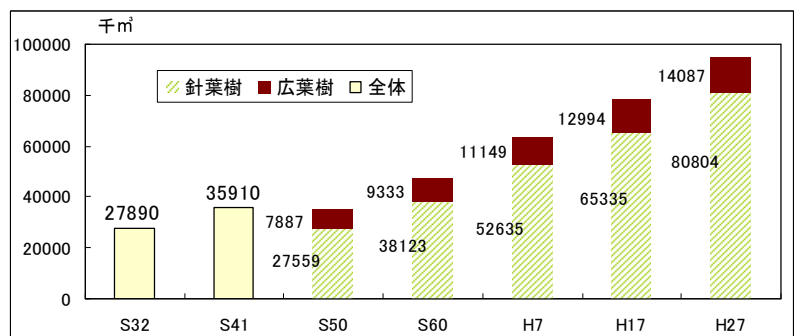
【林業振興課】

(2) 県産材の安定供給体制の確立

《現状》

- ・静岡県の森林のうち、民有林(国有林以外の森林)面積の約6割は植林され、育てられた人工林。スギ、ヒノキ人工林の約9割は、製材等の原料として利用可能となる40年生を超え、その蓄積(立木の幹の体積)は、人工林のスギ、ヒノキを中心に年々増加している。(図Ⅲ-4-(1)-1)

(図Ⅲ-4-(1)-1) 民有林の蓄積の推移



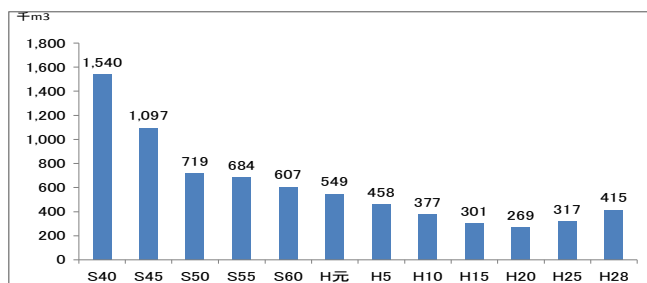
- ・製材工場の規模拡大や合板工場の新設などにより、丸太の受入体制が整い、近年、生産量は増加。(図

Ⅲ-4-(1)-2)

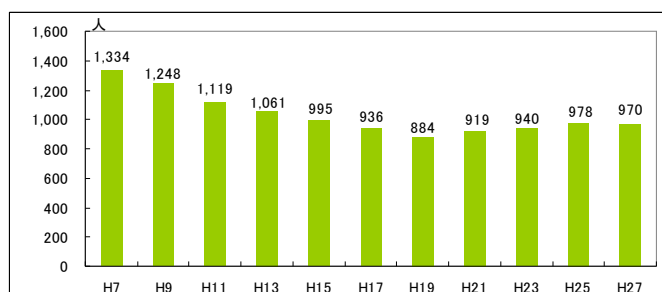
- ・雇用されて林業で働く作業員数は素材生産量の増加に呼応し、近年増加傾向。(図Ⅲ-4-(1)-3)

【森林計画課、林業振興課】

(図Ⅲ-4-(1)-2) 素材(丸太)の生産量の推移



(図Ⅲ-4-(1)-3) 林業作業員数の推移



出典：公益社団法人静岡県山林協会、林業振興課調べ

《課題》

- ・森林所有者の過半数は、3ha未満の零細所有者で自ら木材生産を行うことが難しいことから、一体的・効率的に施業を行えるよう地域を集約化することが必要。
- ・森林内の道の整備、高性能林業機械等の導入や、技術者の養成などを進め、木材を低コストで安定的に生産できる体制づくりが必要。
- ・製材加工工場等の需要に応じ、県産材の安定した生産・供給体制の構築が必要。

【森林整備課、林業振興課】

《施策の展開》

ア 安定供給体制の整備

- ・計画的な間伐材の伐出を行う林業事業体に対し、間伐材の伐出・搬送経費の一部を補助。
- ・平成28年度は合計で約29万m³の間伐材の伐出を支援。

【森林整備課】

イ 計画的・効率的な森林整備や木材生産の支援

- ・森林整備と間伐材等の木材利用を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、平成27年度は、10,418haの森林を整備。
- ・計画的・効率的な森林整備や木材生産を進めるため、森林施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入促進等により、木材生産コストの低減を推進。
- ・高性能林業機械を導入しやすい道路から200m以内の森林面積は、平成28年度末で約20万8千ha。
- ・民間事業者が行う大規模工場などへの間伐材の直送について、木材集出荷施設の整備を支援するなど、県産材の流通の効率化を促進。

【森林整備課、林業振興課】

(3) ビジネス林業の展開

《現状》

- ・平成27年の木材生産量は37.8万m³と、目標50万m³(平成29年)の76%。

【林業振興課】

《課題》

- ・木材生産量の増大に向け、低コストで効率的な施業の推進と森林技術者の育成確保が必要。

【林業振興課】

《施策の展開》

ア 低コストで効率的な施業の推進

- ・ニーズに応じた丸太の計画的生産、森林所有者への収益還元を増やす低コスト生産、流通コストを削減する直送販売を経営に取り入れた、ビジネスとしての林業を実践する林業事業体の拡大と定着を促進。平成 28 年度末にビジネス林業に取り組む事業体数は前年度から 14 社増の 51 社。
- ・林業事業体へ高性能林業機械の更なる普及を図るため、高性能林業機械実演会を開催。

【林業振興課】

イ 森林技術者の育成確保

- ・林業の基本的な技術と知識を有する者に対し、現場技術や現場管理能力の習得等を支援し、適正な森林管理を担う森林技術者を育成。平成 28 年度末の森林技術者数は前年度から 18 人増の 501 人。

【林業振興課】

第5節 水循環の確保

(1) 水資源の適正な管理と有効利用の促進

《現状》

- ・近年、全国的な傾向として渇水の発生頻度が上昇。
- ・本県では、主要水源を表流水に依存している天竜川水系、大井川水系でしばしば渇水が発生。
- ・発電用水、農業用水、水道水、工業用水の水利使用が時代とともに多様化。
- ・中央新幹線環境影響評価書に基づく事後調査報告書が提出され、南アルプストンネル工事の影響により大井川の流量が減少すると予測。
- ・昭和30、40年代に、県内で地下水位の異常低下、塩水化等の地下水障害が発生したため、「静岡県地下水の採取に関する条例」（昭和52年8月）に基づき、地下水揚水量等を規制。
- ・その結果、昭和55年に5,730千m³/日であった地下水採取届出量(条例指定5地域合計量)は、平成28年に3,693千m³/日まで減少。

【水利用課】

《課題》

- ・森林や農地などの荒廃や、都市化の進行などにより、自然の持つ水源かん養機能や洪水調節機能などが低下。
- ・気候変動により、降水量や降雨時期に偏りが発生。
- ・水利利用の多様化に対応し、限りある水資源を有効かつ適切に活用する水利調整が必要
- ・南アルプストンネル工事の影響による大井川の流量減少を回避するため、事業者へ恒久的かつ確実な対策を求めることが必要。
- ・水の大切さや健全な水循環の重要性について、県民の水に関する意識の高揚が必要
- ・上下流（流域）を包括的かつ一体的に捉えて、水資源を総合的に管理していく取組が必要。

【水利用課】

《施策の展開》

ア 適正な水利調整

(ア) 渇水時の水利調整

- ・利水間の合意調整を行い、平成28年度は大井川水系で35日間の節水対策を実施。
(表Ⅲ-5-(1)-1)

- ・天竜川、大井川水系の発電用水使用者に対し、使用水量の抑制を要請し、協力を得て節水対策実施日数を縮減。【水利用課】

(イ) 平常時の水利調整

- ・長島ダムの運用、新規利水者の取水に伴う赤松発電所の発電使用水量への影響について検証するための会議開催や関係者間で取交す確認書締結に向けた調整を実施。
- ・東遠工業用水道の今後の使用計画を踏まえ、水利権、施設使用に係る関係者との調整を実施。

【水利用課】

(表Ⅲ-5-(1)-1) 節水対策実施日数 (単位：日)

年度 水系	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
天竜川	12 (0)	130 (31)	23 (4)	32 (7)	0 (0)
大井川	0 (0)	60 (29)	0 (0)	0 (0)	35 (0)

(注) () 内は、一次節水対策以上の日数

(ウ) 中央新幹線建設工事に伴う水資源減少回避措置に関する調整

- ・大井川利水者への影響を回避するための課題の整理、大井川水利調整協議会関係者への情報提供、事業者に対する協議調整等を実施。

【水利用課】

イ 流域水循環計画の検討

- ・平成26年に施行された水循環基本法に基づき、国は平成27年7月に水循環基本計画を決定。今後、本計画に沿った施策を展開。

【水利用課】

ウ 地下水位や塩水化などの監視

(ア) 地下水位観測調査

- ・地下水の適正な利用を図るため、昭和43年から地下水位観測調査を開始。
- ・平成28年度は156か所で実施。
- ・ここ10年は、浜名湖西岸地域で上昇傾向、その他の地域は横ばい傾向。

【水利用課】

(イ) 地下水塩水化調査

- ・平成28年度は、県内324か所で地下水の塩水化調査を実施。
- ・その結果、塩水化（イオン濃度が200mg/ℓ超）が観測された井戸は36か所。
- ・うち13か所では1,000mg/ℓを超える高い濃度を観測。
- ・塩水化は、全体的には減少傾向にあるものの、解消には至っていない。

【水利用課】

(ウ) 地盤沈下調査

- ・沼津三島、岳南、静清、大井川、中遠、西遠の6地域について、継続して地盤沈下調査を実施。
- ・平成28年度は、西遠地域で実施した結果、最大沈下量は0.9mm/年。（環境省の公表基準は、年間20mm以上の沈下）

【水利用課】

エ 地盤沈下・塩水化等の地下水障害の防止

(ア) 静岡県地下水の採取に関する条例

- ・「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水採取量等を規制。

【水利用課】

(イ) 地下水賦存量調査

- ・平成25年度から平成27年度に地下水系ごとの地下水の利用可能量等を把握する地下水賦存量調査を実施。調査結果を基に、地下水の保全と利用の両立のための地下水管理のあり方を検討。

【水利用課】

オ 小中学生を対象とした啓発活動の推進

- ・県内の小・中学生を対象に、「水の週間記念作文コンクール」を実施。
- ・県内の小学校を対象に「水の出前教室」を実施。（表Ⅲ-5-(1)-1）

【水利用課】



「水の出前教室」の様子

(表Ⅲ-5-(1)-1) 平成28年度小中学生を対象とした啓発活動の概要

水の週間関係 (8/1～8/7)	水の週間記念 作文コンクール	県内の小中学校17校(小学校7校、中学校10校)から 698点(小学校32点、中学校666点)の応募
学校訪問 水資源啓発教室	県職員が小学校76箇所ですべて4,803人を対象に、「水の出前教室」を実施	

カ 県民全体に向けた幅広い啓発活動

- ・他団体主催の各種イベントに参加し、事業説明やパネル展示等、水の啓発活動を実施。(表Ⅲ-5-(1)-2)
- ・「静岡県の湧き水」情報を県のホームページから発信。

【水利用課】

(表Ⅲ-5-(1)-2) 平成28年度県民全体に向けた幅広い啓発活動の概要

水の週間関係 (8/1～8/7)	水の啓発 キャンペーン	静岡市上下水道フェアで、「水の大切さ」、「節水の必要性」を訴えるキャンペーン活動を実施 (静岡市と協働)
イベントへの 出展	「県民の日」環境衛生科学研究所施設公開(静岡市)	

キ 農業用水利施設の計画的な保全管理

- ・基幹的な農業用水利施設について、施設の長寿命化計画に基づく整備・更新により機能を維持。

【農地整備課】

ク 河川の正常流量の確保

- ・生物の営み、河川景観、流水の清潔などを維持し、水利使用を行うために必要な河川の正常流量を確保するため、利水者の取水量の監視、既設の多目的ダムからの適切な補給を実施。【河川企画課】

(2) 安全で良質な水道水等の安定供給

《現状》

- ・進行する人口減少や節水機器の普及による給水量の減少から水道事業の料金収入が減少。
 - ・施設の老朽化進行による更新費用の増大。
 - ・水道担当職員数の減少。
 - ・本県における水道普及率(平成27年度)は99.0%(平成26年度の全国平均は97.8%)。
 - ・水道の水質検査結果適合率は99.9%(平成28年度)。
 - ・水道施設の耐震化率(平成27年度)は、浄水施設(能力)44.7%、配水池(容量)65.3%、基幹管路(距離)35.9%。
- (表Ⅲ-5-(2)-1)

【水利用課】

(表Ⅲ-5-(2)-1) 水道施設の耐震化の現状

対策施設	浄水施設（能力）			配水池（容量）			基幹管路（距離）		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
県	38.5%	42.0%	44.7%	59.3%	64.3%	65.3%	33.5%	35.2%	35.9%
全国平均	22.1%	23.4%	25.8%	47.1%	49.7%	51.5%	34.8%	36.0%	37.2%

《課題》

- ・料金収入減少、施設の更新費用の増大、職員数の減少という課題に対応し、安定経営を持続するためには、水道事業の基盤強化が必要。
- ・計画的な水道施設の維持管理や、適正な水質管理が必要。
- ・災害時における断水等の被害を最小限にするため、施設の耐震化や災害に強い施設整備が必要。

【水利用課】

《施策の展開》

ア 水道事業者に対する適正な維持管理の指導

- ・水道水源から給水栓までの水質管理や、水道施設の維持管理を適切に行うよう各水道事業者を指導。

【水利用課】

イ 水道施設の耐震化、水道施設の更新

- ・震災時の給水確保に向け、耐震診断により耐震性能を把握した上で、計画的に耐震化を実施するよう各水道事業者を指導。
- ・水道事業の統合や老朽化した水道施設の更新に向け、国の補助事業などを活用して計画的に行うよう各水道事業者を指導。

【水利用課】

- ・企業局は柿田川、富士川、東駿河湾、静清、中遠、西遠、湖西の7つの工業用水道と、駿豆・榛南・遠州の3つの水道用水供給事業を経営しており、施設の老朽化対策として、適切な点検と修繕による長寿命化を図る。
- ・施設の更新に当たり、将来の水需要に見合う適正な施設規模で更新するため、平成29年3月に「水道施設更新マスタープラン」を策定。

【企業局水道企画課】

ウ 水道事業の基盤強化

- ・水道事業の広域連携等による経営基盤の強化を推進。
- ・市町等水道事業者が、新水道ビジョンに対応した水道事業ビジョンへの改定を行うよう指導するとともに、水道法改正の動向を見ながら、県水道ビジョンの策定を進める。
- ・水道事業者が持続的に安定経営を行うため、経営戦略の策定を指導。

【水利用課】

(3) 森林の持つ水源涵養機能の確保

《現状》

- ・森林は、土壌がスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川に流すことにより洪水を緩和し、併せて水質を浄化する水源涵養機能を持つ。
- ・林業の低迷等により、間伐等の森林整備が遅れ、こうした機能の低下が危惧される。

【森林計画課】

《課題》

- ・森林の荒廃を防ぎ、水源涵養機能を維持するためには、木材生産を通じた継続的な間伐等の森林整備が必要。
- ・また、特に水源の涵養を高度に発揮させる必要のある森林については、水源涵養保安林等に指定し、開発等を制限するとともに、治山事業により機能の維持向上を図っていくことが必要。

【森林計画課】

《施策の展開》

ア 森の力再生事業の実施

- ・第2章第1節(3)ウに掲載 【森林計画課】

イ 森林所有者等の計画的な森林整備の促進

- ・効率的かつ計画的な森林整備を推進するためには「森林経営計画」を作成し、面的にまとまりのある森林を確保することが必要。
- ・県では、森林経営計画の樹立促進を通じて、森林施業の集約化を推進しており、平成28年度末現在、76,639haの計画が認定。

【森林計画課】

ウ 治山事業の推進

- ・第2章第1節(3)イに掲載 【森林保全課】

第4章 自然共生社会に向けた取組

第1節 生物多様性の確保

(1) 生物多様性地域戦略の策定

《現状》

- ・本県は日本最高峰の富士山から日本一深い駿河湾まで幅広い標高差があり、地域によってそれぞれ異なる地形や地質等が存在。多様な環境が育む植物相の豊かさは日本有数。【自然保護課】

《課題》

- ・本県の豊かな生物多様性を保全、活用し、後世に継承していくためには、本県の生物多様性に関する取組を計画的かつ総合的に推進する計画が必要。【自然保護課】

《施策の展開》

ア 生物多様性地域戦略の策定

- ・生物多様性の保全やその持続可能な利用を図るため、生物多様性基本法に基づき、本県の地域特性に応じた生物多様性地域戦略を策定。【自然保護課】

(2) 希少野生動植物の保全

《現状》

- ・本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、本州・四国・九州に生息する約60種のうち47種の、鳥類では、全国約550種のうち390種の生息が、植物でも、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約8,000種のうち、3,499種の生育が確認。
- ・県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物10分類群を対象とした県版レッドデータリスト（平成29年10月改訂）では、評価対象とした県産種12,859種のうちの約1割に当たる1,267種の絶滅が危惧。

【自然保護課】

《課題》

- ・国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する生物多様性基本法（平成20年法律第58号）の制定や、同法に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」により、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進。
- ・県は、平成22年8月、静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年県条例37号）を制定、捕獲や採取等を規制する希少野生動植物を指定するなどの生物多様性の保全等に係る対策を推進しているが今後は条例に基づく指定種の保護回復事業計画の策定など長期的な視野に立った体系的な取組の推進が希求。

【自然保護課】

《施策の展開》

ア 指定希少野生動植物の指定

- ・県では、これまで、「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナゴ及びヒメヒカゲの計 11 種類の動植物を「指定希少野生動植物」として指定。【自然保護課】

イ 野生動植物の生息状況等の把握

- (ア) 希少野生生物生息等実態調査・生物多様性地域戦略策定基礎調査
 - ・生物多様性地域戦略策定とレッドデータブック改訂の基礎資料とするため、平成28年度は、県西部地域等において希少野生動植物等の生息状況などの調査を実施。【自然保護課】
- (イ) アカウミガメの保護・増殖への支援
 - ・遠州灘海岸において、環境保護団体に委託してアカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などのアカウミガメの保護事業を実施。【自然保護課】

ウ 生態系等に悪影響を与えるおそれのある野生鳥獣の個体数調整

- ・生息数が増えすぎたニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、平成 16 年度から第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数を適正な数まで減らすための個体数調整を実施。
- ・伊豆地域においては、平成 28 年度は県が行う管理捕獲 4,683 頭と狩猟、市町の有害鳥獣捕獲で合計 11,054 頭のニホンジカを捕獲し、富土地域では管理捕獲 2,104 頭と狩猟、有害鳥獣捕獲で合計 5,241 頭のニホンジカを捕獲して、被害を軽減。
- ・富士川以西地域においては、生息頭数の多い地域において管理捕獲を実施。また、南アルプスの高山植物を食害しているニホンジカを、冬期に越冬地において試験捕獲を実施。【自然保護課】

エ 自然保護団体等との協働

- ・南アルプスの高山植物をニホンジカの採食圧から守るため、防鹿柵の設置等の植生保護対策及び復元活動をボランティア団体との協働により実施。【自然保護課】

オ 富士山静岡空港周辺の動植物の生息・生育環境の維持

- ・空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく監視・管理を実施。
- ・ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の整備やオオタカの営巣環境の改善などを実施。【空港運営課】

(3) 外来動植物対策

《現状》

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下、「外来生

物法)に基づき、平成 28 年 10 月 1 日現在 132 種類の特定外来生物(明治時代以降、人間活動によって海外から入ってきた外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼしているもの、又は、及ぼすおそれのあるもの)が指定。

- ・特定外来生物に指定されたものは、外来生物法が施行される以前に、ペットや観賞用の植物、釣り、食用のために持ち込まれたものや、物資などに付着してきたものも含まれているが、全て飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則禁止。
- ・国は平成 27 年 3 月に、我が国の外来動植物対策の中期的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」を、また、様々な主体に対して外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで外来種対策の一層の進展を図ることを目的として「生態系被害防止外来種リスト」を策定。

【自然保護課】

《課題》

- ・外来生物は、人間生活と密接に関わりを持っていることが多く、日常生活に密着した問題であるため、県民一人ひとりの理解と適切な対応が必要。
- ・特定外来生物に指定されていない外来生物であっても、生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長した時の大きさ、生態といったことを十分調べた上で、飼い主は責任を持って終生飼育する必要があるため、県民に対する啓発のほか、国(環境省)、市町、関係者等と対応についての協議、県内における特定外来生物の生息の動向の把握などによる、生態系への影響や農林水産業等の被害防止が必要。

【自然保護課】

《施策の展開》

ア 外来生物被害予防 3 原則の普及・啓発

- ・県では、タイワンリス、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査(平成 15~23 年度)、特定外来生物全般の生息分布に係るアンケート調査及び現地調査、国による現地調査の結果等、確認情報等から、県内には動物 24 種、植物 10 種、計 34 種が生息していると推測。(平成 29 年 10 月末現在)。
- ・県の調査結果は、県ホームページで公表し、県民に対し注意喚起を行うとともに、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防 3 原則の普及啓発を実施。

【自然保護課】

イ 外来生物防除計画の策定支援

- ・平成 24 年度にアライグマ防除指針を策定し、市町等が策定するアライグマ防除計画の策定や捕獲の支援を実施。

【自然保護課】

ウ 世界遺産富士山への外来植物の侵入防止対策

- ・平成 26 年度、27 年度に実施した外来植物の分布状況を把握する調査の結果、多数の外来植物が確認されたことから、外来植物の侵入を防止するためのマットを登山道や遊歩道の入り口に設置。
- ・植物の専門家の指導のもとボランティアとの協働による外来植物駆除活動を実施。

【自然保護課】

(4) 有害鳥獣対策

《現状》

- ・平成 27 年度の農林産物への鳥獣被害額は 4 億 9 千万円で、ピークであった平成 21 年度に比べて約 2 億の減少。【地域農業課】

《課題》

- ・農林産物への被害金額は減少しているが、被害は依然として多い状況にある。平成 29 年度の農林産物被害額 3.5 億円以下という目標に向け、引き続き、市町の侵入防止柵の整備や有害捕獲などへの支援を強化していくことが必要。【地域農業課】

《施策の展開》

ア 第 12 次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定

- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区の指定、捕獲者の許可基準など、県の鳥獣保護管理事業の指針となる「第 12 次鳥獣保護管理事業計画」を平成 29 年 3 月に策定。また、第 12 次鳥獣保護管理事業計画の策定に合わせ、生息頭数が著しく増加し、生態系への影響が懸念される鳥獣（ニホンジカ、イノシシ及びカモシカ）に対し、長期的な視点から管理を図るための「第二種特定鳥獣管理計画」を策定。【自然保護課】

イ 有害鳥獣捕獲の新たな担い手の育成

- ・農林業者の自衛手段のためのわな猟免許の取得を促進させるため、また、減少傾向にある銃猟者を確保するため、8 月（網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟）及び 2 月（わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟）に狩猟免許試験を実施したところ、新たに 424 人がわな猟免許を、185 人が銃猟免許を取得。
- ・経験の浅い狩猟者等を対象に、捕獲に係る知識・技術の向上を図るための研修を実施。【自然保護課】

ウ 安全な狩猟等の促進

- ・狩猟や有害鳥獣捕獲を行う者に対し、関係法令を遵守し、事故や違反がないよう、指導・取締りを実施。
- ・経験の浅い狩猟者等を対象に、安全な捕獲の知識や技術の向上を図るための研修を実施。
- ・狩猟者に狩猟可能な区域を分かりやすく示すため、狩猟地図を G I S により提供。【自然保護課】

エ 市町への交付金事業活用による支援

- ・市町の被害防止計画の施策の実施に対して、農林水産省の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し支援。
- ・2 市が侵入防止柵を整備するとともに、32 市町が捕獲機材の導入や有害捕獲活動への支援、被害防止講習会を実施。【地域農業課】

オ 鳥獣被害防止対策の推進

- ・深刻化している野生鳥獣被害防止に向け、関係部局を横断した総合的・効果的な鳥獣被害防止対策を推進。
- ・副知事をトップとした「静岡県鳥獣被害対策推進本部」を設置し、「野生鳥獣被害緊急対策アクションプログラム（平成26年度～29年度）」に基づき、市町による「被害防止計画」の策定と実施に向けた支援事業等の活用を促進。
- ・地域の鳥獣被害対策の指導者である静岡県鳥獣被害対策アドバイザーの養成、農業者自らによる被害防止対策の実施に向けた技術支援などを推進。

【地域農業課、自然保護課】

カ 鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた取組支援

- ・市町の被害防止計画の施策を適切に実施する鳥獣被害対策実施隊の設置を推進するため、各農林事務所が主体となり、意見交換等を実施。

【地域農業課】

キ 鳥獣被害対策総合アドバイザーの育成

- ・各地域の被害状況に即した総合的な被害防止対策を指導できる「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」を養成。
- ・平成28年度までに399人を養成し、各地域で被害防止活動を実施。

【地域農業課】

ク カワウ対策

- ・アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況の把握に努めるとともに、必要に応じ有識者・漁協・行政等で構成する「カワウ保護管理検討会」を開催し、被害防止対策の在り方について検討。（表IV-1-(4)-1）

【自然保護課】

（表IV-1-(4)-1）カワウ生息数調査結果（単位：羽）

	調査箇所数	7月	12月	3月
平成24年度	34か所	3,106	6,469	7,132
平成25年度	34か所	4,547	12,562	7,766
平成26年度	30か所	4,699	9,130	4,512
平成27年度	29か所	4,325	8,122	4,887
平成28年度	29か所	4,066	10,121	6,720

ケ 捕獲獣肉の活用

- ・県が策定した「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン（ニホンジカ、イノシシ）」に基づく食肉加工を推進。
- ・ガイドラインに沿った衛生的な食肉利用を推進するため、研修会を開催、「ふじのくに食と花の都の祭典」においてジビエのPRを実施。

【地域農業課】

第2節 自然環境の保全

(1) 森・川・海の保全と復元

《現状》

- ・変化に富んだ地形を有する本県には、県土の約3分の2を占める森林をはじめ、貴重な緑が多く残されている。また、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇ることができる自然環境を有している。

【環境ふれあい課】

《課題》

- ・自然の中には、人間が関わることにより、その機能を維持しているものがある。例えば「里山」は、集落周辺の雑木林や竹林のほか棚田、畑などを含めたエリアで、人々の生活と密接な関係を保ちながら、生物多様性に富んだ環境が維持されてきた。しかし、近年、生活様式の変化から放置・荒廃が進み、社会問題となっている。
- ・都市住民の保健休養の場あるいは、豊かな動植物の生息の場としての里山の機能の大切さが再認識されている。また、里山は比較的市街地近郊にあり、活動の場として取り組みやすく、森づくりグループの組織化や技術的な研修の場としても適しているため、各地で保全活動が取り組まれている。この保全活動を、定着、拡大していくことが必要。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 県民との協働・連携による荒廃森林の整備促進

- ・第2章第1節(3)ウに掲載 【森林計画課】

イ 県民や企業等の参加による森づくりの促進

- ・第1章第2節(2)エに掲載 【環境ふれあい課】

(表IV-2-(1)-1) 平成28年度林地開発許可状況

(単位：件・ha)

ウ 林地開発許可制度の適切な運用

- ・公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図るため、1haを超える森林を開発する場合には、「森林法（昭和26年6月26日法律第249号）」に基づく許可が必要。
- ・ただし、国や地方公共団体等が行う場合は、法の趣旨に則り、連絡調整により対応。
- ・平成28年度の許可件数は23件（110ha）、連絡調整件数は3件（35ha）。（表IV-2-(1)-1）

開発の目的	許可		連絡調整	
	件数	面積	件数	面積
レジャー施設				
農用地				
土石の採掘	12	71		
道路	1	3	2	9
残土処分場	2	5		
その他(津波対策施設)				
工場、事業場	7	30	1	26
住宅団地	1	1		
産廃処理施設				
計	23	110	3	35

【森林保全課】

エ 干潟や湿地・砂浜などの多様な自然環境の保全・再生の促進

- ・海岸の整備に当たっては、環境の保全と復元に配慮し、砂浜の保全と回復を目的に養浜を主体とした整備を推進。
- ・周辺の自然環境や景観との調和を図り、海浜レクリエーションなどの海浜利用者の増加にも配慮。

【河川海岸整備課】

オ 保安林機能の回復

- ・第2章第1節(3)イに掲載 【森林保全課】

カ 藻場・干潟の保全

- ・榛南海域では磯焼けが発生し、平成10年前後にはカジメ・サガラメなどの有用な海藻群落がほとんど消失。
- ・海藻群落の回復は、環境保全、漁業振興のほか、海の二酸化炭素吸収機能の確保の面からも重要。
- ・カジメを着生させたブロックを榛南海域に移植する等の対策により、一部海域のカジメ群落が順調に回復。
- ・本格的な回復に向けて、漁業者が行うアイゴ等の駆除活動を継続して指導。

【水産資源課】

キ 海岸漂着物の的確な処理

- ・県東部・中部・西部地区にそれぞれ「出水による漂着物対策調整会議」を設置し、国、県、市町の関係機関により、漂着物の減少方策等について協議。
- ・「出水による漂着物対策調整会議」では、毎年5月、6月に「河川・海岸統一美化運動」を実施。
- ・中部地区調整会議及び西部地区調整会議では、漂着流木等が大量で当該市町のみでは処分しきれない際の広域処理を可能とする「出水による漂着物処理に関する相互援助協定」を締結。
- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、「海岸漂着物等対策事業費補助金交付要綱」に基づき、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う14市町に対して助成。

【河川砂防管理課、廃棄物リサイクル課】

(表IV-2-(1)-2) 温泉に関する都道府県別順位(平成28年3月末現在)

ク 温泉の保護

- ・本県の温泉は、総源泉数2,263井(枯渇・埋没除く。)で、そのうち、利用源泉数は1,202井、総湧出・揚湯量は、毎分120,716ℓ。
- ・県では、温泉実態調査等による温泉の実態把握と温泉資源の変動状況の調査を行うとともに、法令に基づき、適切な保護を推進。(表IV-2-(1)-2)

【衛生課】

源泉総数			湧出量(ℓ/分)		
順位	都道府県	源泉数	順位	都道府県	湧出量
1	大分県	4,342	1	大分県	279,462
2	鹿児島県	2,773	2	北海道	235,346
3	静岡県	2,263	3	鹿児島県	156,324
4	北海道	2,110	4	青森県	136,404
5	熊本県	1,345	5	熊本県	134,447
6	青森県	1,084	6	静岡県	120,716
7	長野県	976	7	長野県	116,734
8	福島県	781	8	岩手県	108,280
9	宮城県	750	9	秋田県	88,801
10	栃木県	630	10	福島県	83,634

出典：環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室調べ
注) 源泉総数については、枯渇、埋没泉を除いた数値。

(2) 自然環境に配慮した公共事業の推進

《現状》

- ・公共事業の推進に当たっては、環境にやさしい低炭素・循環型社会の構築が求められている。
- ・県では、静岡県社会資本整備重点計画（平成 20 年度～平成 24 年度）の達成度評価の結果や計画策定後の本件を取り巻く環境の変化等を踏まえ、平成 26 年 3 月に「静岡県社会資本整備重点計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」を策定。
- ・「環境・景観」の分野において、5つの目標と 12 の指標を設定し、毎年度、進捗状況の検証・評価を実施し、それ以降の事業・施策の在り方に反映するなど継続的な改善への取組を実施。（表Ⅳ-2-(2)-1）

【交通基盤部政策監】

（表Ⅳ-2-(2)-1）環境・景観の達成度評価（平成 27 年度末時点）

《課題》

- ・地球温暖化の緩和策に取り組むとともに、環境負荷の小さい社会の構築を推進し、持続可能な環境共生社会の実現を目指すことが必要。
- ・事業計画・設計段階から貴重な自然環境のある場所はできるだけ回避し、回避できない場合は影響の最小化や代替措置を講じることを基本として環境の保全や回復を図ることが必要。

【交通基盤部政策監】

目 標	進捗度評価
目標 1 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進	B ⁻
目標 2 温室効果ガス排出削減の推進	B ⁺
目標 3 資源の循環利用の推進	C
目標 4 エネルギーの地産地消の推進	B ⁺
目標 5 自然と調和する美しい景観の創造と保全	B ⁺
環境・景観の総合評価	B ⁻

《施策の展開》

ア うるおいある道路空間の創出

- ・「大気を浄化し、大気汚染の影響を緩和」、「うるおい空間の創出」、「道路交通により生ずる騒音の軽減」などの効果を期待し、街路樹の整備、植樹帯の歩道部への整備や法面緑化等により、沿線の良好な環境の確保や景観形成を推進。

【道路企画課、街路整備課】



整備された植樹帯

イ 生物の生息・生育環境や多様な景観の保全に配慮した河川整備

- ・自然環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」を推進。
- ・巴川麻機遊水地においては、学識者・地元住民等と連携し、協働による自然再生に取り組む。

【河川海岸整備課】



保全活用推進協議会メンバーによる希少種ミズアオイの再生（麻機遊水地）

ウ 生物の生息・生育環境や多様な景観の保全に配慮した海岸整備

- ・第 4 章第 2 節(1)エに掲載 【河川海岸整備課】

エ 豊かな自然環境の保全・創出と美しい港湾空間の形成

- ・沿岸域の豊かな自然環境を保全・再生・創出しながら港湾整備を推進。
- ・親水性を有し、自然環境と共生する緑地の整備など、人が集う美しい港湾空間を形成。

【港湾企画課】

オ 住民等と連携した豊かな自然環境が確保された農村地域の整備

- ・農家数の減少、条件不利地での営農規模縮小等により耕作放棄地が増加する中で、非農家や定年帰農者等を取り込み、地域営農を展開することで、耕作放棄地の解消と農村資源の保全に取り組む「ふじのくに美農里プロジェクト」の活動組織を支援。
- ・平成 29 年 3 月末現在、県内 112 地区において、耕作放棄地解消活動が展開。

【農地整備課】

カ 計画的な治山事業の推進

- ・第 2 章第 1 節(3)イに掲載 【森林保全課】

(3) 富士山の自然環境保全に向けた取組

《現状》

- ・静岡県と山梨県は、平成 10 年 11 月に、富士山の豊かな自然環境、美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくための行動規範として「富士山憲章」を共同で制定。
- ・平成 21 年 12 月には、富士山憲章の理念に基づき、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として 2 月 23 日を「富士山の日」と規定。
- ・県では、①環境負荷の軽減、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保を柱として、富士山の環境保全対策を推進。
- ・「富士山憲章」の主旨に賛同する団体等を組織化した「ふじさんネットワーク」の活動推進をはじめ、環境にやさしい山小屋トイレの整備、ボランティア等との協働による清掃活動や自然林・自然植生の復元等により、富士山の自然環境は向上。
- ・富士山周辺における不法投棄を防止するため、市町、関係機関、山梨県等と連携し、「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」の設置やパトロール等、様々な取組を実施。
- ・これらの取組の結果、平成 25 年 6 月の第 37 回ユネスコ世界遺産委員会において、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表に登録。
- ・世界文化遺産に登録された富士山の保全を図るため、不法投棄された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対する助成を実施。
- ・平成 27 年 3 月、静岡県と山梨県は、世界遺産富士山の後世への継承に向けて、基本理念や関係者の役割、富士山の保全に関する基本的施策を定めた世界遺産富士山基本条例を制定。

【自然保護課、廃棄物リサイクル課、富士山世界遺産課】

《課題》

- ・富士山の登山者数は、夏期の 2 か月間に 10 万人前後（静岡県側 3 登山口）であり、特に、週末やお盆時期に集中。

- ・富士山の世界文化遺産登録に伴う来訪者の多様化により、環境負荷の増大も懸念され、富士山を後世に継承するための取組が必要。

【自然保護課、富士山世界遺産課】

《施策の展開》

ア 多様な主体との協働による自然環境保全対策の推進

(ア) し尿対策

- ・富士山では、し尿の浸透・放流をなくすために山小屋等にオガクズやかき殻等を利用した環境にやさしいトイレを整備。
- ・県では、山小屋事業者へのアンケートにより維持管理状況を把握するとともに、山小屋事業者からの要望に応じ、トイレの改修に対する富士山保全協力金を原資とした助成を実施。
- ・トイレの維持管理経費には、「富士山保全協力金」とは別に各山小屋事業者がトイレ利用時のチップ(1回当たり100～500円)を充て、自然環境保全意識を醸成。

【自然保護課、富士山世界遺産課】

(イ) ごみ対策

- ・登山者に対しごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、富士山麓周辺道路沿いの山林や駐車場の投げ捨てごみを清掃する「富士山ごみ減量大作戦」を公募ボランティアの協力を得て実施。
- ・さらに、富士山周辺地域の事業者、団体、地元市町で組織する「富士山をいつまでも美しくする会」の「富士山一斉清掃」への支援などにより、富士宮、御殿場、須走の3登山口の五合目周辺や登山道のクリーンアップを推進。
- ・ふじさんネットワークでは「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、会員団体が五合目以下のすそ野におけるごみの実態調査や回収をする「富士山みがきあげ作戦」を実施。
- ・富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯(三保松原を除く。)並びに保全管理区域に不法投棄され、かつ、原因者が不明又は死亡等により撤去の見込みのない産業廃棄物の撤去活動を行う非営利団体及び市町(政令市を除く。)に対して助成を実施。平成28年度には、2団体により、がれき類、金属くず等約46tを撤去。



富士山ごみ減量大作戦



外来植物駆除活動

【自然保護課、廃棄物リサイクル課】

(ウ) 豊かな植生の保全

- ・御殿場口新五合目において、ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹などを実施。
- ・富士山麓の周辺道路において、外来植物等の分布状況等を調査したほか、専門家による指導のもとボランティアとの協働により、外来植物の駆除を実施。

【自然保護課】

イ 富士山の日を中心とした自然環境保全意識の高揚

(ア) 「ふじさんネットワーク」の活動

- ・富士山憲章の周知・定着を図るため、富士山を愛する多くの人々の連携組織である「ふじさんネットワーク」では、環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山ピンバッジ募金活動等を実施。
- ・ふじさんネットワーク会員有志9人で組織する「富士山エコレンジャー」は、富士山来訪者へのマナー啓発や情報提供、自然解説等のボランティア活動を実施。



富士山からの挑戦状

【自然保護課】

(イ) 富士山環境学習の推進

- ・「ふじさんネットワーク」では、子どもたちの自然を守り大切にする心を育てるため学習リーフレット「富士山からの挑戦状」を作成し、県内の全小学6年生に配布するとともに、県内公立図書館にも配架。

【自然保護課】



多言語マナーガイドブック

「富士山へ登る人のために」

(ウ) 外国人登山者等へのマナー啓発

- ・急増する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及びウェブサイトにより、6か国語で提供。

【自然保護課】

(エ) 県民の認識を深めるための出前講座等の実施

- ・富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施。(表Ⅳ-2-(3)-1)

(表Ⅳ-2-(3)-1) 出前講座の開催実績
(平成28年4月～平成29年3月)

対象	回数及び参加者数
学校等	18回、2,023人
一般	19回、1,606人

【富士山世界遺産課】

ウ 乗り入れ規制の実施

- ・富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施。
- ・平成29年度は、富士山スカイライン（富士宮口）及びふじあざみライン（須走口）で開山期間全日の連続63日間実施。

【道路企画課】

エ 世界遺産富士山への外来植物の侵入防止対策

- ・第4章第1節(3)ウに掲載 【自然保護課】

(4) 自然公園等の適正な管理と利用の推進

《現状》

- ・自然環境が優れた状態を維持している地域等を自然環境保全地域や自然公園に指定。
- ・県内の「自然環境保全地域」は、国が指定した本州唯一の「原生自然環境保全地域」のほか、県の条

例に基づき7か所を指定。(表IV-2-(4)-1)

- ・優れた自然の風景地の保護と利用を図ることを目的とした「自然公園」は、国立公園2か所、国定公園1か所、県立自然公園4か所を指定。(表IV-2-(4)-2)
- ・自然環境保全地域・自然公園の指定面積は平成28年度末現在90,343ha、県土の約11%。

【自然保護課】

(表IV-2-(4)-1) 自然環境保全地域の指定状況
(平成28年度末現在)

名称	面積	指定者
大井川源流部	1,115ha	国(自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域)
気田川	857ha	県(県自然環境保全条例)
渋川	195ha	
明神峠	431ha	
愛鷹山	3,198ha	
京丸・岩岳山	353ha	
桶ヶ谷沼	51ha	
函南原生林	102ha	
計	6,302ha	

(表IV-2-(4)-2) 自然公園の指定状況
(平成28年度末現在)

分類	名称	面積
国立公園	富士箱根伊豆	46,693ha
	南アルプス	3,387ha
国定公園	天竜奥三河	4,835ha
県立自然公園	浜名湖	16,708ha
	日本平・三保の松原	1,991ha
	奥大井	8,798ha
	御前崎遠州灘	1,629ha
	計	84,041ha

《課題》

- ・自然環境保全地域や自然公園の区域の多くは私有地であり、開発行為等の影響により豊かな自然環境が損なわれるおそれがあることから、生物多様性の確保をはじめ、自然環境の保護と適正な利用を図り、人と動植物が共生できる環境づくりが希求。

【自然保護課】

《施策の展開》

ア 自然公園等の保護と適正な利用の推進

(ア) 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導

- ・自然公園及び自然環境保全地域の維持、保全のため、国や県が委嘱した自然公園指導員、自然環境保全管理員が域内巡視、指導、自然環境の状況報告等の活動を展開。

【自然保護課】

(イ) 許認可等の規制による自然公園及び自然環境保全地域の保全

(表IV-2-(4)-3) 自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数
(単位：件数)

- ・自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、私有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で区域が定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制、それ以外の普通地域内は届出制が適用。

区分 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国立公園	514	486	611	497
国定公園	59	70	53	53
県立自然公園	234	256	275	263
公園小計	807	812	939	813
自然環境保全地域	5	6	4	5
計	812	818	943	818

(表IV-2-(4)-3)

(注) 県自然保護課調べ

- ・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順

次見直しを実施。現在、日本平・三保の松原県立自然公園の公園計画の見直しを実施中。

- ・オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、富士山中腹部以上（おおむね標高 1,600m 以上）、湖西市の海浜地及び牧之原市の海浜地の一部を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施。

【自然保護課】

(ウ) 自然環境保全協定の締結

- ・自然環境保全の観点から、県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施。
- ・静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年条例第 9 号)に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取で面積 5 ha 以上の規模のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導。

【自然保護課】

イ 南アルプスにおける自然環境保全とユネスコエコパークの推進支援の取組

(ア) 南アルプス高山植物等保護対策

- ・高山植物に対するニホンジカの食害対策として、防鹿柵の設置等による高山植物保護対策を実施。
- ・静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図る活動を実施。

【自然保護課】

(イ) 南アルプスユネスコエコパークの推進支援

- ・南アルプス国立公園を核とした静岡、山梨、長野の 3 県にわたる南アルプス地域が、平成 26 年 6 月、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークに登録されたことから、管理運営主体の関係 10 市町村の取組を、国、山梨、長野両県と連携して支援。

【自然保護課】

(5) 美しい景観づくり

《現状》

- ・地域固有の文化や歴史に根差した景観は、観光資源として地域の活性化にも重要であり、県民の景観への関心が高まっていることから、良好な景観の形成と保全が求められている。
- ・良好な景観形成を図るためには、住民に最も近い自治体である市町が中心的な役割を果たすことが望ましいことから、県内の市町に景観行政団体になるよう働き掛けを行っており、平成 28 年度末現在、25 市町が景観行政団体となり、このうち 21 市町が景観計画を策定。（表Ⅳ-2-(5)-1）
- ・富士山周辺、牧之原茶園・空港周辺地域、伊豆半島など市町をまたぐ主要な広域景観については、関係市町等と地域景観協議会を設立し、景観施策を総合的に推進。
- ・県が公共事業を実施する際に景観への配慮を徹底するために策定した「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」に基づいた、周辺の景観に配慮した公共施設の整備を推進。
- ・景観形成における県が果たすべき役割（けん引・調整・支援）を強化するため、県の役割や戦略が確実に実施されるように体制や仕組み、ルールを整えるといった景観マネジメントを重視した「ふじの

くに景観形成計画」を平成29年3月に策定。

【景観まちづくり課】

(表Ⅳ-2-(5)-1) 県内の景観行政団体及び景観計画策定団体

景観行政 団体	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、牧之原市、御殿場市、磐田市、伊豆市、長泉町、焼津市、藤枝市、小山町、清水町、川根本町
景観計画 策定団体	熱海市、静岡市、三島市、浜松市、富士市、下田市、富士宮市、湖西市、袋井市、掛川市、沼津市、伊東市、裾野市、島田市、御殿場市、伊豆の国市、磐田市、長泉町、小山町、藤枝市、伊豆市

《課題》

- ・良好な景観の形成・保全のため、屋外広告物や風致地区内の建築行為等について、引き続き適正に指導・規制していくことが必要。
- ・市町に対し景観行政団体への移行や景観計画の策定を働き掛けていくことも重要。
- ・県が実施する公共事業における景観配慮の指針の運用を徹底するとともに、市町や国の出先機関等にも指針の普及を図ることが重要。

【景観まちづくり課】

- ・農地・森林の多面的機能発揮のための取組、地域固有の歴史や文化に根ざした景観の保全と創造が必要。

【交通基盤部政策監】

《施策の展開》

ア 地域の景観と調和した公共施設の整備

- ・県庁舎及び各総合庁舎において改修等を行う際には、周辺景観との調和のため、デザインや色彩、素材等に配慮するとともに、常時、庁舎敷地内の緑化を推進。 【管財課】
- ・ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）については、平成25年4月から、県警本部も含めた全庁運用を開始。
- ・平成26年7月には、第3版を発行し、市町や国の出先機関に対し本指針を周知。

【景観まちづくり課】

イ 住民等と連携した主要な広域景観の形成

- ・富士山周辺、牧之原茶園、伊豆半島など主要な広域景観の形成・保全を図るため、市町と県で組織する地域景観協議会において様々な取組を実施。
- ・富士山周辺地域においては、世界文化遺産登録に向けて、富士山周辺の統一的な景観形成と保全を図るため、平成24年度に関係市町と連携し「富士山周辺景観形成保全行動計画」を策定。
- ・平成28年度は、行動計画で抽出した42箇所の重点箇所を中心に、景観改善の取組を推進。
- ・あわせて、山梨県、神奈川県とともに、富士箱根伊豆交流圏構想に基づく「国際観光地にふさわしい屋外広告物の取組」を推進し、富士山の世界文化遺産登録に合わせ、主要な道路を中心に屋外広告物の適正な表示の普及啓発と改善に向けた三県一斉キャンペーンを実施。
- ・牧之原茶園・空港周辺地域においては、策定した屋外広告物のガイドラインに基づき、茶園景観にふさわしい屋外広告物の適正な規制・誘導を実施。

- ・あわせて、この地の個性を生かした良好な景観形成を推進するため、平成 30 年度を目標に、広域的な景観形成計画の策定を予定していることから、景観特性や課題に関する情報共有を図るため、市町担当者と現地視察を含むワークショップを開催。
- ・伊豆半島においては、世界中の人々に賞賛され、住む人々が誇りと愛着を持つ美しい景観形成を目指して、平成 28 年 4 月に県、市町、観光関係者で組織する「伊豆半島景観協議会」を設立し、魅力的な沿道景観、美しい眺望景観等、広域的な景観形成の指針となる「伊豆半島景観形成行動計画」を策定。

【景観まちづくり課】



茶園での屋外広告物の撤去例

ウ 富士山静岡空港周囲部の景観形成

- ・空港来訪者への「おもてなし」の観点から、平成 26 年度に作成した空港アクセス道路景観計画に基づき、空港アクセス道路法面への植栽やヤギ放牧による除草など、空港周囲部を活用した景観形成の取組を推進。

【空港運営課】

エ 無電柱化の推進

- ・良好な景観の形成や安全で快適な道路空間の確保を図るため、市街地の幹線道路をはじめ良好な景観の形成が必要な地域では、電線類の地中化などの道路の無電柱化を推進。
- ・電線類を地中化することによって、前述した効果の他、台風・地震といった自然災害時の電柱倒壊や電線類の切断といった被害が軽減されるため、安定したライフラインが確保でき、火災延焼を遮断する防災空間も確保される等、防災機能も向上。

【道路企画課、街路整備課】



無電柱化の効果の例

オ 違法な屋外広告物の削減

- ・屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を掲出する際の許可事務や、違反屋外広告物に対する是正指導、電柱等に取り付けられた簡易広告物（はり紙・はり札類・のぼり・立看板類）を除却。
- ・違反屋外広告物を削減するため、屋外広告業の登録制度により業者への指導・監督。（表IV-2-(5)-2）

（表IV-2-(5)-2）平成28年度における許可等の状況（県条例所管分）

許可した広告物の数	771 個
簡易除却した広告物の数	132 個
屋外広告業登録件数	1,181 件

【景観まちづくり課】

カ 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」による広報活動

- ・県内35市町が参加する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」と協力しながら、地域が、農地や美しい景観、伝統文化などの地域資源を保全・活用し、持続的発展に向けた様々な活動を展開する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」を支援。

【農地保全課】

キ 文化的景観の保全・再生活動の支援

- ・棚田等を保全するため、県内12地区の棚田保全組織と連携し、草刈りや田植え、稲刈りなどの保全活動を実施。
- ・菊川市「倉沢の棚田」では、地元農業者や棚田オーナー、静岡大学の棚田サークル、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員、「一社一村しずおか運動」に取り組む企業等による保全活動が行われているほか、棚田であぜ道アート等のイベントも開催。
- ・松崎町「石部の棚田」では、「棚田保全推進委員会」が募集する棚田オーナーのほか、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員等による活動も実施。



棚田オーナーやボランティアによる田植え（松崎町）

【農地保全課】

ク 景観セミナーの開催

- ・社会総がかりの景観形成の必要性が高まる中、県民の景観意識の醸成を図るため、景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催。

【景観まちづくり課】

ケ 文化財の保全

(ア) 県民の歴史的・文化的資産である文化財の保護

- ・県内文化財の調査を継続的に実施し、記録を作成するとともに、指定・登録を進めることによる文化資産の顕在化と保護、活用。
- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、文化財建造物の耐震診断結果に応じた耐震工事を支援。
- ・災害時に速やかに文化財を救済するため、平成24年3月に「静岡県文化財等救済ネットワーク」を創設し、現在は行政、NPO、企業、大学など約50団体が加入。また、「静岡県文化財等救済支援員」などの災害時ボランティア人材の育成を推進。

- ・埋蔵文化財包蔵地(遺跡)については、遺跡の有無や範囲確認のための「試掘確認調査」、記録保存を目的とした「本発掘調査」を実施。現状保存が望ましい遺跡については、「重要遺跡確認緊急調査」を実施し、報告書を作成。

【教育委員会文化財保護課】

(イ) 地域固有の文化に誇りと愛着を持つ県民意識の醸成

- ・例年11月前半を「しずおか文化財ウィーク」と位置付け、県主催のシンポジウム「文化財クローズアップ」を始め、県内各地で文化財の公開、探訪ウォーキング、講演会等を開催。
- ・県内の民俗芸能の振興を図るため民俗芸能フェスティバルを開催。

【教育委員会文化財保護課】

(ウ) 文化財の価値の未来への継承

- ・文化財建造物の調査・耐震化などについて専門性を持った人材(静岡県文化財建造物監理士)を養成し、所有者や市町の求めに応じて派遣。

【教育委員会文化財保護課】

コ 景観形成に関する県民の意識向上

- ・魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、都市、田園、農山漁村などを対象として、地域の個性を生かした良好な景観が形成されている地区や施設、住民が主体となっていて行っている景観形成活動などを表彰する「静岡県景観賞」を実施。

【景観まちづくり課】

サ 桜の名所づくり

- ・桜名所の整備を終了し、現在は、静岡県さくらの会と連携し、植栽した桜の維持管理を支援。
- ・静岡県さくらの会と連携し、写真コンクールの開催や受賞作品をインターネットで公表するなどの情報発信を実施。

【環境ふれあい課】

第3節 人と自然との関係を見つめ直す

(1) 自然ふれあい施設等の利用促進

《現状》

- ・県では、県立森林公園をはじめ県民の森、昭和の森、天竜の森等計9か所の自然ふれあい施設を設置。
- ・これらの施設は、自然観察や森林レクリエーションなど、身近に自然とふれあうことができる場として、多くの県民が利用。（表IV-3-(1)-1）

【環境ふれあい課】

(表IV-3-(1)-1) 県有自然ふれあい施設の概要（平成28年度末）

名称	所在地	開園	面積(ha)	利用者数(千人)	主な施設
県民の森	静岡市葵区岩崎外	S56.7	983	36	ログハウス、ロッジ
県立森林公園	浜松市浜北区尾野外	S40.4	215	823	森の家、ビジターセンター、木工体験館、親水公園、吊橋
昭和の森	伊豆市湯ヶ島外	S55.7	1,600	20	昭和の森会館、寒天車道
天竜の森 (国際森林年記念林)	浜松市天竜区春野町外	H4.5	95	23	あずまや、展望台、避難小屋、林間広場
小笠山憩いの森	掛川市入山瀬外	S57.4	500	—	あずまや、吊橋、観察小屋
富士山ふれあいの森林	富士宮市栗倉	S61.8	160	—	あずまや、林間広場
天神山自然観察の森	富士宮市上井出	S46.4	3	—	あずまや、植生見本園
遊木の森	静岡市駿河区古宿外	H18.4	18	21	あずまや、作業小屋、学習歩道
榛原ふるさとの森	牧之原市切山	H18.4	25	—	あずまや、学習歩道、棚田
合計 9箇所			3,599		

《課題》

- ・施設の老朽化が目立つため、利用者の安全確保のため適正な維持管理と施設の魅力向上のため緊急度の高いものから計画的に施設の更新を図る必要有。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 自然ふれあい施設等の適正な維持管理

- ・ビジターセンターや遊歩道、園地等、施設の維持補修や安全管理や、自然観察会や環境学習など利用者のニーズに対応した体験型のイベントを開催。
- ・県立森林公園のビジターセンターでは、環境に配慮するため、雨水を貯留して利用する雨水利用や環境への熱負荷を軽減する屋根緑化、太陽光や風力のクリーンエネルギーを利用した発電システムを使用。

【環境ふれあい課】

イ 県立青少年教育施設における自然生活体験プログラムの実施

- ・自然の中での原生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいとした、自然生活体験プログラムを実施。

- ・朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動（カヌー漕艇）やネイチャーハイキング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ヶ日青年の家では海洋活動（カッター漕艇）やウォークラリーなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。

【教育委員会社会教育課】

(2) エコツーリズム等の支援

≪施策の展開≫

ア 都市と農山漁村との交流促進

- ・平成 23 年 3 月に「静岡県農林漁家民宿基準」を策定し、農山漁村地域における滞在・交流の拠点施設となる農林漁家民宿の開業・運営支援を推進。
- ・各農林事務所に開業等に関する相談窓口を設置した結果、平成 28 年度末までに県内各地で 20 軒の農林漁家民宿が開業。
- ・農山漁村地域における自然、産業、文化を体験し、地域住民とのふれあいを重視した教育旅行の誘致を促進するため、受入地域と市町、県で「ふじのくに体験型教育旅行誘致促進協議会」を組織。
- ・安全管理対策研修会を開催し、受入体制を強化。

【観光政策課】

イ ユネスコグローバルジオパーク認定に向けた取組支援

- ・ユネスコグローバルジオパーク認定を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会の活動を支援。
- ・平成 28 年 11 月、伊豆半島ジオパーク推進協議会からユネスコグローバルジオパーク認定に係る申請書を提出。
- ・伊豆半島ジオパーク推進協議会が実施する貴重で美しい地質遺産の保全、ジオツーリズムの推進や環境・防災教育等の活動を通じて地域の持続的な発展を支援。

【観光政策課】

第4節 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

(1) 里地・里山・里海の保全

《現状》

- ・里地・里山・里海には、国土の保全、生態系の保全、交流の場の形成などの多面的な機能があるが、里地・里山では中山間地域等の条件不利地域を中心に農業従事者の減少や高齢化の進行による、集落機能の低下に起因する耕作放棄地や荒廃森林の拡大、里海では地球温暖化等の環境変化が要因と思われる磯焼けによる藻場の減少など、多面的機能の低下が懸念されている。

【農地保全課、環境ふれあい課、水産振興課】

《課題》

- ・里地・里山・里海の多面的機能の維持・発揮のため、農林水産業の持続可能な事業展開や農山漁村の維持・発展を図ることが必要。
- ・里地・里山・里海の多面的機能の維持・発揮を図るため、農林漁業者のみならず、県民や企業、学校などの多様な主体の参画による保全活動に向けた取組や、農山漁村の維持・発展に向けて、地域が持つ資源を活用する取組が必要。

【農地保全課、環境ふれあい課、水産振興課】

《施策の展開》

ア 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」による広報活動

- ・第4章第2節(5)カに掲載 【農地保全課】

イ 文化的景観の保全・再生活動の支援

- ・農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、協働によって農地等の保全活動「一社一村しずおか運動」を促進。
- ・平成29年3月末時点で42件の活動を認定。

【農地保全課】

- ・「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援。
- ・平成29年3月末時点で226組織が活動。

【農地整備課】

ウ 水と緑のネットワークの拡大

- ・貴重な自然を保全するとともに、生物の生息・生育空間とし農地の畦畔沿いの草地や樹林の連続性、農道沿いの排水路の自然環境の連続性を持たせ、水と緑のネットワークを拡大

【農地計画課】

エ 社会全体で支える森林管理体制の構築

- ・里山林の適正な管理と山村活性化を図るため、平成28年12月に（公社）静岡県緑化推進協会と共催で、「里山サミット」を開催し、102人が参加。

【環境ふれあい課】

オ 農業・農村の持つ多面的機能の維持・増進

- ・農村地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、農業生産の持続性の確保と多様な主体の参画による自然環境の適切な保全を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を策定。
- ・農業農村整備事業の実施に当たっては、同指針に基づき、生物の生息や生育に配慮。

【農地計画課】

- ・中山間地域等直接支払制度の周知や農業者等への働きかけの実施。
- ・平成 28 年度には、17 市町、2,501ha の農用地に対し、約 2 億 4,681 万円の交付金を支出。
- ・高齢化等により、平成 27 年度から協定締結面積が 2 ha 減少。
- ・交付金の 68%は農業活動の継続に向けた農地の法面管理や農道整備、周辺隣地の下草刈り等の共同の取組活動に充てん。(表IV-4-(1)-1)

(表IV-4-(1)-1) 中山間地域等直接支払制度実施状況

年度 項目	平成 27 年度実績 (17 市町)	平成 28 年度実績 (17 市町)
協定締結面積	2,503ha	2,501ha
交付総額	約 2 億 4,674 万円	約 2 億 4,681 万円

【地域農業課】

- ・国・市町と協調して農業者等が行う再生利用の取組等を支援した結果、平成28年度までに3,536haの荒廃農地を再生。

【農業ビジネス課】

カ 藻場・干潟の保全

- ・第 4 章第 2 節 (1) カに掲載 【水産資源課】

(2) 環境保全型農業の促進

《現状》

- ・環境問題に対する県民の関心が高まる中、農業においても環境と調和した持続可能な農業生産の取組を実施。

【地域農業課】

《課題》

- ・化学合成農薬・化学肥料等の削減や有機物を利用した土づくり等を実践・普及することにより、地域・作物に応じた環境保全型農業の一層の展開を図る必要。
- ・生産者の高齢化や茶価の低迷など農家の経営環境が厳しい中で、特に、担い手層を中心とした農業者への環境保全型農業の必要性の PR や、環境保全型農業を実践するための技術の普及や開発を進めることが必要。
- ・環境保全型農業の制度や取組が、消費者が求める安心・安全な農作物の生物・供給に必要な生産手段であるという社会全体の認識と理解が必要。

【地域農業課】

《施策の展開》

ア エコファーマーの育成等

- ・環境にやさしい持続可能な農業生産を進めるため、有機農業者や農協の部会などに持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成 11 年法律第 110 号。以下、「持続農業法」)に基づくエコファーマ

一認証の取得を推進。

- ・平成28年度は1,912件、面積は103ha減少し、2,650ha。(表IV-4-(2)-1)

【地域農業課】

(表IV-4-(2)-1) エコファーマーの認定状況(平成29年3月末現在) (単位: ha、件)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
取組面積	2,585	2,716	2,628	2,980	2,942	2,975	2,853	2,753	2,650
認定件数	2,284	2,119	2,292	2,637	2,609	2,598	2,482	2,343	1,912

イ 有機農業の推進及び食の安全確保

- ・「静岡県有機農業推進計画」に基づき、有機農業を推進するとともに有機農業者の紹介パンフレットの作成や、「ふじのくに環境に優しい農芸品・農業者ネットワーク」ポータルサイトを開設し、農業者と消費者を繋げる取組を実施。
- ・環境保全型農業直接支払事業では、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動を実施する生産者団体に対して助成を行うなど、有機農業者等を支援。

【地域農業課】

- ・食品の安全性を確保し、県民の食に対する信頼確保を図るため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に基づき、県内産の農畜産物等について残留農薬の検査を実施。
- ・原子力災害対策本部の対応指針に基づいて策定した「静岡県農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づいて放射性物質の検査を実施。
- ・残留農薬については、平成28年度(H28.6~H29.1)は37検体の県内農畜産物について検査を実施し、11検体から微量の農薬が検出されたものの、残留基準値超過検体はなし。平成29年度計画は37検体、約150種類の農薬について予定。
- ・放射性物質については、平成28年度は147検体の検査を実施し、野生きのこ6検体から基準値を超過する放射性物質を検出したため、引き続き、関係市町及び関係事業者に出荷自粛を要請。平成29年度計画は106検体について予定。(表IV-4-(2)-2、表IV-4-(2)-3)

【衛生課】

(表IV-4-(2)-2) 県内産農畜産物等における

平成28年度検査状況及び平成29年度計画

検査項目	平成28年度実績	平成29年度計画
残留農薬	37	37
放射性物質	147	106

(表IV-4-(2)-3) 平成28年度残留農薬の検出状況

検査対象物	農薬検出検体数	基準値超過検体数
ほうれんそう、茶、いちご等	11	0

ウ 総合的病害虫・雑草管理の普及

- ・安全で消費者に信頼される農産物を安定生産するため、IPM(総合的病害虫・雑草管理)を推進。
- ・IPMの普及を図るため、平成28年度は2地区(延べ13地区)でIPM実践モデル事業を実施。
- ・指導者を養成するため研修会を3回開催。

【地域農業課】

エ 環境保全型農業直接支払制度による支援

- ・環境保全型農業直接支払制度では、生産者団体の化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に対し助成。
- ・平成28年度は41件、332haで活用された。

【地域農業課】

オ 地産地消の推進

- (ア) 多彩な農芸品の情報発信強化
 - ・第2章第2節(1)ウ(ア)に掲載 【農芸振興課】
- (イ) 学校給食における県産農産物の利用拡大
 - ・第2章第2節(1)ウ(イ)に掲載 【地域農業課】
- (ウ) 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進
 - ・第2章第2節(1)ウ(ウ)に掲載 【お茶振興課】

(3) 森林の多面的機能の発揮

《現状》

- ・静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万8千ha、国有林が9万ha。
- ・森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水源の涵養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、県民の生活に密接に関係した多面的機能を有しており、これら社会的ニーズの発揮が求められている。

【森林計画課】

《課題》

- ・森林の多面的機能の向上を図るため、森林を適正に整備し保全していくことが必要。

【森林計画課】

《施策の展開》

ア 適正な森林整備

- ・間伐等の森林整備を着実に実施し、森林の水源涵養機能や土砂流出防止などの公益的機能の向上を図る。

【森林計画課】

イ 計画的な治山事業の推進

- ・第2章第1節(3)イに掲載 【森林保全課】

ウ 森の力再生事業の実施

- ・第2章第1節(3)ウに掲載 【森林計画課】

エ 森林認証取得の促進

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機に、森林認証材の需要拡大が見込まれることから、県営林を核とした森林認証林の拡大と認証材の安定供給体制の整備を促進。
- ・平成28年度は、伊豆半島、駿東、遠州の3地域で認証管理団体が設立。また、富士、静岡、大井川、天竜の4地域と合わせて、県下全域で森林認証の取得拡大に向けた体制を整備。
- ・その結果、森林認証林は1,945ha増加し、58,285ha。(表IV-2-(3)-1)

(表IV-2-(3)-1 県内の森林認証面積
(平成29年3月末現在)

森林認証面積	
区分	FM 森林面積
FSC	47,231ha
SGEC	11,509ha
総計	58,285ha

出典：県森林計画課調べ
注) 総計については、重複分を除いた面積

【森林計画課】

(4) 環境保全型漁業の普及

《現状》

- ・漁業では資源を適切に管理することにより、再生産を促進。
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく法的な規制による資源管理、並びに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく漁獲可能量(TAC)制度による管理のほか、水産種苗を人工的に生産して海域に放流する栽培漁業を振興。

【水産資源課】

《課題》

- ・自然と共生した水産業振興のため、これまでの施策を複合的に推進することが必要。
- ・より栽培漁業の効果を高めるため、漁期の制限や小型魚の再放流など、漁業者による自主的な漁獲制限が必要。

【水産資源課】

《施策の展開》

ア 水産資源の適正管理

- ・漁獲可能量(TAC)制度に基づきサンマ、マアジ、マイワシ、マサバ・ゴマサバ及びスルメイカの漁獲量を適正に管理。
- ・漁期の制限や小型魚の再放流など自主的な漁獲制限を促進し、水産資源を適正に管理。
- ・平成23年度から、「資源管理・収入安定対策」に基づき、漁業者による自主的な資源管理計画を実施。

【水産資源課】

イ 水産資源の維持・増大

- ・水産資源の維持・増大を図る栽培漁業を推進するため、平成27年3月に「第7次静岡県栽培漁業基本計画」を策定。
- ・マダイやヒラメなどの種苗放流は、資源量を増加させる積極的な手法として有効で、県内に水揚げされるマダイの約3割、ヒラメでは約2割が放流魚。
- ・同計画に基づいて、放流後も適切な管理を行うことにより、水産資源の維持・増大、沿岸漁業を振

興。

- ・海面養殖業においては、残餌や糞による環境汚染軽減のため、飼育密度や適正給餌について指導。
- ・魚類養殖が盛んな沼津地区では、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁場改善計画を定め、漁場を持続的利用。
- ・養殖業における水産用医薬品の適正使用を指導。

【水産資源課】

第5節 良好な生活環境の確保

(1) 水・大気・土壌等の環境の保全

《現状》

(生活排水)

・炊事、洗濯、風呂など日常生活に伴って排出される生活排水は、河川や湖沼等の水質汚濁の主な原因であり、生活排水対策を実施し水質保全を図っていく。

・生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等、生活排水処理施設の整備が有効である。本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は、平成28年度末において79.6%と、全国平均の90.4%を下回っている。（図IV-5-(1)-1）

・下水処理人口普及率（処理区域内人口／行政人口）は、平成28年度末で62.6%と前年度から0.5ポイント（処理人口で約8千人）増加したが、全国平均の78.3%に比べ低水準。

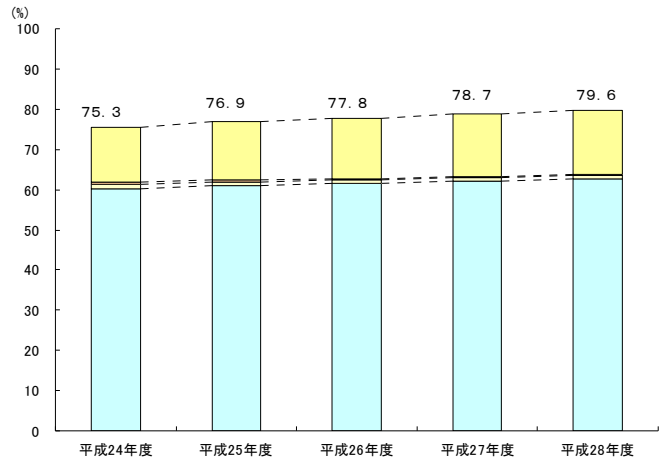
【生活排水課】

・生活排水処理施設が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要であることから、浄化槽法で義務付けられた維持管理を浄化槽管理者に周知。

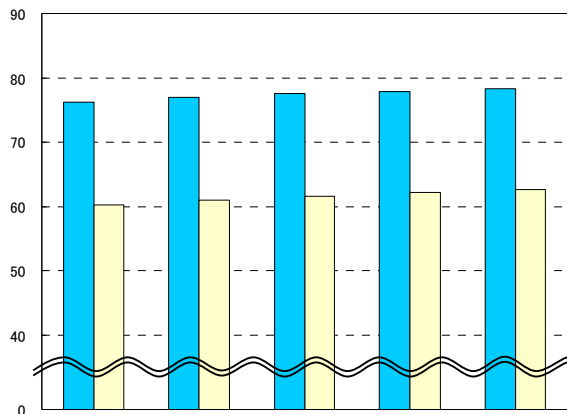
・浄化槽の新規設置者を対象とする講習会やダイレクトメールの送付等により、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理を促進。（図IV-5-(1)-2、表IV-5-(1)-1）

【生活環境課】

（図IV-5-(1)-1）汚水処理人口普及率の推移



（図IV-5-(1)-2）下水道普及率の推移



	24	25	26	27	28
全国普及率(%)	76.3	77.0	77.6	77.8	78.3
県普及率(%)	60.3	61.0	61.6	62.1	62.6

（表IV-5-(1)-1）平成28年度立入指導等の実績

浄化槽立入指導	1,574 基
浄化槽保守点検業者立入指導	58 件
浄化槽関係講習会	55 回 受講者 1,244 人
法定検査実施件数	7 条検査 5,904 件 11 条検査 80,814 件
浄化槽協会衛生指導員による巡回指導	1,246 件

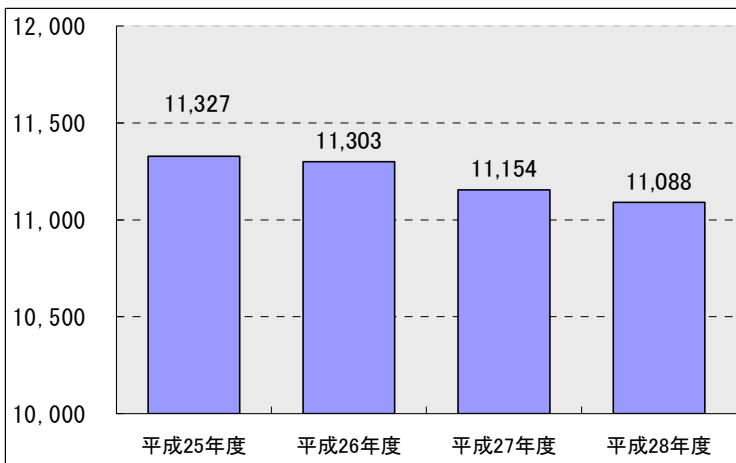
（注）県交通基盤部都市局生活排水課調べ

(産業排水)

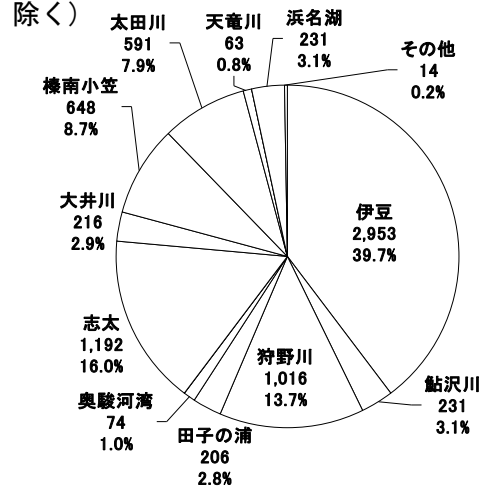
- ・国は、水質汚濁防止法に基づき、特定事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）から河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域に排出される水に全国一律の排水基準を設定。
- ・県は、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により、地域の状況を踏まえ、水域、業種等ごとに上乘せ基準を設定。
- ・平成28年度における県内の水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は11,088。（図IV-5-(1)-3、図IV-5-(1)-4）

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の推移



(図IV-5-(1)-4) 平成28年度水域特定事業場数(4市分を除く。水質汚濁防止法第5条第3項有害物質使用特定事業場を除く)



- ・ゴルフ場の農薬は、平成28年度は、環境省から指針が示されている227農薬のうち44農薬について、18ゴルフ場を対象に調査を実施。
- ・平成2年度から毎年調査し、指針値を超過したゴルフ場はなし。

【生活環境課】

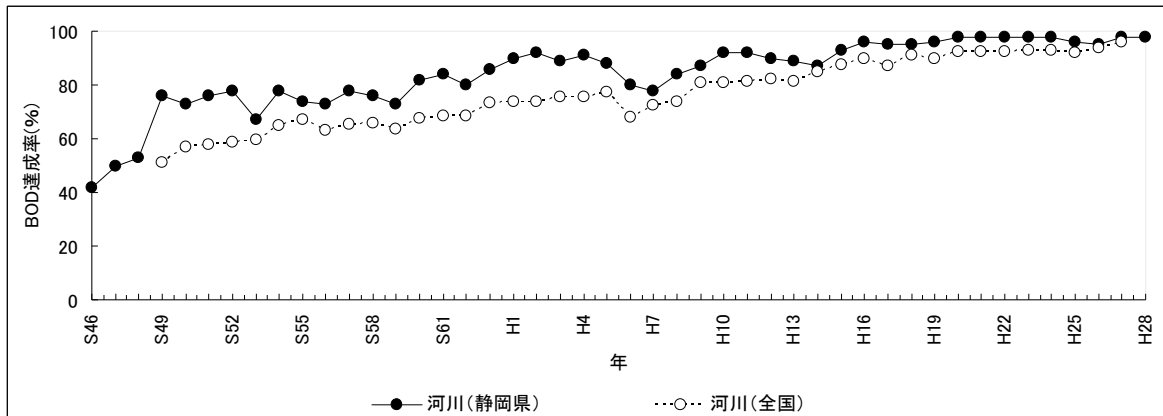
(環境水質)

- ・公共用水域の環境基準は、平成29年3月現在、健康項目として27項目に対して設定し、生活環境項目として13項目に対して設定。
- ・県では、水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の常時監視を実施。
- ・平成28年度の健康項目は、河川、湖沼、海域を合わせて135地点で測定した結果、全ての測定地点の全項目で環境基準を達成。
- ・平成28年度の生活環境項目は、水質測定計画に定められている120地点（河川64地点、湖沼2地点、海域54地点）で測定した結果、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）は、河川98%、湖沼50%、海域90%で達成。（図IV-5-(1)-5～7）
- ・佐久間ダム貯水池の全リンの環境基準は達成。
- ・浜名湖における全窒素及び全リン（3水域）の環境基準は、全ての水域で達成。
- ・生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準の達成率は、河川については、平成20年度から平成24年度まで98%、平成25年度は96%、平成26年度は95%、平成27、28年度は98%で推移。
- ・湖沼（2地点）の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、平成25年度は0%、平成26年度から平成28年度は50%で推移。

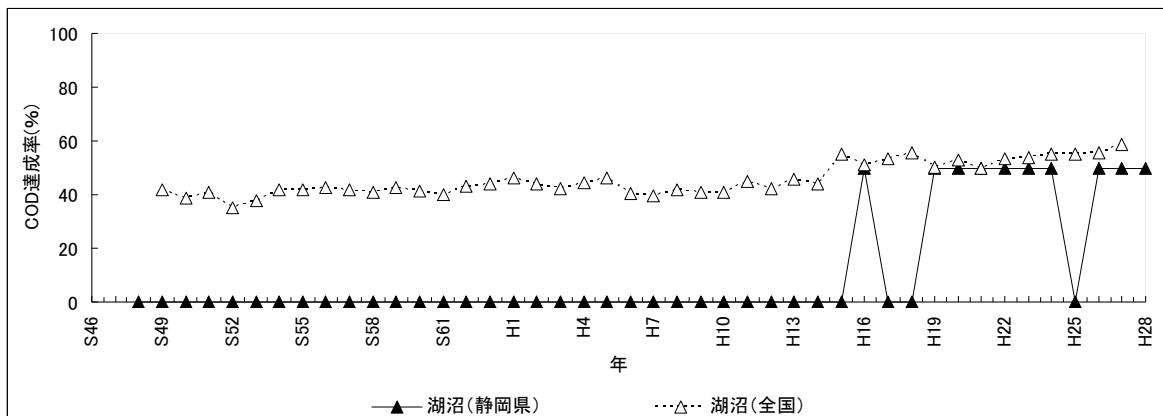
- ・海域の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、平成23年度に降雨が増加した影響を受け、77%に低下、平成24年度から平成26年度まで87%、平成27、28年度は90%で推移

【生活環境課】

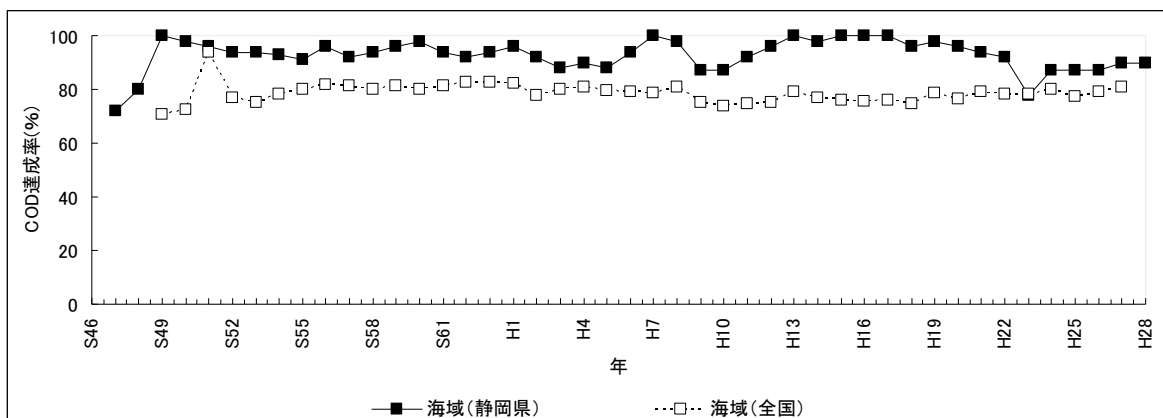
(図IV-5-(1)-5) 県内河川の水質環境基準達成率（BOD）の推移



(図IV-5-(1)-6) 県内湖沼の水質環境基準達成率（COD）の推移



(図IV-5-(1)-7) 県内海域の水質環境基準達成率（COD）の推移



(地下水)

- ・地下水の環境基準は、平成29年3月現在、28項目に対して設定。
- ・本県の平成28年度の環境モニタリングでは、調査した62地点のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で基準値を超過。
- ・汚染井戸について継続調査を実施している定点モニタリングは、33地区(119地点)のうち、21地区(33地点)で基準値を超過。（表IV-5-(1)-2）

【生活環境課】

(土壌環境)

- ・近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化。
- ・土壌は、一度汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期化する特徴があるが、有害物質が移動しにくいので、人が有害物質を摂取する経路を適切に遮断することにより、健康被害を防止することが可能。
- ・土壌の環境基準は、平成 29 年 3 月現在、29 項目に対して設定。
- ・土壌汚染対策法に基づき、要措置区域に指定した土地は 4 箇所、形質変更時要届出区域に指定した土地は 32 箇所、それぞれ、そのうち 4 箇所、20 箇所指定を解除。
- ・自主的な調査が行われた事例は、土壌汚染対策法の適用を指導するほか、法に準じた措置対策や地下水汚染の有無の確認を実施。
- ・平成 28 年度末での、県内における土壌汚染の事例数は法対象外も含めて 187 件で、そのうち浄化対策が終了したものは 118 件。

(表IV-5-(1)-2) 地下水定点モニタリングにおける基準超過状況 (平成28年度)

定点 21 地区 (33 地点) の内訳	
項目	地点数
六価クロム	1
砒素	5
トリクロロエチレン	6
テトラクロロエチレン	5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7
1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン	3
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	4
四塩化炭素・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	2
計	33

【生活環境課】

(工場・事業場からの大気汚染)

- ・ばい煙 (硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等)、粉じん、揮発性有機化合物を多量に排出する施設 (機器、装置等) のうち、大気汚染防止法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例で規定している施設を設置するときは事前に届出。
 - ・平成28年度末現在、ばい煙発生施設の大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数 (施設数) は 2,503 (7,362)、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数 (施設数) は104 (548)。
- (表IV-5-(1)-3、表IV-5-(1)-4) 【生活環境課】

(表IV-5-(1)-3) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		27年度	28年度			26年度	28年度
1	ボイラー	5,022	4,987	18	活性炭製造反応炉	0	0
2	ガス発生炉等	4	4	19	塩素反応施設等	46	43
3	金属焙焼炉等 (除 14 該当)	12	12	20	アルミニウム精錬用電解炉	0	0
4	溶鋇炉等	0	0	21	肥料製造用反応施設等	1	1
5	金属溶解炉	178	174	22	ふっ素製造用施設	0	0
6	金属加熱炉	253	254	23	トリポリリン酸反応施設	0	0
7	石油加熱炉	2	2	24	鉛の第二次精錬用溶解炉等	3	3
8	触媒再生塔等	0	0	25	鉛蓄電池製造用溶解炉	7	8
8-2	燃焼炉等	0	0	26	鉛系顔料溶解炉等	0	0
9	窯業用焼成炉等	35	33	27	硝酸製造用吸収施設等	2	0
10	無機化学用反応炉等	14	14	28	コークス炉	0	0
11	乾燥炉	192	190	29	ガスタービン	280	274
12	電気炉	0	0	30	ディーゼル機関	1,080	1,079
13	廃棄物焼却炉	216	211	31	ガス機関	70	73
14	銅等の焙焼炉等	0	0	32	ガソリン機関	0	0
15	カドミウム用乾燥施設	0	0		不明	0	0
16	塩素急速冷却施設	0	0		施設数計	7,415	7,362
17	塩化第二鉄製造用溶解槽	0	0		工場・事業場数	2,521	2,503

(表IV-5-(1)-4) 生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		27年度	28年度			27年度	28年度
1	パルプ・紙の製造に係る硫黄燃焼施設	0	0	5	食料品製造用湯煮施設	0	0
2	アルミニウムの溶解炉及び溶融メッキ施設	531	523	6	漂白施設	0	0
3	鉛の溶融メッキ・溶射施設	9	8	施設数計		557	548
4	ふっ素反応施設	17	17	工場・事業場数		107	104

・平成28年度末現在、一般粉じん発生施設の大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数（施設数）は280(1,079)、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数（施設数）は3,251(8,670)。（表IV-5-(1)-5、表IV-5-(1)-6）

(表IV-5-(1)-5) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		27年度	28年度			27年度	28年度
1	コークス炉	1	1	4	破碎機等	184	184
2	堆積場	272	279	5	ふるい	86	87
3	コンベア等	524	528	施設数計		1,067	1,079
				工場・事業場数		275	280

(表IV-5-(1)-6) 生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		27年度	28年度			27年度	28年度
1	破碎機等	263	262	8	打綿機	473	473
2	ふるい	90	93	9	乾式研磨機	555	548
3	木材チップ堆積場	43	42	10	木材加工用丸のこ盤等	4,180	4,181
4	コンベア等	195	195	11	吹付塗装施設	2,731	2,737
5	木材チップ風送施設	38	38	12	別珍コール天仕上施設	30	30
6	穀物用製粉機	65	65	施設数計		8,669	8,670
7	石灰製品化施設	6	6	工場・事業場数		3,250	3,251

・平成18年4月1日から規制が開始された揮発性有機化合物排出施設は、平成27年度末で届出工場・事業場数（施設数）は57(201)。（表IV-5-(1)-7）

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-7) 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設

施設名		施設数	
		27年度	28年度
1	化学製品製造用に供する乾燥施設	25	22
2	塗装施設（吹付塗装）	33	31
3	塗装用の乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装を除く）	40	40
4	印刷回路用銅張積層版、粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	73	74
5	接着の用に供する乾燥施設	8	6
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷）	6	6
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷）	12	12
8	工業の用に供するVOCによる洗浄施設	1	1
9	貯蔵タンク	8	9
施設数計		206	201
工場・事業場数		60	57

(アスベスト（特定粉じん）)

・アスベストは、断熱性、耐薬品性、電気絶縁性等優れた特性から建材、シール材、ブレーキ材等様々なものに昭和35年以降大量に使用されてきたが、製造工場等から大気環境中に飛散したアスベストを

吸い込んだことが原因と見られる中皮腫などの被害が工場周辺の住民等から報告。

- ・ 県内の特定粉じん発生施設（解綿用機械、切断機械等）については、全ての廃止を平成18年に確認。
- ・ 現在吹付けアスベスト等を使用する建物の解体・改修作業については、大気汚染防止法に基づき届出及び作業基準が遵守義務。
- ・ 平成28年度の大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業届出件数は82件（27年度：94件）。

【生活環境課】

（環境大気）

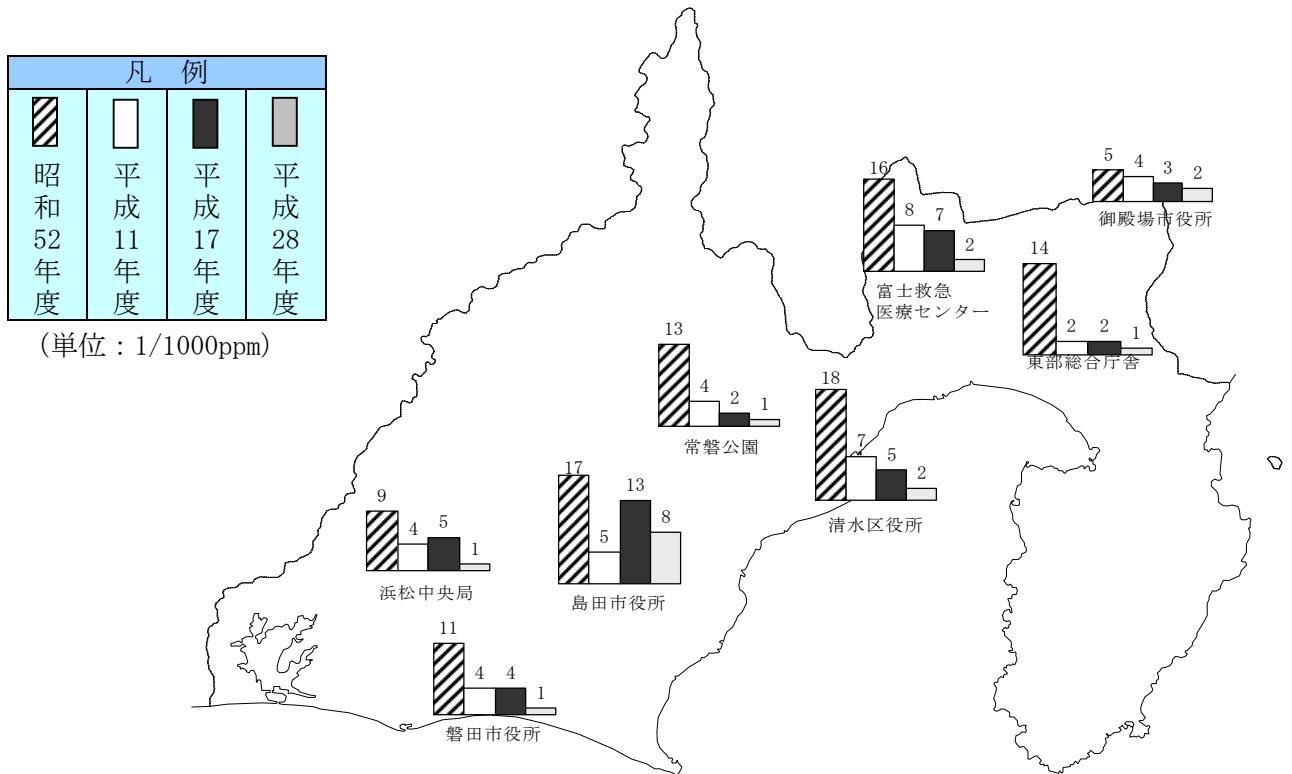
- ・ 平成28年度末現在、県内に設置されている一般環境大気測定局58局、自動車排出ガス測定局10局の合計68測定局で大気汚染の常時監視を実施。
- ・ 一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成。光化学オキシダントについては依然として全ての測定局で環境基準を未達成。（表IV-5-(1)-8）
- ・ 自動車排出ガス測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、全ての測定局で環境基準を達成。

（表IV-5-(1)-8） 大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	有効測定局数	33	33	1	1
	達成局数	33	33	1	1
	達成率 (%)	100	100	100	100
二酸化窒素 (NO ₂)	有効測定局数	48	46	10	9
	達成局数	48	46	10	9
	達成率 (%)	100	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	有効測定局数	4	4	9	9
	達成局数	4	4	9	9
	達成率 (%)	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	有効測定局数	41	43	10	9
	達成局数	41	43	10	9
	達成率 (%)	100	100	100	100
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	有効測定局数	21	22	6	6
	達成局数	21	22	6	6
	達成率 (%)	100	100	100	100
光化学オキシダント (O _x)	有効測定局数	43	43		
	達成局数	0	0		
	達成率 (%)	0	0		

- ・ 二酸化硫黄は、一般環境大気測定局33局（有効測定局33局）、自動車排出ガス測定局1局（有効測定局1局）で測定の結果、全ての測定局で環境基準を達成。（図IV-5-(1)-8）

(図IV-5-(1)-8) 主要測定局における二酸化硫黄の年平均値の推移



- ・二酸化窒素については、一般環境大気測定局48局（有効測定局46局）では、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局はなく、全ての測定局において環境基準を達成。自動車排出ガス測定局10局（有効測定局10局）においても、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局はなく、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の測定局が1局あったが、全ての測定局において環境基準を達成。（表IV-5-(1)-9）
- ・静岡地域（静岡市（旧静岡市の一部））、清水地域（静岡市（旧清水市、旧由比町））及び富士地域（富士市（旧富士市、旧富士川町）、富士宮市（旧富士宮市、旧芝川町）、静岡市（旧蒲原町））を二酸化窒素の旧平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの間にある地域として環境省が判定。現在、3地域の全ての一般環境大気測定局において、0.04ppm未満となっている。（表IV-5-(1)-10）

(表IV-5-(1)-9) 平成28年度二酸化窒素の日平均値の98%値がゾーン内の測定局

市町名		測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)
自排局	富士市	自排宮島	住	0.040

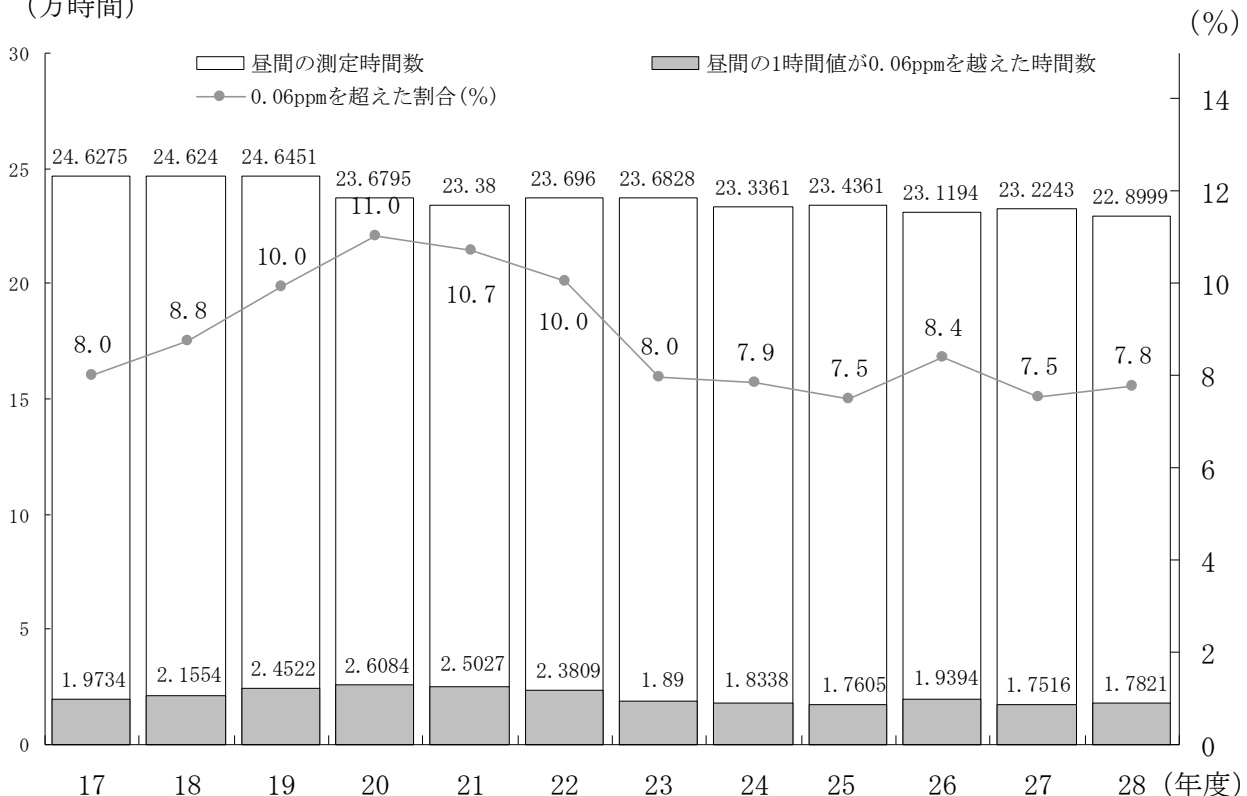
(表IV-5-(1)-10) 二酸化窒素に係る各地域における環境基準との対比

地域名	昭和54年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	0.04ppm未満	0.04ppm～0.06ppm	0.06ppmを超える	0.04ppm未満	0.04ppm～0.06ppm	0.06ppmを超える	0.04ppm未満	0.04ppm～0.06ppm	0.06ppmを超える	0.04ppm未満	0.04ppm～0.06ppm	0.06ppmを超える
静岡	8	1	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0
清水	8	2	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0
富士	12	5	0	13	0	0	13	0	0	13	0	0

- ・一酸化炭素は、一般環境大気測定局4局（有効測定局4局）、自動車排出ガス測定局9局（有効測定局9局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成。
- ・浮遊粒子状物質（SPM）は、一般環境大気測定局44局（有効測定局43局）、自動車排出ガス測定局10局（有効測定局9局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成。
- ・光化学オキシダント（ O_3 ）は、一般環境大気測定局43局（有効測定局43局）で測定の結果、依然として全ての局で環境基準を未達成。（図IV-5-(1)-9）

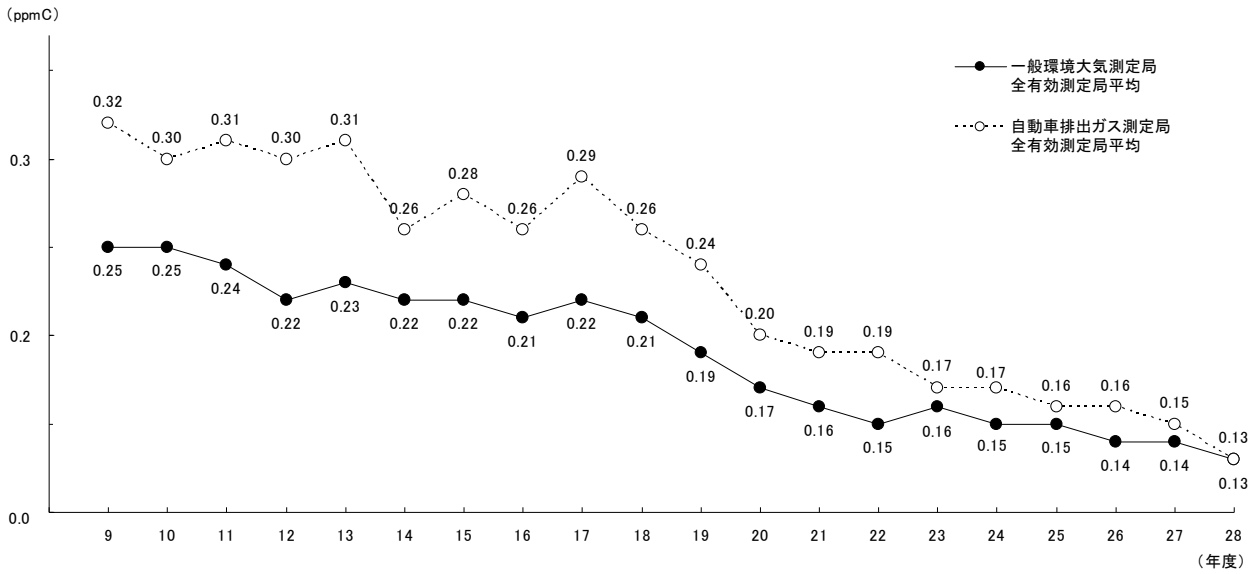
（図IV-5-(1)-9） 光化学オキシダントの昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間数の経年変化

（万時間）

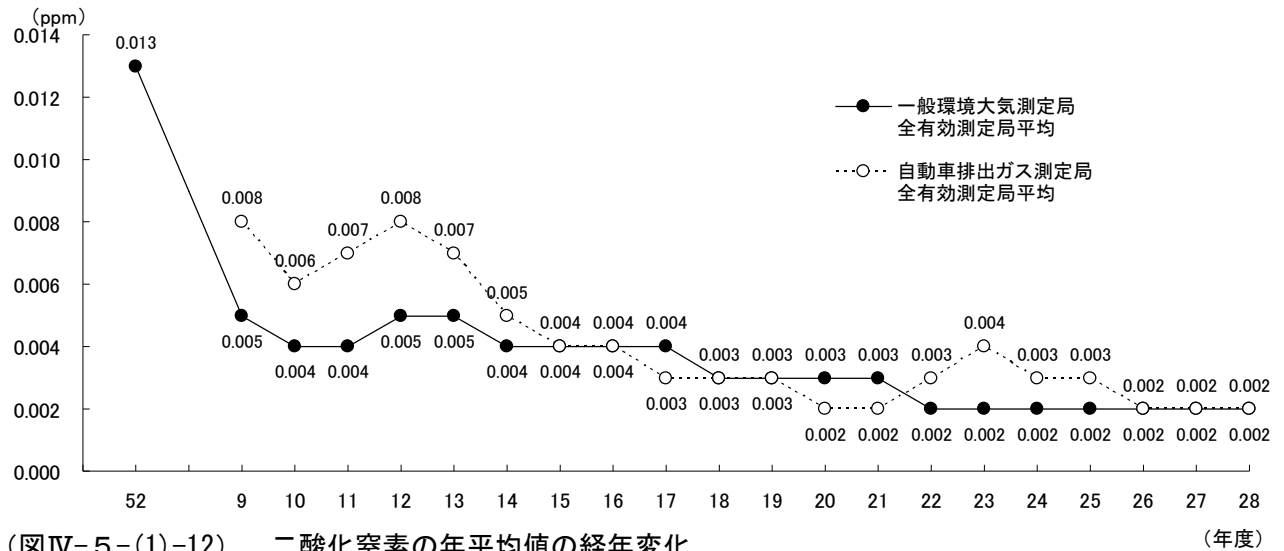


- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成21年9月9日に新たに環境基準が設定。平成28年度末現在、一般環境大気測定局22局、自動車排出ガス測定局7局に自動測定器を設置。平成27年度は、一般環境大気測定局26局（有効測定局22局）及び自動車排出ガス測定局7局（有効測定局6局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成。
- ・非メタン炭化水素は、一般環境大気測定局14局（有効測定局14局）及び自動車排出ガス測定局9局（有効測定局9局）で測定の結果、一般環境測定局9局、自動車排出ガス測定局8局で、国が示した指針値（光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値0.20ppmC～0.31ppmC）を超過。
- ・有害大気汚染物質の環境モニタリングを実施した結果、環境基準の定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては一般環境測定11地点及び沿道測定3地点の全てで環境基準を達成。
- ・自動車単体の大気汚染物質の排出量は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の逐次強化に伴い、大幅に削減。自動車排出ガス測定局の主な大気汚染物質の年平均値の経年変化は、近年減少・横ばい傾向。（図IV-5-(1)-10～14）

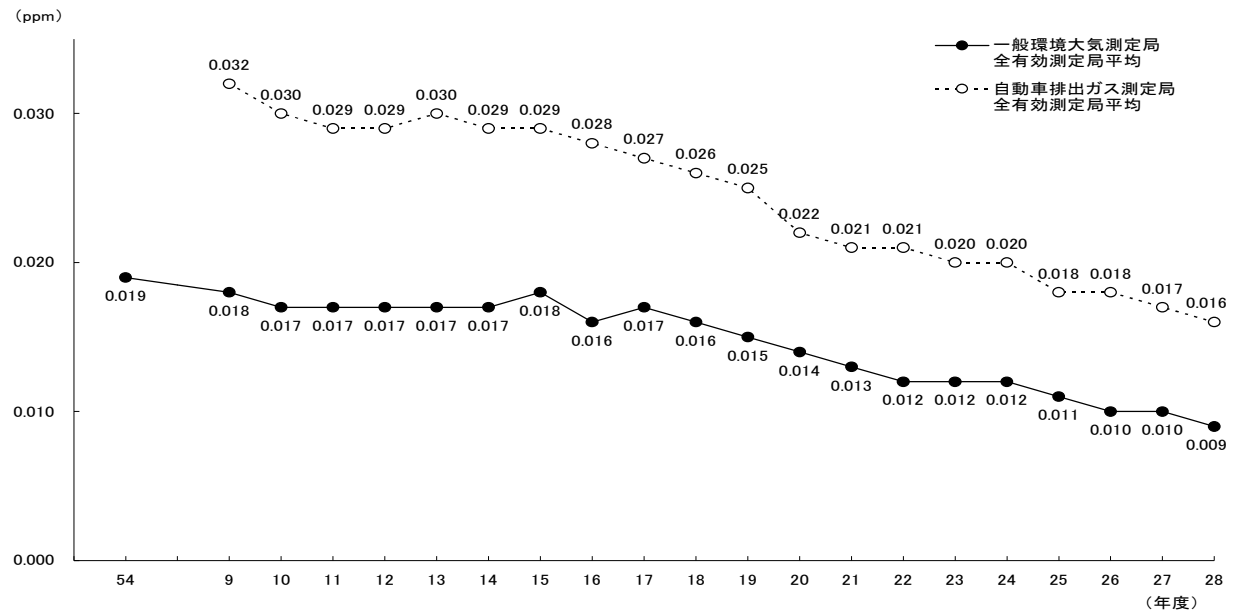
(図IV-5-(1)-10) 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化



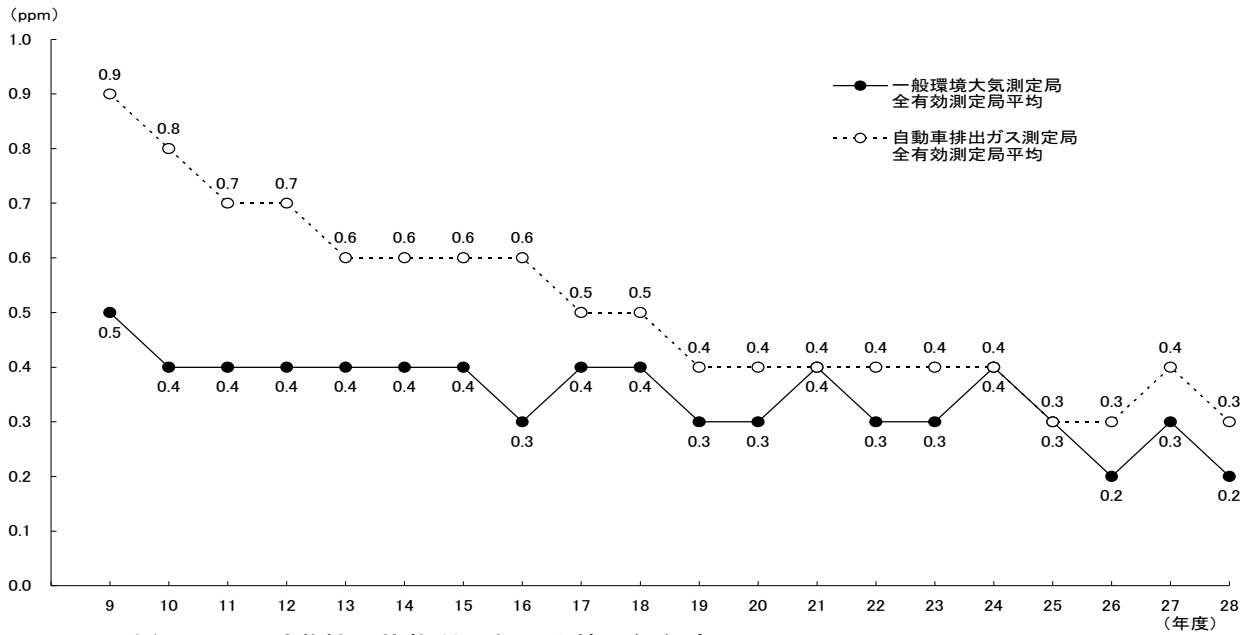
(図IV-5-(1)-11) 二酸化硫黄の年平均値の経年変化



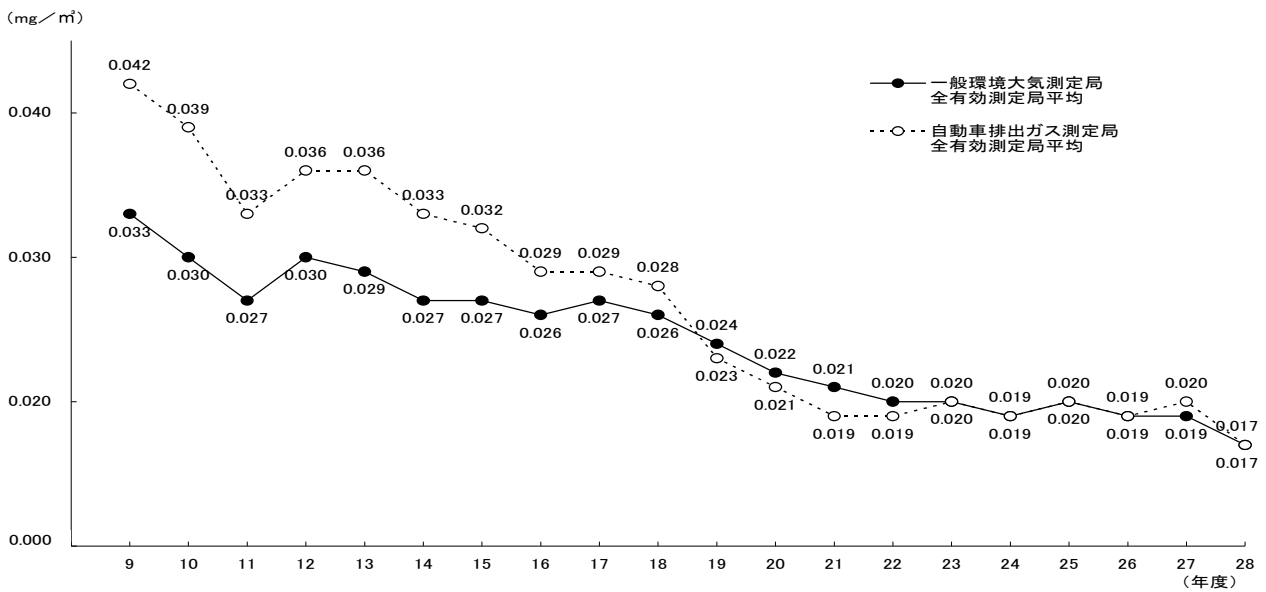
(図IV-5-(1)-12) 二酸化窒素の年平均値の経年変化



(図IV-5-(1)-13) 一酸化炭素の年平均値の経年変化



(図IV-5-(1)-14) 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化



・平成25年度末現在、県内での低公害車普及台数は、低排出ガスガソリン車を中心に447,470台にのぼり、全自動車保有台数（大型特殊自動車等は除く）に占める割合は27.5%（全国平均25.7%）。（表IV-5-(1)-11）

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-11) 静岡県の低公害車普及台数（平成25年度末）

車種	電気	FCV	CNG (H21NO _x 10%低減)	PHV	クリーンディーゼル 乗用	ガソリン 低公害車	ディーゼル 低公害車	合計
台数	1,849	0	121	883	6,171	424,473	13,973	447,470

(注1) 国土交通省調べ

(注2) ガソリン低公害車とは、平成17年排ガス規制75%低減であって平成27年燃費基準達成又は平成17年排ガス規制50%低減であって平成27年度燃費基準+5%以上達成率車をいう。

(注3) ディーゼル低公害車とは、平成21年排ガス規制NO_x・PM10%低減であって平成27年度燃費基準達成又は平成21年排ガス規制であって平成27年度燃費基準+5%以上達成率車をいう。

(騒音・振動)

- ・著しい騒音（振動）を発生する施設のうち、騒音規制法（振動規制法）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により規定されている特定施設を設置するときには、事前に届出。
- ・平成 28 年度末における著しい騒音を発生する施設（特定施設）数は合わせて 268,303 施設、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）は合わせて 39,129 施設。（表Ⅳ-5-(1)-12）
- ・平成 28 年度末における著しい振動を発生する施設（特定施設）数は 87,834 施設、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）は 13,308 施設。（表Ⅳ-5-(1)-13）

(表Ⅳ-5-(1)-12) 「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況
(平成 28 年度末)

特定施設の種類	特定工場等数				特定施設数			
	騒音 規制法	生活環境 保全条例	計	構成比 (%)	騒音 規制法	生活環境 保全条例	計	構成比 (%)
金属加工機械	3,652	7,452	11,104	28.4%	22,641	51,971	74,612	27.8%
空気圧縮機等	4,839	3,039	7,878	20.1%	29,100	24,156	53,256	19.8%
土石用破碎機等	256	94	350	0.9%	841	331	1,172	0.4%
織機	1,395	469	1,864	4.8%	29,170	24,846	54,016	20.1%
建設用資材製造機械	134	65	199	0.5%	184	134	318	0.1%
穀物用製粉機	19	34	53	0.1%	147	84	231	0.1%
木材加工機械	2,736	3,317	6,053	15.5%	8,282	9,763	18,045	6.7%
抄紙機	103	125	228	2.5%	382	606	988	0.4%
印刷機械	740	75	815	2.1%	2,779	401	3,180	1.2%
合成樹脂用射出成形機	544	143	687	1.8%	5,699	2,034	7,733	2.9%
鋳造型機	113	72	185	0.5%	438	319	757	0.3%
クーリングタワー	-	1,324	1,324	3.4%	-	4,296	4,296	1.6%
集じん機	-	954	954	2.4%	-	5,384	5,384	2.0%
冷凍機	-	7,435	7,435	19.0%	-	44,315	44,315	16.5%
県 計	14,531	24,598	39,129	-	99,663	168,640	268,303	-
前年度比	98.7%	102.4%	101.0%	-	100.0%	102.5%	101.6%	-
(参考)平成 27 年度末	14,723	24,024	38,747	-	99,637	164,563	264,200	-

(注) 県生活環境課調べ
クーリングタワー、集じん機、冷凍機については、騒音規制法の規制対象外

(表Ⅳ-5-(1)-13) 「振動規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況 (平成 27 年末)

特定施設の種類	特定工場等数				特定施設数			
	振動 規制法	生活環境 保全条例	計	構成比 (%)	振動 規制法	生活環境 保全条例	計	構成比 (%)
金属加工機械	3,117	677	3,794	28.5%	18,520	7,022	25,542	29.1%
圧縮機	4,340	1,680	6,020	45.2%	15,447	11,866	27,313	31.1%
破碎機等	253	91	344	2.6%	825	300	1,125	1.3%
織機	1,337	89	1,426	10.7%	20,688	1,844	22,532	25.7%
コンクリートブロックマシン等	34	11	45	0.3%	84	28	112	0.1%
木材加工機械	237	61	298	2.2%	379	190	569	0.6%
印刷機械	360	59	419	3.1%	2,229	240	2,469	2.8%
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機械	55	24	79	0.6%	176	127	303	0.3%
合成樹脂用射出成形機	630	182	812	6.1%	5,458	2,206	7,664	8.7%
鋳造型機	54	17	71	0.5%	166	39	205	0.2%
県 計	10,417	2,891	13,308	-	63,972	23,862	87,834	-
前年度比	99.6%	105.7%	100.9%	-	99.2%	106.7%	101.1%	-
(参考)平成 27 年度末	10,460	2,735	13,195	-	64,519	22,364	86,883	-

(注) 県生活環境課調べ

- ・建設作業のうち著しい騒音（振動）を発生する作業について、特定建設作業として騒音規制法（振動規制法）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により事前に届出。
- ・平成28年度中の届出件数は、騒音が2,175件、振動が1,286件。（表IV-5-(1)-14、表IV-5-(1)-15

(表IV-5-(1)-14) 平成28年度騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定建設作業の届出状況

作業の種類	騒音規制法	生活環境保全条例	合計
くい打機等を使用する作業	121	29	150
びょう打機を使用する作業	0	0	0
さく岩機を使用する作業	966	83	1,049
圧縮機を使用する作業	185	47	232
コンクリートプラント機等を設けて行う作業	6	3	9
バックホウを使用する作業	583	79	662
トラクターショベルを使用する作業	10	6	16
ブルドーザーを使用する作業	50	7	57
合計	1,921	254	2,175
前年度比(%)	110.1%	111.9%	110.3%
(参考)平成27年度末	1,745	227	1,972

(注) 県生活環境課調べ

(表IV-5-(1)-15) 平成28年度振動規制法及び生活環境保全条例に基づく特定建設作業の届出状況

作業の種類	振動規制法	生活環境保全条例	合計
くい打機等を使用する作業	137	25	162
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	4	4	8
ブレイカーを使用する作業	1,029	87	1,116
合計	1,170	116	1,286
前年度比(%)	105.1%	112.6%	105.8%
(参考)平成27年度末	1,113	103	1,216

(注) 県生活環境課調べ

- ・自動車騒音は、全市で騒音規制法に基づく常時監視を実施。平成28年度の面的評価の結果、241,688戸中230,887戸（適合率95.5%）で環境基準を達成。（表IV-5-(1)-16）
- ・騒音規制法において自動車騒音の限度として定められた「要請限度」の平成27年度の超過状況は、83地点測定した内、全時間帯において超過はなかった。（表IV-5-(1)-17）

(表IV-5-(1)-16) 平成28年度自動車騒音の環境基準達成状況

評価総 区間延長 (km)	対象戸数 (戸)	達成状況(戸)				達成状況(%)			
		昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
2,283.3	241,688	230,887	2,853	1,147	6,816	95.5	1.2	0.5	2.8

(注) 県生活環境課調べ。

(表IV-5-(1)-17) 平成28年度自動車騒音に係る要請限度の超過状況

区分	測定数	昼間(6~22時)		夜間(22~6時)		全時間帯	
		超過数	超過率(%)	超過数	超過率(%)	超過数	超過率(%)
区域別	区域1	1	0	0	0	0	0
	区域2	15	0	0	0	0	0
	区域3	30	0	0	0	0	0
	合計	46	0	0	0	0	0
※道路別	東名高速道路	12	0	0	0	0	0
	一般国道	18	0	0	0	0	0
	一般県道	13	0	0	0	0	0
	市町道	3	0	0	0	0	0
	合計	46	0	0	0	0	0

(注) 県生活環境課調べ

※ 要請限度は、連続する7日間のうち3日間の測定が必要。

- ・新幹線鉄道騒音は、軌道中心から 25m の地点では 26 測点中 13 測点、50m の地点では 26 測点中 22 測点で環境基準を達成。(表Ⅳ-5-(1)-18)

(表Ⅳ-5-(1)-18) 平成 28 年度新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況

地域の類型 (環境基準)	地域の区分	軌道中心からの距離別達成状況			
		25 m		50 m	
		達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)
類型Ⅰ (70 デシベル)	住居系地域	9 (22)	40.9	18 (22)	81.8
類型Ⅱ (75 デシベル)	商工業系地域	4 (4)	100.0	4 (4)	100
合 計		13 (26)	50.0	22 (26)	84.6

(注) 静岡県、静岡市、浜松市、富士市調べ。

- ・新幹線鉄道に係る振動は、軌道中心から 12.5m の地点では 2 測点中 1 測点、25m 及び 50m の測点ではすべての地点で指針値を達成。(表Ⅳ-5-(1)-19)

(表Ⅳ-5-(1)-19) 平成 28 年度新幹線鉄道振動に係る指針値達成状況

地域の類型 (環境基準)	地域の区分	軌道中心からの距離別達成状況			
		25 m		50 m	
		達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)
類型Ⅰ (70 デシベル)	住居系地域	12 (12)	100	10 (10)	100
類型Ⅱ (70 デシベル)	商工業系地域	2 (2)	100	2 (2)	100
合 計		14 (14)	100	12 (12)	100

(注) 静岡県、静岡市、浜松市、富士市調べ。

- ・静岡空港周辺の実態調査では、全ての地点で環境基準を達成。
- ・航空自衛隊静岡基地周辺の実態調査では、全ての地点で環境基準を達成。
- ・航空自衛隊浜松基地周辺の実態調査では、全ての地点で環境基準を未達成。(表Ⅳ-5-(1)-20)

【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-20) 平成 28 年度航空機騒音に係る環境基準達成状況

【静岡空港周辺】

調査地点	環境基準の地域類型	基準値 (Lden)	測定値 (Lden)	達成状況
島田市湯日 (1)	Ⅱ	62	40	達成
島田市湯日 (2)			44	達成
牧之原市坂口			37	達成
牧之原市坂部			51	達成
島田市切山			45	達成
吉田町神戸			48	達成
島田市船木			47	達成

(注) 県生活環境課調べ。Lden は、平成 25 年度から施行された航空機騒音を評価するための指標で「時間帯補正等価騒音レベル」という。

【浜松基地周辺】

調査地点	環境基準の地域類型	基準値 (Lden)	測定値 (Lden)	達成状況
浜松市西区伊佐地町	浜松市西区伊佐地町	Ⅱ	64	未達成
浜松市東区有玉西町	浜松市東区有玉西町	Ⅱ	68	未達成

(注) 浜松市調べ

(悪臭)

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき悪臭苦情の特に発生しやすい施設を悪臭に係る特定施

設として規定し、事前に届出。届出者は悪臭防止対策を実施。

- ・平成28年度末現在、852の工場・事業場において1,631の特定施設が届出。（表IV-5-(1)-21）

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-21) 平成28年度生活環境保全条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

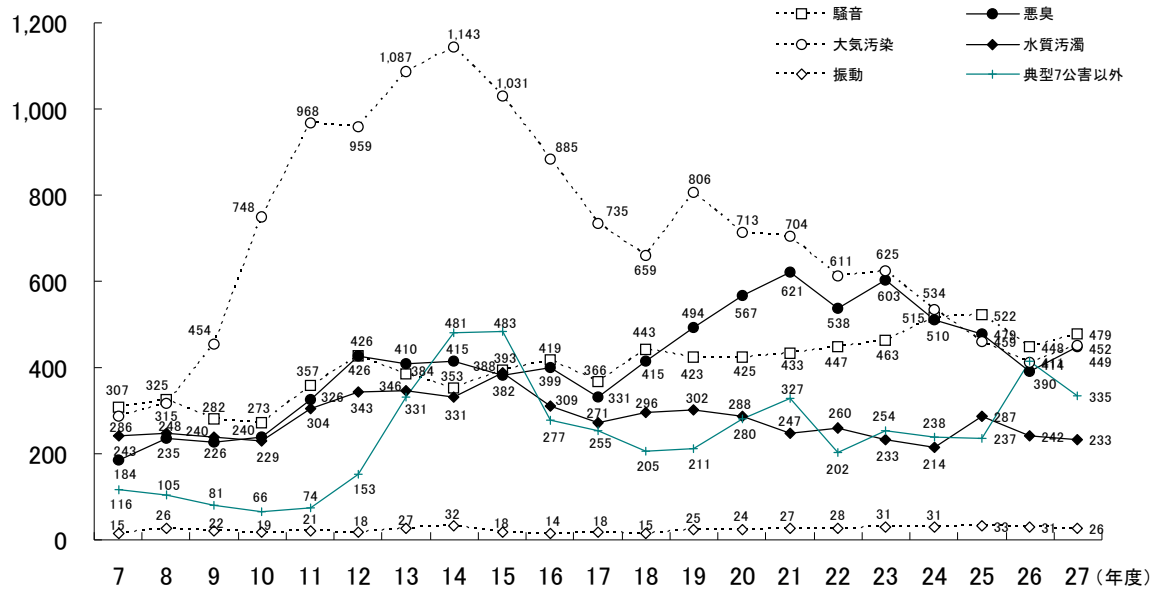
特定施設の種類		工場等数	施設数
1	セロファン製膜施設	0	0
2	アスファルト含浸紙又はコールタール含浸紙の製造の用に供する連続式含浸施設	4	5
3	バルブ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	31	69
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設	8	28
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	21	170
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設	5	27
7	木材チップの堆積場であって、面積が1,000㎡以上のもの	7	12
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設		
	(1) 蒸煮施設	7	12
	(2) 湯煮施設	2	3
	(3) 真空濃縮施設	3	10
	(4) 乾燥施設	99	163
9	鶏舎であって面積が400㎡以上のもの	287	462
	豚舎であって面積が150㎡以上のもの	376	660
10	サイズの製造の用に供する反応施設	2	10
計		852	1,631

(公害苦情・公害紛争処理)

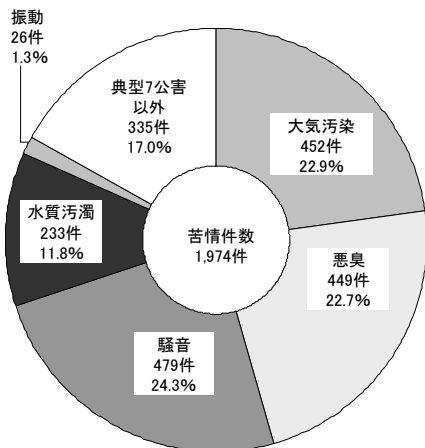
- ・最近の公害苦情の状況は、感覚的・心理的な被害が多く、住居地域における野焼きや騒音等近隣型の苦情が大きな割合を占有。
- ・平成27年度に市町が受理した公害苦情件数は1,974件で、前年度に比べて38件（2.0%）増加。平成27年度の大気汚染に関する苦情については、最も多かった平成14年度と比べると半分以下に減少。（図IV-5-(1)-15）
- ・種類別にみると、騒音が479件（24.3%）、悪臭が449件（22.7%）、大気汚染が452件（22.9%）、水質汚濁が233件（11.8%）、振動が26件（1.3%）、土壌汚染が0件（0.0%）、地盤沈下0件（0.0%）、その他典型7公害以外が335件（17.0%）。（図IV-5-(1)-16）
- ・市町別にみると、市の苦情件数は1,903件で全体の96.4%を占め、そのうち浜松市、静岡市、富士市、掛川市及び磐田市の上位5市の合計は1,022件で全体の51.8%。なお、県内35市町のうち苦情の受理がなかったのは7町。（図IV-5-(1)-17）
- ・公害苦情の発生源としては、個人が648件（32.8%）と最も多く、次いで製造業が333件（16.9%）、建設業が169件（8.6%）、サービス業が115件（5.8%）。（図IV-5-(1)-18）

【生活環境課】

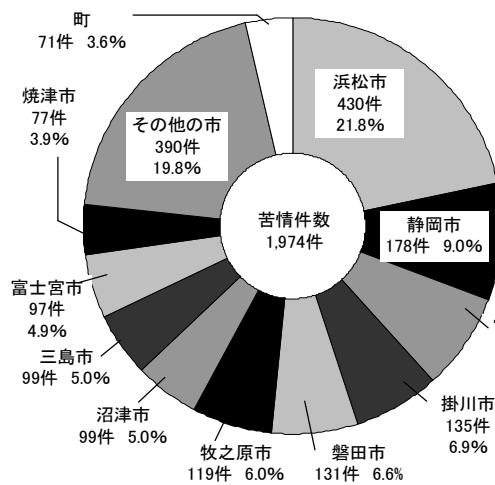
(図IV-5-(1)-15) 公害の種類別苦情処理件数の推移



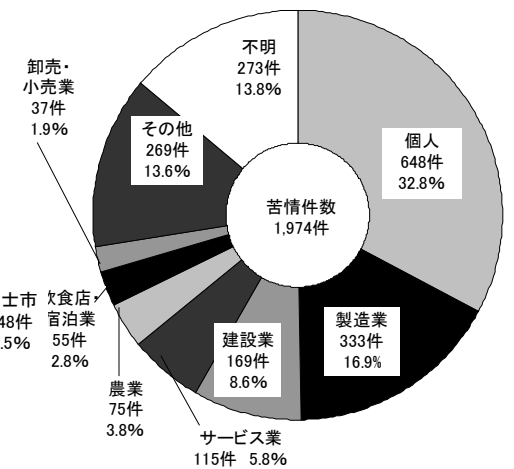
(図IV-5-(1)-16) 平成27年度公害の種類別の苦情件数



(図IV-5-(1)-17) 平成27年度公害の市町別の苦情件数



(図IV-5-(1)-18) 平成27年度公害の発生源別の苦情件数



《課題》

(生活排水)

- ・今後も、施設の整備を進めるとともに、整備済み区域については早期に施設へ接続して水質保全の効果が高めることが必要。 【生活排水課】
- ・排水処理施設等の適正管理による排水基準の遵守が必要。
- ・排水の自主測定や工場、事業場からの漏えい事故の防止等自主的な取組を促進することが重要。 【生活環境課】

(環境水質)

- ・一般家庭から排出される生活排水の影響を受け水質の改善が見られない河川等もあるため、生活排水対策が極めて重要。

- ・ 県民の意識の向上、合併処理浄化槽や下水道の整備等の一層の推進が必要。
- ・ 特に、水質汚濁が進行しやすい閉鎖性の海域（浜名湖）や湖沼（佐鳴湖）については、生活排水対策、産業系排水対策、浄化対策など各種施策を総合的に推進することが必要。

【生活環境課】

（地下水）

- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は1地点で基準超過が判明した。（表IV-5-(1)-2） 【生活環境課】

（土壌環境）

- ・ 土壌汚染対策は、法に基づき適切な対応を事業者等に指導しているが、自主調査により発見された土壌汚染についても法に準じた事業者の自主的な取組が必要。 【生活環境課】

（工場・事業場からの大気汚染）

- ・ 事業場からの汚染物質の排出は、大気汚染防止法や静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制されているため、排出基準の遵守状況を立入検査などにより確認するとともに、排出量の削減の指導が必要。
- ・ 一方、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどの大気汚染は、発生源から排出されるばかりでなく、二次的に生成されることなどその発生の機構が複雑であることから、事業者による窒素酸化物や非メタン炭化水素の削減など自主的な取組を促進することも重要。

【生活環境課】

（アスベスト（特定粉じん））

- ・ 建築物の耐用年数などから、今後吹付け石綿が使用された建築物の解体が増加するため、アスベストが大気環境中へ飛散しないよう監視の強化が必要。
- ・ アスベストの大気環境への飛散防止は、アスベスト排出作業の監視、住民・事業者に対するアスベストの取扱い関係法令等の周知、国や建設・厚生関係等他部局との連携が重要。

【生活環境課】

（環境大気）

- ・ 工場・事業場に対する規制・指導と併せて、自動車排出ガスによる汚染の低減や事業者の自主的管理による有害物質排出抑制などの取組が必要。
- ・ 交通流対策による交通混雑の緩和や大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の普及等、環境への負荷の軽減に向けた継続的な取組が必要。

【生活環境課】

（騒音・振動）

- ・ 公害苦情全体に占める騒音・振動苦情の割合は、騒音が24.3%、振動1.3%。騒音苦情に着目すると、その発生源の4割は製造業と建設業。（図IV-5-(1)-16、図IV-5-(1)-19）
- ・ 自動車、新幹線鉄道及び航空機の交通騒音については、維持することが望ましい基準である環境基準を達成していない地点があるため、発生源ごとの実情を踏まえ、それぞれ適切な対策を講じる取組が必要。

【生活環境課】

（悪臭）

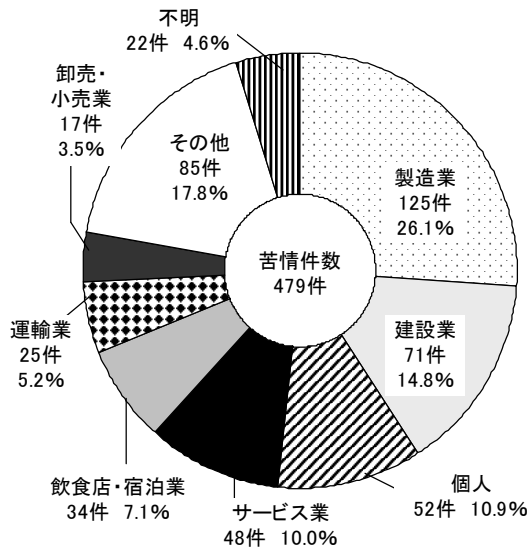
- ・ 悪臭の苦情は公害苦情全体の22.7%。

- ・発生源は、農業や製造業、サービス業、家庭生活など多様で、問題解決が困難なものが増加。

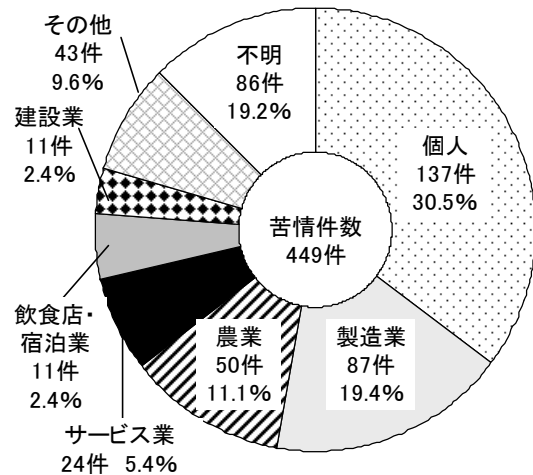
(図IV-5-(1)-16、図IV-5-(1)-20)

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-19) 平成27年度騒音に関する
公害苦情件数の発生源割合



(図IV-5-(1)-20) 平成27年度悪臭に関する
公害苦情件数の発生源割合



(公害苦情・公害紛争)

- ・公害苦情は、発生源が多様化する傾向にあり、苦情の内容もこれまでの産業型公害から住民の生活に密着した都市型・生活型公害に移行。
- ・苦情が長期化し、公害紛争状態となることを防ぐためにも、苦情対応の最前線にいる市町と県が連携しながら事案に対応し、柔軟に対応していくことが必要。

【生活環境課】

《施策の展開》

ア 大気汚染物質の常時監視体制の強化

- ・平成21年に環境基準が設定された微小粒子状物質について、県は、平成27年度末までに、11台の自動測定器を設置し常時監視を実施。
- ・平成28年度には、富士市、富士宮市、藤枝市及び磐田市に計4台の微小粒子状物質の自動測定器を整備。
- ・平成29年度以降も微小粒子状物質の自動測定器の整備を進め、県内の大気汚染の実態を把握するとともに、高濃度観測時における県民への注意喚起を適切に行うことができるよう、常時監視体制の強化を図る。

【生活環境課】

イ-1 工場・事業場への自主管理の促進や常時監視の強化

(ア) 工場・事業場の排水対策

- ・県では、水質汚濁防止法に基づき、一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難な水

域において、より厳しい上乘せ基準を設定。

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例では、ニッケルメッキの用に供する電気めっき施設等を特定施設に規定するとともに、ニッケル含有濃度については排水基準を県独自に設定。
- ・県及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）は、水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により規定された特定事業場に対し立入検査を実施し、法・条例に違反していることが判明した場合には行政処分又は行政指導を実施。
- ・平成28年度に県及び政令市が実施した特定事業場に対する立入検査件数は1,018件で、行政処分又は文書による行政指導を行った件数は39件、その割合は5.0%。（表IV-5-(1)-24）

【生活環境課】

（表IV-5-(1)-24）平成28年度水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく特定事業場立入検査の実施状況

規制対象 事業場数	総立入 事業場数	採水を伴う 立入事業場数	行政処分		行政指導	合 計
			一時停止命令	改善命令		
1,965 (835)	1,018 (419)	773 (289)	0 0	0 0	39 (18)	39 (18)
業種						
製紙	94 (88)	92 (87)	0 0	0 0	6 (6)	6 (6)
メッキ・機械 器具製造	210 (98)	161 (61)	0 0	0 0	4 (2)	4 (2)
染色	4 (4)	2 (2)	0 0	0 0	0 (0)	0 (0)
食料品	213 (38)	130 (31)	0 0	0 0	16 (5)	16 (5)
旅館	76 (15)	66 (7)	0 0	0 0	0 (0)	0 (0)
その他	421 (176)	322 (101)	0 0	0 0	13 (10)	13 (10)

（注）（ ）内は水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市）の数

(イ) 公共用水域における環境基準の設定・変更

- ・42河川・2湖沼・全前面海域について環境基準の類型を設定。
- ・環境基準が既に設定されている河川についても、各水域の水質の状況や将来の予測を考慮し、環境基準の見直しを実施（平成6年度から平成21年度までに、36水域について調査・解析を行い、18水域について上位類型に変更、さらに、平成29年度から4水域について上位類型に変更）。
- ・水生生物の保全に係る水質環境基準について、平成17年から平成23年までに40河川1湖沼、58水域について調査・解析を行い、平成25年度までにこれらの水域について類型を設定。浜名湖水域は、類型を平成28年度から設定。

【生活環境課】

(ウ) 地下水汚染対策

- ・県、国土交通省及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）では、「地下水質の測定計画」を策定し、これに基づき、県内全域の状況を把握するための環境モニタリング及び汚染が判明した地区を監視する定点モニタリングを実施。
- ・環境モニタリングや事業場による自主調査により地下水汚染が発見された場合には、周辺井戸の調査や飲用指導を実施するとともに、原因事業場等の土壌や地下水の汚染浄化措置の指導を実施。
- ・硝酸性窒素による汚染は、事業所に起因する従来の汚染と異なり、農用地への肥料施用が原因と

なることもあるため、地域農業課と協力して施肥削減対策を推進。

【生活環境課】

(エ) 土壌汚染対策

- ・水質汚濁防止法に基づき、有害物質を取り扱う事業所に対して立入検査を実施し、汚染の未然防止や除去等に対して指導を実施。
- ・土壌汚染対策法の施行から平成 28 年度末までに、県内において法に基づく指定区域(土壌が指定基準を超過して汚染があった土地)の指定は 87 件 (そのうち汚染の除去等により指定を解除したものは 48 件)。(表IV-5-(1)-25)

【生活環境課】

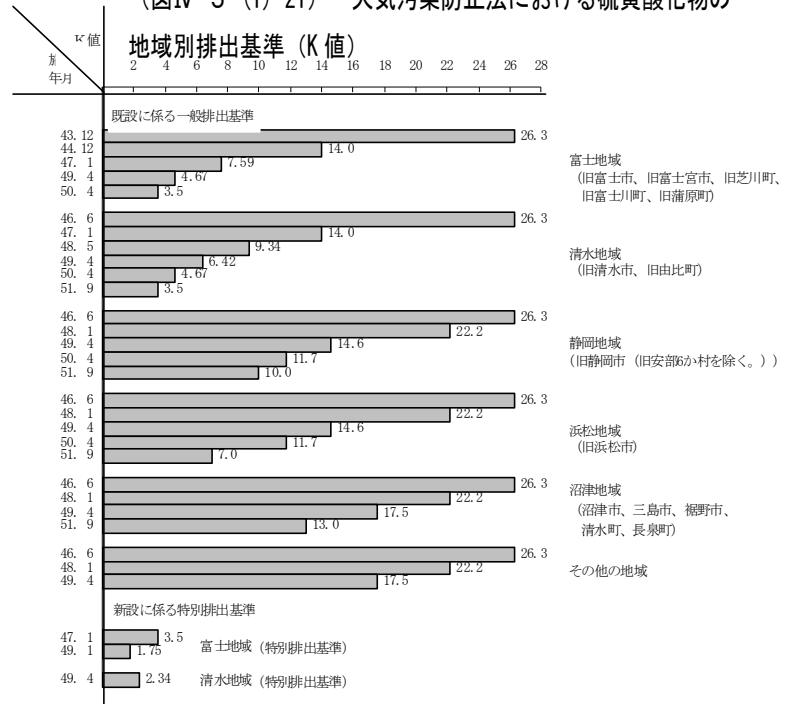
(表IV-5-(1)-25) 「土壌汚染対策法」に基づく指定区域(平成平成 28 年度末現在)

指定した区域	県内						全国 (27 年度)
	県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	計	
指定した区域	36	16	16	16	3	87	3, 117
うち全部解除した区域	24	3	9	11	1	48	1, 335

(オ) 工場・事業場からの大気汚染の防止

- ・工場・事業場から排出される大気汚染物質に対しては、その汚染物質に応じた規制を実施。
- ・硫黄酸化物の規制は、各地域の汚染の程度と施設の排出口の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量(K値規制)により実施。(図IV-5-(1)-21)
- ・K値規制のみでは環境基準の達成・維持が困難な地域については総量規制が導入され、本県では富士地域で適用。(表IV-5-(1)-26)
- ・燃料中の硫黄分については、県の低硫黄化指導基準により、地域を定めて指導を実施。(表IV-5-(1)-27)

(図IV-5-(1)-21) 大気汚染防止法における硫黄酸化物の



(表IV-5-(1)-26) 硫黄酸化物に関する総合削減計画並びに総量規制基準及び燃料使用基準

地域	市町名	硫黄酸化物総量削減計画 硫黄酸化物量 (Nm ³ /h)	既設 新設別	規制基準	
				総量規制基準 特定工場等	燃料使用基準 (特定工場等以外)
富士地域	旧富士市	1号総量	既設	Q = 2.8W ^{0.8}	燃料中の 硫黄分 0.5%
		2号総量			
	3号総量	既設	Q = 2.8W ^{0.8} + 0.3 × 2.8 × { (W + W _i) ^{0.8} - W ^{0.8} }		
	4号総量				
旧富士宮市 旧芝川町	1号総量	既設	Q = 3.0W ^{0.8}		
	2号総量				
旧富士川町 旧蒲原町	3号総量	新設	Q = 3.0W ^{0.8} + 0.5 × 3.0 × { (W + W _i) ^{0.8} - W ^{0.8} }	燃料中の 硫黄分 0.8%	
	4号総量				
地域全体の削減量		65.8%			

(表IV-5-(1)-27) 低硫黄化指導基準及び実施時期

地域	対象規模	燃料中硫黄分	実施時期
沼津・三島	燃料使用量 15,000kg/h 以上の 2 工場	0.8%以下	52.7
	燃料使用量 1,500kg/h 以上～15,000kg/h 未満 又は 2,000 トン/年以上	1.0%以下	
清水 (旧由比町を除く。)	燃料使用量 1kl/日以上	1.0%以下	51.12
	上記以外中小工場	1.5%以下	
浜松	燃料使用量 900kg/h 以上	1.5%以下	51.12

- ・窒素酸化物の排出規制は、施設の種類及び規模ごとに全国一律で行われており、26 種類のばい煙発生施設が対象。
- ・ばいじんは、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められており、大気汚染防止法で 27 種類、静岡県生活環境の保全等に関する条例により 1 種類のばい煙発生施設が規制対象。
- ・一般粉じんは、大気汚染防止法で 5 種類の施設、静岡県生活環境の保全等に関する条例により 12 種類の一般粉じん発生施設が規制対象となっており、施設ごとに構造及び管理基準を設定。
- ・揮発性有機化合物については、施設の種類に応じ許容される炭素換算した排出濃度により規制。
- ・県、大気汚染防止法上の政令市（静岡市、浜松市）及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 54 号）により一部権限移譲されている特例市（沼津市、富士市）が大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に規定するばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して、煙道測定及び重油抜き取り検査などの立入検査を実施。
- ・平成 28 年度には、県・政令市・特例市合わせて、719 件の立入検査を実施。（表IV-5-(1)-28）
- ・化学物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質）については、「大気汚染防止法」に、国・地方自治体・事業者・国民の役割が示されており、規制的措置ではなく、自主管理を推進。

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-28) 平成28年度ばい煙発生施設等に係る立入検査の実施及び措置状況

実施主体	立入事業所数（施設数）	行政処分	行政指導	計
県	463(1,261)	0	0	0
政令市（静岡市・浜松市）	190(741)	0	0	0
特例市（沼津市・富士市）	66(196)	0	0	0
計	719(2,198)	0	0	0

(注) 県生活環境課調べ

(カ) 環境大気に係る対策の実施

- ・大気汚染防止法第 22 条に基づき、静岡県内における環境大気の状態について環境基準項目を中心に常時監視を実施。
- ・平成 28 年度末現在、静岡県内には、一般環境大気測定局 58 局と自動車排出ガス測定局 10 局の合計 68 の測定局を設置。（図IV-5-(1)-22、表IV-5-(1)-29）

(表IV-5-(1)-29) 大気監視項目別の測定地点数

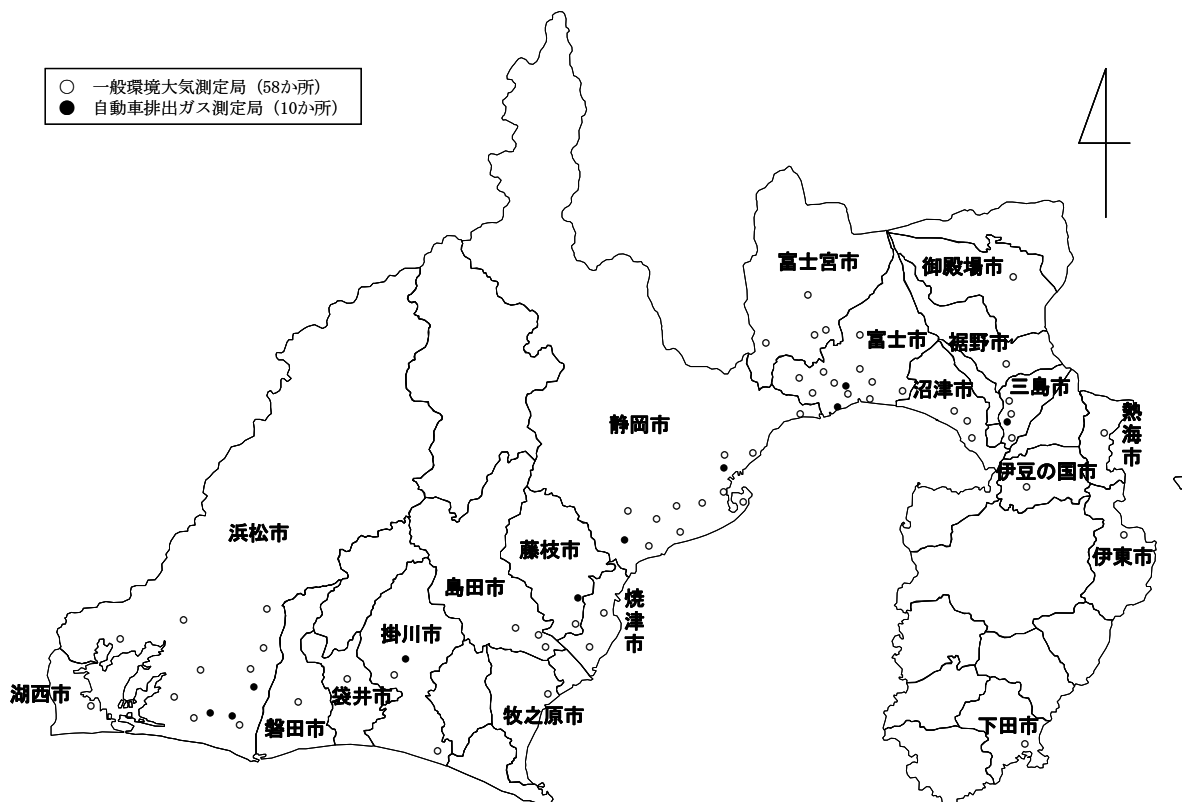
(平成 28 年度末現在)

監視項目	一般環境大気 測定地点数	自動車排出ガス 測定地点数
二酸化硫黄	33	1
二酸化窒素	48	10
一酸化炭素	4	9
浮遊粒子状物質	44	10
微小粒子状物質	26	7
光化学オキシダント	43	0
非メタン炭化水素	14	9

- ・監視・測定の結果は、毎年度定期的に公表。

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-22) 大気監視の状況 (平成平成 28 年度末現在)



(キ) 騒音・振動対策

- ・騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、著しい騒音や振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定工場）を対象に発生する騒音や振動を規制。
- ・同様に、建設作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）を対象に発生する騒音や振動を規制。
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例により、深夜の騒音に係る営業時間や、拡声機の使用について制限を設定。
- ・特定工場・特定建設作業における騒音・振動対策等の届出の受理、計画変更勧告、改善勧告及び改善命令等については市町の事務であり、県では、これらの市町に対し、研修等を通じて事務及び技術的支援を実施。

【生活環境課】

(ク) 臭気対策

- ・市町では、悪臭を発生させている工場その他の事業場に対して、悪臭防止法などに基づく立入検査等により指導を実施。
- ・複数の原因物質が介在する複合臭については、特定悪臭物質の濃度が基準値以下であっても悪臭苦情が発生することがあるため、物質濃度規制では対応できない場合は、人間の嗅覚で感知される悪臭の程度に関する値である「臭気指数」による規制を導入。
- ・20市7町で物質濃度規制に代わって臭気指数規制を導入。

【生活環境課】

イ-2 適切な生活排水処理施設整備の推進

(表Ⅳ-5-(1)-22) 合併処理浄化槽の設置状況
(国の交付金を活用した市町村の補助事業による設置基数)

(ア) 静岡県生活排水処理長期計画の推進

- 生活排水課が中心となり「静岡県生活排水処理長期計画」（下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水等の処理施設の整備）を着実に推進。

【生活排水課】

年度	実施市町村	設置基数
平成 23 年度	23 市 10 町	5,055 基
平成 24 年度	22 市 10 町	5,182 基
平成 25 年度	22 市 10 町	5,334 基
平成 26 年度	22 市 10 町	4,766 基
平成 27 年度	22 市 11 町	4,539 基

(イ) 合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理の確保

(注) 県生活排水課調べ

- し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、下水道とほぼ同等の性能を持ち、短期間で設置できるため、下水道等の集合処理が不向きな地域や下水道整備に長期間を要する地域における生活排水処理施設として、河川等公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に有効。
- 県では、国の浄化槽設置整備事業（交付金）に併せ県費補助事業により、設置を促進（政令指定市は除く）。
- 平成28年度には、33市町が国の交付金を活用して4,546基に対して補助を実施。（表Ⅳ-5-(1)-22)

【生活排水課】

- 生活排水処理施設が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要であり、特に設置者個人が管理責任を負う合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づく維持管理確保が課題。
- このため、大型浄化槽等の立入指導や新規設置者を対象とする講習会等により、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理を推進。

【廃棄物リサイクル課、生活環境課、生活排水課】

(ウ) 農業・漁業集落排水施設の整備

- 農業・漁業集落における生活環境の向上と、河川・海洋の水質保全の確保を図るため、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設を整備する集落排水（下水道）事業を着実に推進。
なお、農業集落排水施設における新規整備は完了し、今後は改築・更新やストックマネジメントなどにより、適正な維持管理を推進する。

【生活排水課、漁港整備課】

(エ) 下水道の整備と維持管理

- 市町が実施する公共下水道事業は、平成 28 年度末現在 29 市町で実施中であり、その全ての市町で供用を開始。（表Ⅳ-5-(1)-23)

【生活排水課】

(表IV-5-(1)-23) 平成28年度下水道事業実施市町及び水道普及状況

平成29年3月31日現在

市町の別	事業実施・未実施の別	供用・未供用の別	市町名	人口 (人)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	人口普及率 (%)	県内順位
市 (23市)	事業実施中 (22市)	供用中 (22市)	静岡市	707,173	588,726	8,869.6	83.3%	1
			浜松市	806,407	646,216	13,994.0	80.1%	4
			沼津市	198,124	116,888	1,963.4	59.0%	11
			熱海市	37,612	25,168	775.3	66.9%	9
			三島市	111,239	91,848	1,288.0	82.6%	2
			富士宮市	133,989	70,414	1,457.9	52.6%	13
			伊東市	70,345	27,326	587.2	38.8%	21
			島田市	99,761	10,652	209.9	10.7%	29
			富士市	255,060	191,668	3,982.0	75.1%	5
			磐田市	170,430	140,494	3,187.4	82.4%	3
			焼津市	140,861	31,460	549.9	22.3%	28
			掛川市	117,685	37,442	1,151.1	31.8%	23
			藤枝市	146,233	62,583	1,084.3	42.8%	16
			御殿場市	88,797	31,469	597.6	35.4%	22
			袋井市	87,557	38,327	831.2	43.8%	15
			下田市	22,477	10,625	282.9	47.3%	14
			裾野市	52,590	21,735	362.0	41.3%	18
			湖西市	60,306	25,825	554.1	42.8%	16
			伊豆市	31,625	16,738	602.3	52.9%	12
			御前崎市	33,227	13,000	669.1	39.1%	19
			菊川市	47,827	11,594	298.8	24.2%	25
			伊豆の国市	49,353	33,505	796.9	67.9%	8
		事業未着手(1市)			45,091			
市計				3,513,769	2,243,703	44,094.9	63.9%	
町 (12町)	事業実施中 (7町)	供用中 (7町)	南伊豆町	8,574	2,313	118.6	27.0%	24
			函南町	37,929	26,612	450.0	70.2%	7
			清水町	32,690	19,980	343.8	61.1%	10
			長泉町	42,899	30,715	458.7	71.6%	6
			小山町	18,933	4,245	202.2	22.4%	27
			吉田町	29,691	11,608	265.6	39.1%	20
			森町	18,734	4,453	158.6	23.8%	26
		事業未着手(5町)			42,400			
町計				231,850	99,926	1,997.5	43.1%	
県計(35市町中29市町事業実施)				3,745,619	2,343,629	46,092.4	62.6%	

※行政人口は、H24.7法改正により住民基本台帳人口は『外国人込み』

処理人口は供用開始公示済み人口であり、平成29年4月1日公示分を含む。

ウ 浜名湖の水環境の保全

(ア) はまなこ環境ネットワークの活動

- ・浜名湖流域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなこ環境ネットワーク」では、平成 28 年度は、会員間の連携と交流促進を図るための交流会の開催や、子供を含む一般住民を対象とした環境意識の啓発のための環境教育プログラムを実施するなど、住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜名湖の環境保全を推進。【自然保護課】

(イ) 浜名湖クリーン作戦

- ・「浜名湖の水をきれいにする会」（会長浜松市長）では、毎年 6 月に、浜名湖一斉清掃を実施。平成 29 年度は 6 月 4 日（日）に開催され、約 20,800 人が参加。【自然保護課】

エ 鉄道騒音等の監視

(ア) 新幹線鉄道騒音・振動対策

- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準や振動に係る指針値の達成状況を把握するため、実態調査を実施。【生活環境課】

(イ) 航空機騒音対策

- ・航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、県が航空自衛隊静岡基地周辺及び富士山静岡空港周辺で、浜松市が航空自衛隊浜松基地周辺で実態調査を実施。【生活環境課】

(ウ) 騒音低減に係る要望

- ・新幹線鉄道騒音・振動や航空機騒音が環境基準等を超過した場合には、各事業者に対して騒音・振動低減対策の実施を要望。【生活環境課】

オ 富士山静岡空港周辺地域の生活環境・自然環境保全対策

- ・空港周辺地域の環境を保全するため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施。
- ・周辺地域と調和した魅力あふれる空港を目指し、地元 N P O 法人との協働による自然環境活用や景観形成の取り組みを実施。

【空港運営課】

カ 自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減

(ア) 低公害車の普及

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例において、県民等の努力義務として低公害車の導入を規定。
- ・低公害車普及イベントへの後援等による啓発活動に努め、低公害車の普及を促進。
- ・県では、平成 28 年度に低燃費かつ平成 21 年度低排出ガス認定車 1 台、低燃費かつ平成 17 年度低排出ガス認定車 63 台、ハイブリッド車 4 台の低公害車を導入。

【生活環境課】

(イ) 騒音の監視

- ・県内全市において、幹線道路における常時監視を実施し、環境基準の適合状況を調査。調査結果は、公表するとともに「静岡県自動車交通公害対策推進協議会」を通じて国、県の関係部局等で情報を共有し、対策を推進。【生活環境課】

(ウ) 沿道環境の整備

- ・低騒音舗装の敷設などにより自動車交通による騒音の低減を推進。
- ・バイパスの整備や交差点改良など交通流の円滑化などにより、自動車排出ガスによる大気汚染の低減を推進。

【道路企画課】

キ アスベストの飛散防止

(ア) 解体・改修作業の監視

- ・大気汚染防止法に基づいて、吹付けアスベスト等使用建物の解体・改修作業を事前に届出。届出者は、作業基準を遵守。
- ・平成 28 年度は、県に届出のあった 82 件の作業現場のうち、64 件の立入検査を実施。

【生活環境課】

(イ) アスベストの取扱いに関する知識の普及啓発

- ・住民向けやビルオーナー向けのパンフレットを配布し、アスベストに関する正しい知識と適切な対応について啓発活動を実施。

【生活環境課】

(ウ) 静岡県アスベスト対策連絡会議の設置

- ・アスベストによる環境汚染問題は、健康被害問題、既存建物の安全対策問題、解体・改修工事の問題など様々な分野に関係しているため、他部局との連携・調整を図るため「静岡県アスベスト対策連絡会議」を設置。

【生活環境課】

(エ) 県有施設の吹付けアスベスト使用実態調査

- ・国内で未使用とされていた 3 種のアスベスト（トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）を含む建材が平成 20 年に東京都等で発見されたため、県有施設の吹付けアスベストの使用状況を 6 種について調査。
- ・調査の結果、県有施設の吹付けアスベスト含有有り施設について、アスベストの除去等の未措置の施設が 5 施設あったが、いずれも立入禁止等の対策を実施（平成 28 年 10 月）。

【生活環境課】

(オ) 国・市町との連携

- ・作業保護の観点からアスベスト使用建物の解体・改修作業の届出事務を所管する厚生労働省労働局と連携して、アスベスト解体・改修作業現場の立会い確認を実施。
- ・大気汚染防止法に定められた作業基準の遵守の観点から解体作業の届出を受理する市町に対し、事業者からアスベストの使用の有無を確認するよう要請。【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-30) 水質事故発生状況

区分	魚のへい死	油の流出	その他	計
平成 20 年度	22	37	14	73
平成 21 年度	27	60	25	112
平成 22 年度	21	60	19	100
平成 23 年度	18	52	12	82
平成 24 年度	18	55	12	85
平成 25 年度	24	55	17	96
平成 26 年度	29	55	23	107
平成 27 年度	22	65	21	108
平成 28 年度	17	65	18	100

ク 環境汚染の未然防止や汚染の拡大防止

(ア) 水質汚濁事故対応

- ・事故等により、公共用水域に汚染物質が漏洩・拡散した場合には、国や市町等の関係機関と連携の上、原因施設の設置者等に対して流出物の回収等の原状回復

措置を指導。(表IV-5-(1)-30)

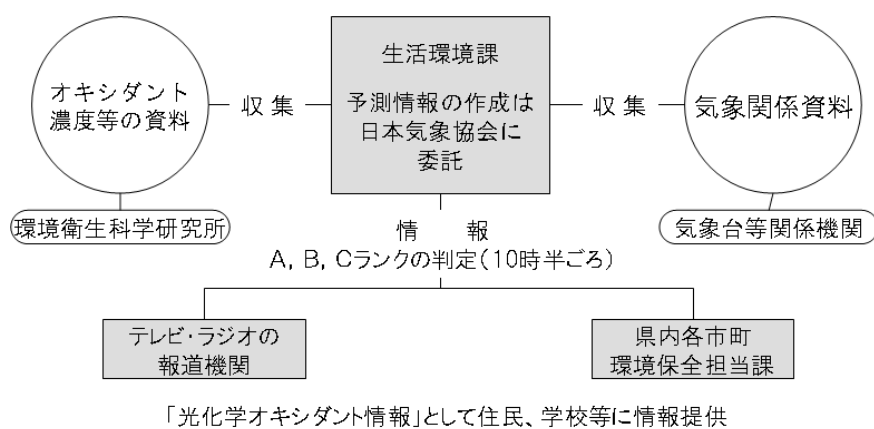
【生活環境課】

(イ) 光化学オキシダントの監視

- ・紫外線が強く気温も高い5月から9月までの間は光化学オキシダントが発生しやすいことから、市町の協力を得て、光化学オキシダントの監視体制を強化。
- ・期間中は、光化学オキシダントの発生状況を予測し、その内容を「光化学オキシダント情報」として提供。(図IV-5-(1)-23)
- ・県民の健康被害の未然防止の観点から、高濃度が発生した場合、大気汚染防止法で規定された緊急時の措置(注意報の発令等)を実施。

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-23) 光化学オキシダントに関する情報連絡網



	内容	オキシダント濃度
Aランク	発生するおそれ	オキシダント濃度0.12ppm以上
Bランク	発生しやすい	オキシダント濃度0.10ppm以上0.12ppm未満
Cランク	発生しない見込	オキシダント濃度0.10ppm未満

(ウ) 公害防止計画の策定・推進

- ・公害防止計画は、既に公害が著しい又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が作成。
- ・富士地域(富士市)では平成23年度から平成29年度までの7年間を計画期間とした公害防止計画及び公害防止対策事業計画を策定。(表IV-5-(1)-31)

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-31) 第9次富士地域公害防止計画(平成23年度~平成29年度)

策定日	平成24年3月16日	
対象地域	富士市	
目標	ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準達成
主要課題	・田子の浦港の底質汚染対策 田子の浦港のダイオキシン類による底質汚染の防止を図る。	

ケ 公害紛争に関する処理

- ・公害苦情については、公害紛争処理法において地方公共団体の責務として規定され、初期の段階での苦情相談窓口を市町が担当。
- ・県では、広域的な苦情や市町において処理が困難な苦情について、測定等の技術協力をはじめ、関係機関との連絡調整・情報提供等を実施。
- ・公害に関する紛争の処理については、弁護士・医師・大学学識者 12 人の委員からなる「公害審査会」において紛争の解決を図るため、あっせん・調停・仲裁を実施。

【生活環境課】

コ 環境負荷低減のための事業者の総合的・自主的な取組支援

- ・一定規模以上の工場又は事業場の新設又は環境負荷の増加を伴う特定施設等を設置する場合には、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係法令に基づく届出の前に、県、政令市又は特令市と協議。
- ・協議の内容は、公害の防止に関する事項だけでなく、廃棄物の発生の抑制や環境マネジメントシステムの導入等を含めた環境全般。
- ・環境への配慮を系統的に進めていると認められる ISO14001 又はエコアクション 21 の認証を取得している工場又は事業場は、協議免除届を提出することにより協議を免除。
- ・平成28年度の協議実施件数（県扱い分）は 9 件で、そのうち協議免除届が提出されたものは 8 件。（表Ⅳ-5-(1)-32）

(表Ⅳ-5-(1)-32) 平成28年度事前協議実施件数（県扱い分）

区 分	事前協議 実施件数	ISO14001 等 取得による 免除届出数	合 計
食料品製造業	0	0	0
繊維工業	0	0	0
紙・パルプ製造業	0	0	0
化学工業	1	2	3
金属製品製造業	0	0	0
鍍金工業	0	0	0
電気機械器具製造業	0	0	0
輸送用機械器具製造業	0	2	2
その他	0	4	4
合 計	1	8	9

【生活環境課】

(2) 化学物質の適正管理

《現状》

- ・私たちの生活は、さまざまな化学物質によって支えられているが、その中には、ダイオキシン類や環境ホルモンのように、適切な管理が行われない場合に深刻な環境汚染を引き起こしたり、また、長期間の蓄積により人の健康や生態系に重大な影響を及ぼしたりする物質が存在。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法が策定され、ダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容 1 日摂取量（人の体重 1 kg 当たり 4 pg (pg-TEQ/kg/日)）、環境基準値、排出基準値などが定められ、総合的なダイオキシン類削減対策を推進。

(表Ⅳ-5-(2)-1) ダイオキシン類環境実態調査結果

媒体	平成 27 年度		平成 28 年度	
	適合数/測定地点数		適合数/測定地点数	
大気	23/23		23/23	
水質	46/46		47/48	
土壌	27/27		27/27	
底質	49/49		45/45	
地下水	23/23		22/22	

- ・平成 27 年度の全国における排出量は、約 118～120 g-TEQ/年となっており、平成 9 年に比べて約 98% 削減。
- ・県内の大気や水質等のダイオキシン類を調査した結果、平成 28 年度は水質の 1 地点で環境基準を達成しなかった。（表Ⅳ-5-(2)-1）

【生活環境課】

《課題》

- ・化学物質の有害性の有無や影響の仕組みに係る知見の集積や科学的な解明が必要。
- ・化学物質取扱い事業所に対してより一層の化学物質の適正管理の指導が必要。

【生活環境課】

《施策の展開》

ア 排出基準遵守の指導や環境モニタリング調査の実施

- ・市町のごみ焼却施設について、法令による排出ガス規制に対応できるよう、指導を実施。
【廃棄物リサイクル課】
- ・廃棄物焼却施設の排出ガスや焼却灰等の埋立地の放流水について、施設の構造基準や維持管理基準に従い、ダイオキシン類の排出基準を遵守するよう立入調査等により指導。
【生活環境課、廃棄物リサイクル課】
- ・県立高校等、県有施設の小型廃棄物焼却炉202基について、周辺環境汚染の未然防止を図るため、平成17年度から24年度までの8年間ですべて解体撤去。（表Ⅳ-5-(2)-2）

【生活環境課、廃棄物リサイクル課】

（表Ⅳ-5-(2)-2） 県の小型焼却炉解体撤去

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 24 年度	計
解体撤去 基数	67	66	63	5	1	202

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、廃棄物焼却施設等のダイオキシン類の自主測定（年 1 回以上）の実施及び測定結果の知事への報告等を事業者に対して指導し、県ホームページで公表。
【生活環境課、廃棄物リサイクル課】
- ・野焼きや小規模焼却炉による焼却について、廃棄物処理法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制を遵守するよう事業者等を指導。
【生活環境課、廃棄物リサイクル課】
- ・ダイオキシン類の発生源対策として、「静岡県ごみ処理広域化計画」に基づき、広域化の推進による小規模施設の集約化を支援している。
【廃棄物リサイクル課】
- ・未然防止対策として、ダイオキシン類の主な排出原因は廃棄物の焼却行為であるため、廃棄物の発生抑制やリサイクル等を推進している。
【廃棄物リサイクル課】

イ 化学物質が検出された場合の原因究明や継続監視

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌等について、ダイオキシン類の環境モニタリングを実施。
【生活環境課】

- ・田子の浦港における環境基準を超える底質ダイオキシン類含有土砂は、「田子の浦港底質（ダイオキシン類）浄化対策事業計画」に基づき、平成16年度から浚渫除去に着手。
- ・平成27年度も引き続き浚渫除去を実施。【港湾整備課】
- ・環境基準を超える水質・底質ダイオキシン類が検出された巴川遊水地第4工区においては、対策基本計画に基づき、平成19年度から対策に着手し、平成24年度に対策工事を完了。平成25年度より対策の効果を検証するためのモニタリング調査を実施中。【河川海岸整備課】
- ・愛知県境（境宿地区）におけるダイオキシン類大気環境調査結果が環境基準を上回ったことを受け、越境汚染の影響も勘案し、平成22年度から環境調査を実施し、環境基準に適合していることを確認。【生活環境課】

ウ 未規制化学物質等による環境汚染の実態調査

(ア) 内分泌かく乱化学物質

- ・魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとされた、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールAの2物質の調査を実施。【生活環境課】

(イ) 「PRTTR制度」対象化学物質

- ・N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド(DDAO)の1物質について5地点で調査。【生活環境課】

(ウ) 残留性有機汚染物質（POPs条約規制物質）

- ・パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩、パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩の2物質について5地点で調査を実施。【生活環境課】

(エ) 有機スズ化合物

- ・トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物について、環境省が定めた水質評価指針値(0.01 μ g/l)を過去5年間の調査で超過した港湾2地点について継続調査を実施。【生活環境課】

(オ) 環境省委託事業

- ・環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、環境中の化学物質の実態把握を実施。【生活環境課】

エ リスクコミュニケーションの推進

(ア) PRTTR制度に基づく化学物質適正管理の推進

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、排出量等の情報を県民に対して積極的に提供。
- ・事業者による有害化学物質の自主的な削減を推進。【生活環境課】

(イ) リスクコミュニケーションを通じた地域との情報交換

- ・化学物質排出量の多い物質、業種別や大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、グラフ表示化など分かりやすくまとめた冊子及び県ホームページ等で周知。
- ・平成28年度には県内4か所で事業者、地域住民、行政が参加した環境対話集会や「化学物質管理セミナー」を開催。

- ・行政、事業者、地域住民が相互の情報交換を通じて、リスクに対する情報や認識を共有することによって、化学物質に対する正しい理解と工場等での化学物質排出削減対策を促進。

【生活環境課】

オ 公害防止管理者を対象とした再教育研修の実施

- ・県内の事業場において選任されている公害防止管理者を対象に、毎年度、県東部及び県西部の2箇所で開催。

【生活環境課】

(3) 花と緑のうらおいある魅力的なまちづくりの推進

《現状》

- ・平成27年度の県政世論調査では、「身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は54.8%となり、50%前後で推移。

【環境ふれあい課】

《課題》

- ・県民参加による緑化を推進するため、緑化関係団体と連携し、緑化ボランティア団体の活動支援を進めるほか、技術面も含めた研修によるボランティアの人材養成に取り組んでいく必要がある。また、保育園などの公共空間の芝生緑化への支援や管理しやすい芝生の研究調査を進め、芝生を普及することが必要。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 県民参加による緑化の推進

(表IV-5-(3)-1) グリーンバンク事業の主な実績 (単位:千円)

- ・「ふじのくにの魅力をもつ花と緑のまちづくり計画」に基づき、花と緑の量的・質的な充実を図るため、関係部局や緑化関係団体と連携し、公共空間の緑化や更なる県民参加による持続的な緑化を推進。

区 分	平成27年度		平成28年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費
草花種子球根、緑花木配布	4,761 団体	19,075	4,621 団体	18,591
ボランティア活動支援	151 団体	17,470	143 団体	16,259
ボランティア研修	2,143 人	11,159	4,268 人	13,378
優良景観樹木の保全	27 か所	23,365	24 か所	22,292
四季を彩る森林景観づくり	35 か所	10,388	27 か所	9,786

- ・(公財)静岡県グリーンバンクが実施する緑化事業への助成を通じ、県民に緑の大切さを普及啓発するとともに、平成28年度は緑化活動費の支援(143団体)と緑化資材を配布(延べ4,621団体)。また、緑化を実践するボランティアに対して人材養成研修を40回実施(延べ4,268人)。(表IV-5-(3)-1)

【環境ふれあい課】

イ 芝生文化創造プロジェクトの推進

- ・芝生を活用した都市緑化を促進するため、平成24年度から「芝草文化創造プロジェクト」を実施しており、「芝生緑化の普及促進」と「研究調査」の両輪により芝生地拡大を目指す。「芝生緑化の普及促進」では、(公財)静岡県グリーンバンクと連携し、園庭・校庭や公園などに芝生を広げる活動に対し支援。「研究調査」では、磐田市にある静岡県農林技術研究所内に設置した芝草研究所がスポーツターフの開発や、効率のよい芝生の育成管理方法の確立を目指す。 【環境ふれあい課】

ウ 都市公園・緑地の整備や道路などの緑化の推進

- ・第2章第1節(1)エに掲載 【公園緑地課】

エ 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進

- ・“ふじのくに” ならではの多様なライフスタイルやライフステージに対応する生活と自然が調和した「豊かな暮らし空間創生」の普及啓発。
- ・「豊かな暮らし空間創生推進協議会」と連携し、市町や事業者に対する研修会やアドバイザー派遣等を実施。

【住まいづくり課】

オ 協働による美化活動の推進

- ・第1章第2節(2)ウに掲載 【道路保全課】
- ・平成28年度は、ふれあい花壇オーナー制度による花壇の管理・運営（浜名湖ガーデンパーク）、チューリップまつりに向けた球根の植栽（吉田公園）、花いっぱい活動（静岡県草薙総合運動場）を始めとした幼稚園、学校等の奉仕活動やボランティアの受け入れによる花壇づくり等（各公園）、ホテルの保護活動（愛鷹広域公園）等を実施。

【公園緑地課】

(4) 環境アセスメントの実施の指導

《現状》

- ・生活環境や自然環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業の実施に当たり事業者が行う環境影響評価について、専門家の意見を聴く等により審査し、事業者に対し環境影響の回避、低減を指導、助言。
- ・県は、環境影響評価法の対象事業に加え、法対象外の事業であっても環境への影響が懸念される場合に、対象事業や規模を拡大して静岡県環境影響評価条例の対象とし、幅広く環境影響評価手続の実施を指導。

【生活環境課】

《課題》

- ・東日本大震災以降、電力需給のひっ迫等による早急な電源確保の必要性から、既設の工場において自家発電施設を新設するケースが増加。
- ・平成28年4月から電気事業法の改正により電力の小売が全面自由化されたため、社会情勢の変化に応じた環境影響評価制度の運用。

【生活環境課】

《施策の展開》

ア 環境影響評価の推進

(ア) 静岡県環境影響評価条例の改正

- ・電気事業法の一部改正（電力の小売前面自由化）により、平成28年4月1日より一般電気事業者

という事業類型がなくなった。これに伴い、一般電気事業者とそれ以外の事業者を区別している環境影響評価条例施行規則を一部改正。(一般電気事業者とそれ以外の事業者との区別をなくしたことで、一般電気事業者にとっては、規制の強化。) 【生活環境課】

(5) 調査・研究の充実

《現状》

- ・ 科学技術の進歩や産業の発展等により、現在の環境問題は複雑かつ多様化。
- ・ 各試験研究機関が行う、調査や研究、技術開発の成果が複雑かつ多様化する環境問題の解決に貢献している。

【研究開発課】

《課題》

- ・ 民間事業者等による調査・研究の支援にとどまらず、国や大学、民間事業者等との連携を図りつつ、地域のニーズに応じた調査・研究を進めていくことが必要。

【研究開発課】

《施策の展開》

ア 農林技術研究所

- ・ 「場の力」を活用した地域経済の活性化、豊かさを支える農林業の強化、住んでよし訪れてよし豊かな農山村に向け研究を推進。(表IV-5-(5)-1) 【研究開発課】

(表IV-5-(5)-1) 平成28年度の主な環境関係研究テーマ

本所	蒸気処理防除機の活用による水田の病害虫・雑草等管理技術の確立
	施設園芸作物における進化型IPMを構成する要素技術の開発
	難防除病害虫の防除効果安定化とイチゴ果実の輸出促進にむけたIPM体系の確立
	新しい農薬の適応選抜
	牛ふん堆肥ベースの新肥料および土壌中蓄積窒素の活用による効率的施肥管理技術の開発
茶業研究センター	根圏を制御する茶液肥管理技術の確立
	メタン発酵消化液を利用した茶施肥管理技術の開発
	省力的かつ効率的なチャ病害虫防除技術の確立
果樹研究センター	カンキツ園における生物多様性の機能を活用した害虫管理技術の開発
	生育調節及び病害虫防除等新資材の開発
	ヒトと環境に優しい柑橘における年1回施肥法の確立
森林・林業研究センター	シカ個体数削減過程で生じる捕獲効率低下の抑制に関する研究
	果樹園での加害獣判別と捕獲技術の確立およびイノシシの成獣捕獲技術の開発

イ 畜産技術研究所

- ・ 畜産物の生産活動に伴う環境負荷を低減するため、家畜排せつ物の適正処理と資源としての有効利用技術の開発等を実施。(表IV-5-(5)-2) 【研究開発課】

(表Ⅳ-5-(5)-2) 平成 28 年度の主な環境関係研究テーマ

本所	朝霧地域の草地における土壌流亡防止法の確立
	輻射熱分解炉による家畜糞の減容化とエネルギー回収技術の可能性調査
中小家畜研究センター	豚舎からの悪臭除去技術の開発
	養豚浄化槽で発生する高活性アナモックス菌の特性の解明

ウ 水産技術研究所

- ・「海・川の恵みの持続的利用の確保」に向け研究を推進。(表Ⅳ-5-(5)-3) 【研究開発課】

(表Ⅳ-5-(5)-3) 平成 28 年度の主な環境関係研究テーマ

榛南海域の大規模藻場造成に向けたサガラメの移植方法の開発

エ 工業技術研究所

- ・環境分野をビジネス戦略と考える県内企業を育成するため、環境関連技術の研究開発を実施。(表Ⅳ-5-(5)-4) 【研究開発課】

(表Ⅳ-5-(5)-4) 平成 28 年度の主な環境関係研究テーマ

本所	無線・自立型センサモジュールの開発ー風力発電機監視システムへの応用ー
	低コスト小規模バイオマス発電システム用ガス化炉の開発
	バイオマス由来活性炭を用いた電気二重層キャパシタの量産化
富士工業技術支援センター	トイレットペーパーに新聞古紙を利用するための技術開発
浜松工業技術支援センター	低環境負荷の注染用防染糊の開発

オ 環境衛生科学研究所

- ・試験検査、調査研究、危機管理、技術指導、環境教育、情報の収集・成果の公表等を実施。(表Ⅳ-5-(5)-5) 【環境政策課】

(表Ⅳ-5-(5)-5) 平成 28 年度の主な環境関係研究テーマ

静岡県河川流域における地下水熱交換システム適地評価に関する研究
低 VOC 型水性塗料の排水処理技術の開発
富士山地域における未利用エネルギー活用に関する研究
PM2.5 注意喚起情報発表における地区分けに関する研究
PM2.5 大気自動測定器捕集フィルターによる水溶性成分の把握
環境基準超過河川の水質現状把握

カ 試験研究機関の連携による研究の推進

- ・本県の新たな成長に貢献し、重要な政策課題を技術的に解決するため、異なる技術分野の相互連携による分野横断型の「新成長戦略研究」を実施。(表Ⅳ-5-(5)-6) 【研究開発課】

(表Ⅳ-5-(5)-6) 新成長戦略研究の環境関係研究テーマ

研究テーマ	研究期間	中核研究機関
分散型エネルギー社会に貢献する小型メタン発酵プラントの開発	平成 26 年～28 年度	工業技術研究所、農林技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所

キ 国や他の地方公共団体、民間の研究機関等との連携の強化

- ・ 県試験研究機関は、科学技術の急速な進歩や行政課題の多様化などを背景に、国の研究機関、独立行政法人、大学・高専等の外部研究機関や民間企業との共同研究に積極的に取り組み、産学官の連携を強化。 【研究開発課】

ク 成果の普及

- ・ 調査・研究成果の普及に向け、研究発表会の開催や情報誌の発行、インターネットのホームページを通じた情報発信等を実施。
- ・ 各試験研究機関が合同で企業や一般県民等を対象とした研究成果発表会を開催するとともに、新成長戦略研究の成果集を年1回発行。
- ・ 農林技術研究所では、研究発表会を開催するとともに、「研究報告」、「試験成績概要集」（本所及び各センター年1回発行）、「試験研究成果情報」、「あたらしい農業技術」、「あたらしい林業技術」、「農林技術研究所 NEWS」を発行。
- ・ 畜産技術研究所では、関係業界に対する研究発表会に加え、新たに消費者を対象とした成果発表会を開催。また、「研究報告」、「試験研究成果情報」、「あたらしい農業技術」、「畜技研だより」、「研究トピックス」などを発行。
- ・ 水産技術研究所では、毎年、研究発表会を開催するとともに、「研究報告」、「試験研究成果情報」、「あたらしい水産技術」、「事業報告」を年1回発行するほか、4種類の広報誌を発行。
- ・ 工業技術研究所では、研究発表会や環境関連技術を含んだ技術講習会を開催。また、「研究報告」、「研究成果事例集」、「静岡県工業技術情報」を発行するほか、本所及び各工業技術支援センターで「NEWS」を発行。 【研究開発課】
- ・ 環境衛生科学研究所では、業務研究発表会を開催するとともに、各種学会や研究発表等での発表報告や、論文発表を実施。また、環境衛生科学研究所情報誌「環衛レポート」を年3回発行するほか、「静岡県環境衛生科学研究所報告」を年1回発行。 【環境政策課】